

2026 年 9 月 8 日

各 位

会社名 株式会社 B l u e M e m e
(証券コード：4069 東証グロース市場)
代表者 代表取締役社長 松岡 真功
問合せ先 財務本部長 岩川 隆幸
TEL 03-6712-8196 (代表)

特別調査委員会の調査報告書の公表及び当社の対応に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 4 日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、同日、特別調査委員会より調査報告書を受領いたしました。

この度、当該調査報告書について、個人のプライバシー、取引先企業等の機密情報の保護等の観点から部分的な非開示措置を施した「調査報告書（公表版）」が確定いたしましたので、添付のとおり、公表いたします。

記

1. 特別調査委員会の調査結果

特別調査委員会による調査結果につきましては、添付の「調査報告書（公表版）」をご覧ください。

2. 業績等への影響額（暫定値）

当社は、2026 年 5 月 28 日付「（開示事項の経過）2026 年 3 月期決算発表の日程変更に関するお知らせ（経緯及び過年度までの暫定影響額について）」にて、本件による各決算期の過年度までの業績への影響額（暫定値）を公表しておりましたが、特別調査委員会による調査結果を踏まえた各決算期の連結業績への影響額（暫定値）は以下のとおりであります。

なお、本日時点でも、監査法人による監査手続を継続しており、「修正後（暫定値）」、「影響額」及び「影響率」は変動する可能性があります。確定値につきましては、監査法人による監査手続の完了後、確定次第、開示いたします。

(1) 連結売上高

決算期	既開示額	修正後（暫定値）	影響額	影響率
2020 年 3 月期	1,800	1,743	△57	△3.2%
2021 年 3 月期	2,101	2,129	27	1.3%
2022 年 3 月期	1,942	1,942	0	0.00%
2023 年 3 月期	2,289	2,289	-	-

決算期	既開示額	修正後（暫定値）	影響額	影響率
2024 年 3 月期	2,506	2,506	-	-
2025 年 3 月期	2,349	2,349	-	-

(2) 連結営業利益

決算期	既開示額	修正後（暫定値）	影響額	影響率
2020 年 3 月期	31	△2	△33	-
2021 年 3 月期	175	182	6	4.0%
2022 年 3 月期	375	380	5	1.3%
2023 年 3 月期	358	363	5	1.4%
2024 年 3 月期	253	256	3	1.2%
2025 年 3 月期	31	35	4	12.8%

(3) 連結純資産

決算期	既開示額	修正後（暫定値）	影響額	影響率
2020 年 3 月期	358	324	△33	△9.5%
2021 年 3 月期	523	497	△26	△5.0%
2022 年 3 月期	2,397	2,372	△25	△1.0%
2023 年 3 月期	2,659	2,640	△19	△0.7%
2024 年 3 月期	2,609	2,593	△16	△0.6%
2025 年 3 月期	2,537	2,525	△12	△0.5%

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

本影響額の暫定値は、税務上の取扱いを精査中であるため、税金費用は考慮しておりません。

3. 今後の対応について

（1）過年度の有価証券報告書等及び決算短信等について

当社は、特別調査委員会による調査結果を踏まえ、過年度の会計処理および財務諸表に与える影響額を精査のうえ、2026 年 9 月 30 日までに、過年度の有価証券報告書等及び内部統制報告書の訂正報告書の提出、並びに決算短信等の訂正を行う予定です。

（2）2026 年 3 月期有価証券報告書及び決算短信について

当社は、2026 年 6 月 30 日付「有価証券報告書の提出期限延長申請書の承認に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、延長後の提出期限である 2026 年 9 月 30 日までに、2026 年 3 月期有価証券報告書の提出及び決算短信の発表を行う予定です。

（３）再発防止策の策定・実行

当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策の提言を踏まえ、具体的な再発防止策を策定し、取り組んでまいります。具体的な再発防止策については、確定次第速やかに公表いたします。

株主の皆様、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

以 上

調査報告書

(公表版)

2026 年 9 月 4 日

株式会社B l u e M e m e 特別調査委員会

本調査報告書（公表版）は、株式会社B l u e M e m e による对外公表を想定し、特別調査委員会が 2026 年 9 月 4 日に同社に提出した「調査報告書」について、同委員会が、プライバシー、個人情報保護及び機密情報保護等の観点から、個人や取引先、製品等の特定につながる可能性のある情報を抽象化するとともに、同社が決定した对外公表の方針に従ってマスキングを行うなどして部分的な非開示措置を施したものである。

株式会社B l u e M e m e 取締役会 御中

特別調査委員会

委員長 三 宅 英 貴

委 員 藤 田 大 介

委 員 大 西 良 平

目次

第1章 調査の概要	1
第1 特別調査委員会を設置した経緯	1
1 2026年3月期決算発表の日程変更	1
2 2026年5月28日付け適時開示による経緯及び概要の開示	1
3 特別調査委員会の設置	2
第2 調査の対象及び範囲	2
第3 当委員会の調査体制	3
1 当委員会の構成	3
2 調査補助者	4
3 事務局	4
第4 当委員会の運営方針	4
第5 調査期間	5
第6 調査対象期間	5
第7 実施した調査手続の概要	5
1 当初調査の引継ぎ	6
2 関係資料の確認等	6
3 デジタルフォレンジック	6
4 当社の役職員・元役職員その他の関係者に対するヒアリング	7
5 外部機関に対する質問状による事実確認	7
6 会計データ等の検証・分析手続	7
7 社内アンケート調査	8
8 ホットライン（情報提供窓口）の設置・運営	8
9 監査の基準の解釈に関する専門家に対する意見照会	9
第8 留意事項	9
1 任意調査による限界	9

2 「不正」や「不正な財務報告」への該当性の評価の趣旨	9
3 調査の網羅性の限界	10
第2章 基礎的な事実関係	11
第1 当社の会社概要	11
第2 当社の事業内容・沿革等	11
1 事業内容等	11
2 沿革	12
3 業績の推移	14
第3 コーポレート・ガバナンスの状況等	15
1 取締役会の体制・活動状況	15
2 監査等委員会の体制・活動状況	15
3 経営会議の体制・活動状況	16
4 内部監査の体制・活動状況	16
5 会計監査の状況	17
第4 業務執行の体制・活動状況等	18
1 本部制の業務執行体制	18
2 コンプライアンスの取組み	20
3 内部通報制度の運用状況	20
第3章 本件疑義に関する調査結果	22
第1 調査結果の概要	22
第2 判明した事実関係	22
1 背景事情	22
2 本件ソフトウェア取引の検討開始及び交渉経緯	27
3 本件ソフトウェア契約書に基づく本件共通部品一式の提供状況等	54
4 本件念書に記載された事項の履行状況	56

5 本件疑義の発覚前後の事実経過	66
第3章 当委員会の評価	72
1 会計処理についての評価	72
2 「不正」への該当性	76
第4章 類似事案に関する調査結果	81
第1 調査結果の概要	81
第2 b社に対するソフトウェアライセンス取引の売上の前倒し計上の疑義	81
1 判明した事実関係	81
2 当委員会の評価	87
第3 他の類似事案の有無に関する調査結果	89
1 実施した調査手続の概要	89
2 h社とのソフトウェアsに関する取引	90
3 当委員会の評価	92
第5章 当委員会の調査結果を踏まえた当社の連結財務諸表に対する影響額	93
第1 本件ソフトウェア取引の影響額	93
第2 b社事案の影響額	94
第6章 発生原因の分析	95
第1 不正のトライアングルによる原因分析	95
1 動機・プレッシャーについて	95
2 機会について	97
3 姿勢・正当化について	98
第2 経営者不正の発生原因	98
1 経営トップの誠実性の問題	98
2 経営トップに対するガバナンスの問題	99
第7章 再発防止策の提言	101

第 1	誠実性に問題のない経営者による財務報告の体制構築	101
第 2	経営者不正の再発防止のためのガバナンス強化	101
1	監査等委員会と監査法人との連携強化	101
2	内部監査部門の体制整備と三様監査の連携強化	102
3	内部通報制度の運用強化	103
第 3	検討を要するその他の改善策	103
1	適時開示体制の運用徹底	103
2	組織風土の改善	104
別紙 1	弥永真生教授の 2026 年 8 月 26 日付け意見書	
別紙 2	当社が [REDACTED] までに a1 社から派遣を受けていた技術者及びその業務委託費単価	
別紙 3	2025 年 11 月に E 氏から B 氏に提供された「2020 年 5 月以降の請求（回収）_E 氏」の記載内容	

略語集

略語	正式名称
当社	株式会社 BlueMeme
OPENMODELS 社	株式会社 OPENMODELS
BM Partners 社	株式会社 BlueMeme Partners
マイクロコート社	マイクロコート株式会社
アルターデザイン社	株式会社アルターデザインコンサルティング
EY 新日本	EY 新日本有限責任監査法人
新収益認識会計基準	「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）

第1章 調査の概要

第1 特別調査委員会を設置した経緯

1 2026年3月期決算発表の日程変更

当社は、2026年3月期の決算発表に向けた準備を進めていた過程において、2020年3月期から2026年3月期までの一部の取引に関し、会計上の処理の妥当性をより慎重に確認すべきと認識したことから、事実関係の確認及び精査を円滑に進めるために外部専門家を交えて調査を行っているとして、2026年5月13日、同日に予定されていた2026年3月期の決算発表を日程変更する旨の適時開示を行った。

2 2026年5月28日付け適時開示による経緯及び概要の開示

その後、当社は、2026年5月28日付け適時開示（以下「**本件暫定影響額開示**」という。）において、2026年3月期決算発表の日程変更の経緯及び概要について、当社の会計監査人であるあおい監査法人からの情報提供を契機として、当社が過去において行った特定の取引先に対する取引について、売上の計上時期及び会計処理並びにこれに伴う仕入取引の会計処理に誤りがあったこと（以下「**本件疑義**」という。）が2026年2月19日に判明した旨を公表した。

また、同適時開示では、当社は、2020年3月期から2026年3月期までを対象期間として、社外の専門家を主査とする調査体制による本件疑義の事実関係の解明及び類似案件の有無等の調査（以下「**当初調査**」という。）を実施しており、以下の途中経過報告を受けた旨を公表するとともに、2020年3月期から2025年3月期までの暫定影響額を公表した。

【当初調査の途中経過報告】

- 2020年3月のライセンス販売（30百万円）に関して、取引後、当該取引先とのその後の協業検討に伴い、当該取引先からの派遣外注費の値上げ要請に応じたものの、これらの取引は別個ではなく一連の取引として処すべきであり、当該値上げは実質的に販売代金の戻入に相当することから、当時の売上計上要件の1つである現金または現金同等物の受領の事実は認められず、また、收受した代金は負債として処理し、取引後から現時点でも続いている当該派遣外注費の値上げ額（年額4百万円程度）は、費用ではなく当該負債の取り崩しとして処理すべき
- 2020年3月の売上の一部（27百万円）は2020年4月に計上すべき

そして、本件暫定影響額開示によると、2020年3月期は、売上高57百万円、営業利益33百万円及び純資産33百万円がそれぞれ過大計上されており、営業利益ベースでは、本来営業損失1百万円であったところを営業利益31百万円と開示していたことが明らかとなった。

なお、当社は、2026年5月28日、本件暫定影響額開示に加え、会計監査人による2026年3月期計算書類等の監査手続が終了していないとして、同年6月26日開催予定の定時株主総会の継続会を開催する方針について取締役会で決議した旨を適時開示した。

3 特別調査委員会の設置

当社は、当初調査と並行して、2020年3月期から2026年3月期までの各事業年度の財務諸表について、あおい監査法人及び2025年3月期まで会計監査を実施していた当社前任会計監査人であるEY新日本による再検討が行われていたところ、EY新日本から、本件疑義の事実関係の解明及び類似案件の有無等について、より広範な視点での検証が必要ではないかとの懸念が示されたことを受け、あおい監査法人及びEY新日本とも協議の上、同懸念の解消及びより広範かつ深度のある調査を実施すべく、本件の全容解明、原因究明及び徹底した再発防止策の策定には、さらなる独立性と専門性を確保した特別調査委員会による継続調査が不可欠であるとの判断に至り、2026年6月11日開催の取締役会の決議により、外部の専門家のみで構成される特別調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置した。

第2 調査の対象及び範囲

当委員会の調査の対象及び範囲は以下のとおり設定された。

- ① 本件疑義の事実関係の解明
- ② 本件疑義に類似する事案の有無の確認
- ③ 本件疑義及び類似事案による連結財務諸表への影響の有無及び影響額の検討
- ④ 本件疑義及び類似事案が生じた原因の究明と再発防止策の提言
- ⑤ その他、特別調査委員会が必要と認めた事項

上記本章第1・2のとおり、本件疑義は、あおい監査法人からの情報提供を契機として2026年2月19日に判明しているが、具体的な経緯としては、あおい監査法人は、同月16日に、公益通報者保護法により開示できない提出元（以下「**本件情報提供者**」という。）から、当社における取締役等の不正が疑われる取引に関する資料の提出を受け、同月19日に当社監査役会に報告を行ったことによって当社が本件疑義を把握したものである。

同報告によると、あおい監査法人が提出を受けた資料には以下の記載があり、本件疑義については、当社の同報告当時の[REDACTED]であったZ氏の直接的な実行行為による関与が疑われる旨が記載されていた¹。

¹ 2021年10月1日、a1社から新設分割の方法によりa2社が設立され、システム開発関連事業が承継された。

- (1) 2020年3月30日において締結された、a1社とのソフトウェアライセンス契約に関して、実態となる取引がなく当時の売上、利益の補填を目的に実施された可能性が高い取引であること。
- (2) その後、a2社との取引において、上記のソフトウェアライセンス契約の売上相当分について実質的な返済がされるように約束されたこと。
- (3) a2社との取引は、取引実態はあるものの、上記のソフトウェアライセンス契約における金額を a3 社グループに分割して戻すために、人月単価を水増ししていること。

あおい監査法人は、提出を受けた資料の記載内容からは、2020年3月30日において締結されたソフトウェアライセンス契約（以下「**本件ソフトウェア取引**」又は同契約自体を「**本件ソフトウェア契約**」という。）における売上計上について重大な疑いを生じさせることに加え、他の取引においても同様の内容の取引が存在する可能性を示唆する記載もあり、当該資料の内容が事実であった場合、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす可能性があるとして、2026年2月19日に当社監査役会に適時に報告するとともに、高い独立性と中立性を有する調査を実施する主体の設置を要請した。

すなわち、本件疑義は、当社が把握した当初から、当社の経営トップである Z 氏が関与した 2020年3月期における売上の過大計上の経営者不正が疑われるものであった。

また、当社は、本件暫定影響額開示において、本件疑義のほか、2020年3月の売上の一部（27百万円）は 2020年4月に計上すべきとの売上の期間帰属の誤りがある取引がある旨開示したところ、当該取引は、b社に対するソフトウェアライセンス販売取引として当社が 2020年3月31日に 2,760万円²を売上計上した事案（以下「**b社事案**」という。）であり、当委員会は、上記②の類似事案の調査範囲に b 社事案を含めることとした。

第3 当委員会の調査体制

1 当委員会の構成

当委員会は、下表のとおり、いずれも当社と利害関係を有しない外部専門家 3 名により構成されている。

委員長	三宅 英貴（弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業）
委員	藤田 大介（公認会計士 株式会社 KPMG Forensic & Risk Advisory）

² 税抜の金額であり、以下、本調査報告書では、特に明記しない限り、税抜の金額を使用する。

委員	大西 良平（弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業）
----	--------------------------------------

上記本章第 2 のとおり、本件疑義は当社の経営トップが関与する経営者不正が疑われる事案であることを踏まえ、当委員会は、当社の執行部門や監督・監査機関からの独立性を確保するため、当社と利害関係のない外部専門家のみで構成される一方、当社の決算・監査対応との必要最小限の連携を確保する観点から当社との適切な範囲の情報共有等の連携を想定した特別調査委員会として組成された。

2 調査補助者

当委員会は、以下の外部専門家を調査補助者として選任し、当委員会の策定した調査計画・方針のもと、各種の調査手続の実施に活用した。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業

白土 梨英子（弁護士）	石井 南帆（弁護士）
北泉 隆之（弁護士）	賀来 文恵（弁護士）
清水 洸佑（弁護士）	園部 稜太（弁護士）
小林 昂生（弁護士）	

株式会社 KPMG Forensic & Risk Advisory

塩野 祐輝（公認会計士・弁護士）	石坂 穂（公認会計士）
綾 浩平（公認会計士）	折戸 伸樹（公認会計士）
中村 久美子	宮村 恵理
内田 健 他 3 名	

3 事務局

当委員会は、[redacted]
[redacted] 所属の社員 1 名の合計 3 名を当委員会の活動を支援する事務局として選任し、当委員会の資料依頼への対応やヒアリングの調整など事務的な作業にのみ従事させた。

第 4 当委員会の運営方針

当委員会は、上記本章第 3・1 のとおり、決算・監査対応のために当社との適切な情報共有等の連携を行う一方、本件疑義は経営者不正が疑われる事案であることを踏まえ、当社からの独立性を確保して運営することとした。

具体的には、当委員会は、調査の焦点や進捗状況等の情報共有の範囲を当委員会の委員・調査補助者に加えてあおい監査法人と EY 新日本に限定するとともに、当社と

の間で合意した以下の各事項に従って運営した。

- ① 当委員会は、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を最大限尊重して活動すること
- ② 当委員会は、当社の有利不利にかかわらず独立性・客観性を確保した調査を実施してその調査結果を当社の取締役会に報告すること
- ③ 調査の方針・手続を立案・決定する権限は当委員会に専属すること
- ④ 成果物である調査報告書の起案権は当委員会に専属すること
- ⑤ 当社は、当委員会の調査に全面的に協力する義務を負い、当社及びその子会社や関連会社の役職員をして、当委員会の調査に全面的に最優先で協力するよう指示すること
- ⑥ 当社は、当委員会の調査結果について、当委員会の名義で当委員会が作成する調査報告書（公表版）をもって対外公表を行うこと

また、当委員会は、決算・監査対応のための当社との情報共有等の連携については、当社がアドバイザーとして選任した外部の弁護士及び公認会計士との間でコミュニケーションを行った。

第5 調査期間

当委員会は、2026年6月11日に設置され、同日から同年9月3日までの期間、各種の調査及び調査結果のとりまとめを行った。

なお、当社は、2026年3月期有価証券報告書について、当委員会の調査、その後の当社の決算関連手続、会計監査人による監査手続にも相応の時間を要する見込みで提出期限までに監査報告書を受領することができないとして、提出期限を2026年6月30日から同年9月30日に延長する提出期限承認申請書を同年6月29日に関東財務局に提出し、翌30日に承認を受けた。

第6 調査対象期間

当初調査の調査対象期間は2019年8月1日から2026年4月28日までの期間とされていたところ、当委員会は、当初調査の途中経過報告では売上の期間帰属の問題が把握されていたことを踏まえ、2020年3月期から2026年3月期の7事業年度とその前後1か月の売上の期間帰属を検証する観点から、2019年3月から2026年4月までを調査対象期間として設定した。

第7 実施した調査手続の概要

当委員会は、調査期間中、全委員が参加する定例の委員会を合計12回開催した。また、当委員会は、調査期間中、当社の現任会計監査人であるあおい監査法人及び前

任会計監査人である EY 新日本と週次の定例会を開催して調査の進捗報告等のコミュニケーションを行って調査を進めた。

当委員会が実施した主な調査手続の概要は以下のとおりである。

1 当初調査の引継ぎ

当委員会は、調査を効率的に進めるため、当初調査を担当した弁護士及び公認会計士から、当初調査の経過や当社に行った途中経過報告の内容等の説明を受けた上、当初調査で収集された関係資料の引継ぎを受けた。

2 関係資料の確認等

当委員会は、当初調査で収集された関係資料及び当委員会設置後に当社から入手した関係資料を確認した。具体的には、当社の組織図、役員・従業員一覧、社内規程類、本件ソフトウェア取引に関する契約書その他の証票類、経営会議及び取締役会の議事録といった関係資料に加え、当初調査で実施された関係者に対するヒアリングの議事録、デジタルフォレンジックのレビュー手順書・検出事項、アンケート調査に関する資料・回答状況一覧、臨時情報提供窓口に関する資料及び途中経過報告資料等を確認した。

また、当委員会は、当委員会設置前日の 2026 年 6 月 10 日に全委員候補者で当社本店を訪問し、当社の沿革、事業内容、組織体制等についての説明を受けた。

3 デジタルフォレンジック

当委員会は、当初調査で既に保全・解析していた Z 氏ら当社役職員（一部退職者を含む。）5 名及び a1 社の元従業員 1 名（当社から a1 社に対する業務委託により当該従業員が当社の業務に関与する際に利用していた当社アカウント）の 2019 年 8 月から 2026 年 4 月までの期間の [redacted] メールデータ、[redacted] チャットデータ及び [redacted] [redacted] チャットデータに加え、当初調査で実施されたデジタルフォレンジックの検出事項を引き継いだ。

その上、当委員会は、本件疑義にとどまらず、類似事案に関連するデータや本件疑義を把握した際の当社の初動対応の状況なども視野に入れたより広範かつ深度のある調査を実施するため、A 氏（当社が 2026 年 6 月 26 日開催の定時株主総会終結時に監査等委員会設置会社へ移行する前は常勤監査役を務めていた。）を含む当社の役職員 16 名を追加の保全対象者とした上、保全対象データに [redacted] チャットデータを追加し、対象期間を 2019 年 8 月から 2026 年 6 月³までとしてデータ保全を実施

³ 当初調査で対象とした 6 名についても、2026 年 4 月から同年 6 月までの期間のデータを追加で保全した。

した。

保全したデータについては、キーワード検索等によって絞り込んだ合計 71,296 件及びこれに関連するデータを個別にレビューしてタグ付けする方法により関連するデータ 178 件を抽出し、必要に応じて事実確認等のフォローアップを行った。

レビューについては、当委員会が策定したレビュー・プロトコルに従って株式会社 KPMG Forensic & Risk Advisory の調査補助者が実施し、本事案のほか、類似事案として、売上の期間帰属の操作に限らず、その他の不適切な会計処理に関するデータも幅広く検出対象とした。

4 当社の役職員・元役職員その他の関係者に対するヒアリング

当委員会は、当初調査で実施したヒアリングの議事録を入手するとともに、一部の関係者についてはその承諾を得た上でヒアリングの録画データを入手することによって当初調査のヒアリング結果を引き継いだ。

こうした当初調査のヒアリングに加え、当委員会は、当社の役職員・元役職員その他の関係者（社外の関係者を含む。）に対する対面又は WEB 会議方式によるヒアリング（対象者：23 名、ヒアリング回数：35 回）を実施した。

当社の役職員のうち、Z 氏に対するヒアリングは合計 4 回実施した。

また、当委員会は、あおい監査法人に本件疑義に関する資料を提出した本件情報提供者に対するヒアリングを実施した。

全てのヒアリングは、当委員会の委員・調査補助者のみが参加して実施した。

なお、関係者 4 名については任意の協力が得られず、当委員会のヒアリングを実施することはできなかった（ただし、うち 1 名については、書面による質問への回答を入手する方法による事実確認を行った。）。

5 外部機関に対する質問状による事実確認

当委員会は、上場準備中に当社の役職員が本件ソフトウェア取引について外部機関に行った説明の内容等を把握するため、日本取引所自主規制法人、c 社、d 社及び EY 新日本に対し、それぞれ質問状を送付して書面又は口頭での回答を得る方法による事実確認を行った。

6 会計データ等の検証・分析手続

当委員会は、調査対象期間における利益調整目的での不適切なライセンス売上及び開発請負売上、費用計上の前倒し・繰延べ、不適切なソフトウェア資産計上を検出するための財務諸表分析・証憑突合等を実施した。

また、当委員会は、不正の兆候を把握するため、仕訳データ分析と月次ベースの財務諸表分析を実施した。

さらに、当委員会は、調査対象期間における利益調整目的での不適切な会計処理を検出するため、予算・実績の乖離状況及び業績見込みの変更状況等の分析を行った。

7 社内アンケート調査

当委員会は、調査の一環として、当社、OPENMODELS 社、BM Partners 社、マイクロコート社及びアルターデザイン社の役員・従業員⁴を対象とした過年度の不適切な会計処理に関する社内アンケート調査を実施した。社内アンケート調査では、①ソフトウェアライセンス販売代金相当額の返金に関する情報、②売上計上時期を意図的に操作する行為に関する情報、③その他の不適切な会計処理に関する情報を収集するための具体的な質問事項を設定した。

社内アンケート調査は、2026 年 6 月 30 日から同年 7 月 6 日までの間、当委員会が構築したオンライン環境のアンケートサイトを利用して実施し、対象者 182 名（回収率 100%）から回答を受領して必要に応じてヒアリングによる事実確認等のフォローアップを行った。

また、社内アンケート調査の案内文には、回答又は情報提供したこと自体を理由として、当社が不利益な取扱いをすることは一切ないと当社から確認していることに加え、回答者に真実の回答を促すインセンティブを付与するため、不適切な会計処理に係る自主申告がなされた場合、懲戒処分等がなされる可能性があるものの、早期に自主的に申告したことが懲戒処分等にあたって有利な事情として斟酌され得ると当社から確認していることを明示した。

8 ホットライン（情報提供窓口）の設置・運営

当委員会は、ソフトウェアライセンス販売代金相当額の返金、売上計上時期を意図的に操作する行為やそれ以外の不適切な会計処理に関する情報、当委員会の調査に関する意見や要望に関する情報を収集するため、当社の役員・従業員及びグループ会社の役員・従業員を対象とした情報提供窓口を 2026 年 6 月 30 日から同年 7 月 13 日までの期間にかけて設置・運営した。具体的には、当委員会の調査補助者が所属するアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業に情報提供窓口を設け、メールのほか、ファックスによる匿名の情報提供も可能として、その旨をホットライン設置の案内文に明記した。

また、同案内文には、上記本章第 7・7 の社内アンケート調査と同様、回答又は情報提供したこと自体を理由として、当社が不利益な取扱いをすることは一切ないと当社から確認していることに加え、回答者に真実の回答を促すインセンティブを付与するため、不適切な会計処理に係る自主申告がなされた場合、懲戒処分等がなされる可能性があるものの、早期に自主的に申告したことが懲戒処分等にあたって有利

⁴ 非常勤役員並びに休職中及び退職済みの社員については対象から除外した。

な事情として斟酌され得ると当社から確認していることを明示した。

上記期間中、ホットラインに対する 2 件の情報提供が寄せられ、必要なフォローアップを行った。

また、ホットラインを利用せずに当委員会に直接寄せられた情報提供もあり、必要なフォローアップを行った。

9 監査の基準の解釈に関する専門家に対する意見照会

当委員会は、財務諸表監査を行う公認会計士又は監査法人に適用される一般に公正妥当と認められる監査の基準における「不正」や「不正な財務報告」の解釈について、弥永真生明治大学専門職大学院会計専門職研究科専任教授（以下「弥永教授」という。）に対する意見照会を行った。当委員会が行った意見照会の内容を含む弥永教授の意見書は、別紙 1 のとおりである。

なお、弥永教授に対する意見照会は、一般論としての監査の基準の解釈に関するものであり、意見照会の前提として本件疑義の事実関係や事実認定上の問題点等の説明は全く行っていない。

第 8 留意事項

1 任意調査による限界

当委員会の調査は、法令上の権限に基づく直接強制又は間接強制の強制力を伴うものではなく、関係者の任意の協力のもとに実施されたものであり、仮に関係当局が法令上の権限に基づいて調査・検査等を実施した場合には当委員会の認定とは異なる事実関係が明らかになる可能性がある。実際、本件疑義や b 社事案に関与していた役職員の一部は既に退任・退職しており、当委員会は、ヒアリングへの任意の協力が得られなかったことにより、当社の元役職員等 4 名に対するヒアリングは実施できなかった。

2 「不正」や「不正な財務報告」への該当性の評価の趣旨

当委員会は、本件疑義に関する事実関係と財務諸表の虚偽表示を認定した上、一般に公正妥当と認められる監査の基準上の「不正」や「不正な財務報告」への該当性の評価を行った。こうした評価は本来財務諸表監査を行う公認会計士又は監査法人が実施すべきものであるが、当初調査において重要な論点として扱われており、その評価結果が当社の決算・監査対応や経営体制等に大きく影響する可能性があることから、当委員会としての評価を示したものである。もっとも、当委員会は、関係者の法的責任、経営責任及び管理責任の追及を目的とするのではなく、当社の取締役や監査役の善管注意義務違反等について検証や評価を行ったものではない。

3 調査の網羅性の限界

当委員会は、調査対象期間（2019 年 3 月から 2026 年 4 月）における不正な財務報告を網羅的に検出するための調査を尽くしたが、過去の事象についての役職員の記憶は減退していることに加え、一部の元職員にはヒアリング自体を実施できなかったことなどの制約があり、過去の不正な財務報告を網羅的に検出したことを保証するものではない。

第2章 基礎的な事実関係

本章では、本事案の前提となる事実関係を記載する。なお、基本的に本調査報告書の日付時点における当社の状況や体制等を記載するが、必要に応じて過去の状況や体制等についても言及する。

第1 当社の会社概要

当社の会社概要は下表のとおりである。

会社名	株式会社 B l u e M e m e (BlueMeme Inc.)
所在地	東京都千代田区神田錦町 3-20 錦町トラッドスクエア 10F
事業所	東京分室、福岡オフィス、熊本オフィス、沖縄オフィス
設立	2006 年 12 月
資本金	974,707,376 円 (2026 年 6 月 30 日時点)
事業内容	ローコード技術とアジャイル手法を中心とした DX 事業 ● ビジネスアーキテクチャ・コンサルティング ● 大規模アジャイル開発プロジェクトマネジメント ● ローコードを中心としたシステム受託開発 ● ローコードエンジニアの育成及び教育 ● ソフトウェア製品の販売及びサポート
従業員数	159 名 (連結 : 2026 年 7 月 23 日現在)
上場市場	東証グロース市場
事業年度	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
監査法人	あおい監査法人 (現任) EY 新日本有限責任監査法人 (2025 年 3 月期まで)

第2 当社の事業内容・沿革等

1 事業内容等

当社グループは、これまでの国内企業における情報システムの開発の主流であったシステムインテグレーターに委託して大人数のエンジニアを必要とする受託開発型の情報システム開発について、国内企業が認識している諸々の経営課題を克服するため、ローコード⁵・ノーコード⁶・AI を活用することで、高度なエンジニアを必要

⁵ 「ローコード (開発)」とは、エンジニアが設計書を記述し、その設計書を見ながらプログラマーがプログラミングをする従来型のシステム開発におけるプログラマーの作業のほとんどを、最新技術を用いて自動化することにより、技術者の開発生産性を向上させる複雑で大規模なシステム開発向きの開発手法をいう。

⁶ 「ノーコード (開発)」とは、ローコード (開発) との比較において、より小規模なシステム開発向けに、システム設計、開発知識を有さない非エンジニア、業務担当者が利用することにより、情報システムの設計・開発を可能にする手法をいう。

としないシステム開発を実現し、システムインテグレーターに依存しないシステム開発の内製化を促進している。

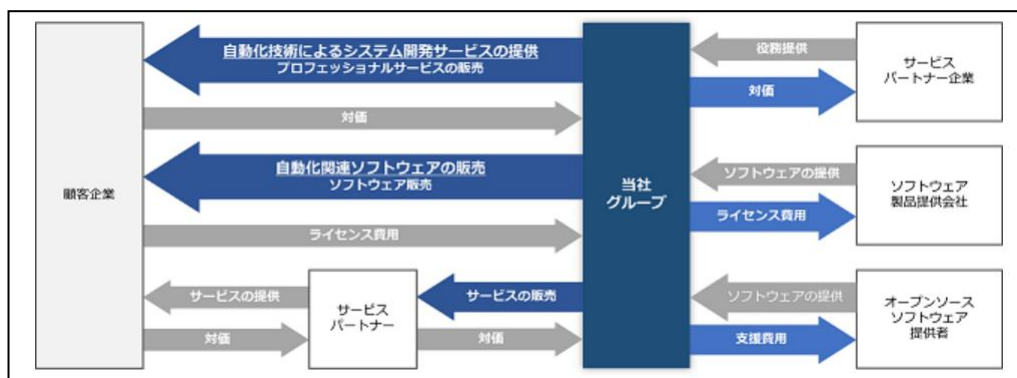
当社グループは、独自に開発した「ローコード型アジャイル手法」⁷を用いた販売管理や生産管理、倉庫管理等の業務システムの開発サービスを事業会社向けに提供する事業を DX 事業として展開しており、DX 事業の単一セグメントとなっている。

DX 事業は、①「プロフェッショナルサービス」（「サービス p1」を用いた受託開発サービス及びローコード開発ツールを使用する顧客企業の技術者向けトレーニングを提供）、②「ソフトウェアライセンス販売」（ローコード開発ツール等のソフトウェアを販売）により構成されている。

上記①の受託開発サービスで用いられる「サービス p1」とは、当社グループ独自のローコード型アジャイル手法の開発方法論（ソフトウェア開発を行うときの標準的な工程や管理手順、作成すべき成果物等を定義し体系化したもの）をいう。

上記②のソフトウェアライセンス販売は、ローコード技術を中心とした情報システム開発の生産性を向上させるソフトウェアのライセンスを、年単位で使用権を販売するサブスクリプションライセンス契約で販売するものであり、顧客企業が自ら情報システムの開発を行う場合に、プロフェッショナルサービスの提供とともにソフトウェアライセンスを販売している。当社グループが販売する主なソフトウェアには、①ローコード開発プラットフォーム、②ユーザー主導の DX を実現するノーコードプラットフォーム、③クラウド型 API インテグレーションプラットフォーム、④マルチモデルデータベースプラットフォームがある。

当社の 2025 年 3 月期有価証券報告書に記載された事業系統図は以下のとおりである。



2 沿革

当社は、2006 年 12 月に設立され、2009 年から事業を開始し、2010 年 5 月に Z 氏が代表取締役役に就任した。2010 年 7 月に業務システム開発のための業務分析及び業務モデル化事業を開始し、2011 年 4 月にローコード開発と組み合わせた業務システ

⁷ 「アジャイル手法」とは、反復的に変化を採り入れながら意思決定を行う方法をいう。

現状、当社グループは、①当社、②ローコード技術によるプラットフォーム事業を展開する連結子会社の OPENMODELS 社、③投資事業を展開する連結子会社の BM Partners 社、④福岡を拠点に DX 事業を展開する連結子会社のマイクロコート社、⑤AI 技術を活用した組織最適化に関するコンサルティング事業等を展開する連結子会社のアルターデザイン社の計 5 社で構成されている。

[REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]

[illegible]

3 業績の推移

当社の2020年3月期以降の外部監査済みの業績（連結）の推移は下表のとおりである。なお、下表には、当社が2026年5月28日付け本件暫定影響額開示で公表した本件疑義による暫定影響額及び当委員会の調査結果を踏まえた影響額はいずれも反映されていない。

一方、当社は、2022年3月期の期首より新収益認識会計基準を適用していたところ、単年度ごとに収益認識を行っていた長期契約を含むライセンス取引について、契約時における一括収益認識が適切な会計処理であることが判明したとして、2024年6月28日に、2022年3月期、2023年3月期及び2024年3月期第3四半期までの有価証券報告書・四半期報告書の各訂正報告書を提出しており、下表には、当該過年度訂正の影響額は反映されている。

（単位：百万円）

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高	1,800	2,101	1,942	2,289	2,506	2,349
営業利益	31	175	375	358	253	31
経常利益	30	174	355	354	254	20
親会社株主に帰属 する当期純損益	10	130	259	259	174	△17
純資産	358	523	2,397	2,659	2,609	2,537

当社は、2023年11月14日、中期経営計画（2024年3月期～2026年3月期）を公表し、2026年3月期の売上高4,100百万円、営業利益921百万円、プロフォーマEBITDA⁹1,191百万円等の数値を経営目標として掲げた。

その後、2025年6月30日に公表した「事業計画及び成長可能性に関する事項 2025年3月期」では、2026年3月期は売上高に加え、利益についても中期経営計画を下回る見通しを示し、2026年3月期下期に中期経営計画の見直しを予定していたが、2026年3月31日、h社との業務提携に伴う事業戦略を次期中期経営計画に反映させるためとして、当該計画の公表時期を変更し、具体的な日時が決定次第開示するとした。

⁹ なお、「プロフォーマ EBITDA」とは、税引前利益に特別損益、支払利息及び減価償却費を加算し、さらに、デジタルレイバーを始めとする研究開発費及びエンジニアの採用・教育コストを加算した当社のITサービスデリバリー事業の実力値となる利益水準を示したものであり、デジタルレイバーへの研究開発投資が先行するため、当社がKPIとして設定した指標である。

第3 コーポレート・ガバナンスの状況等

当社は、2026年6月26日開催の第20期定時株主総会の決議をもって定款の一部変更を行い、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行した。

以下では、本調査報告書提出日時点における監査等委員会設置会社のコーポレート・ガバナンスの状況等について記載し、必要に応じて本件ソフトウェア取引が売上計上された2020年3月期におけるコーポレート・ガバナンスの状況等についても言及する。

なお、監査等委員会設置会社への移行後の取締役会や監査等委員会等については、移行後の活動期間が短いため、当社のCG報告書を参照したがその活動状況の証跡は十分に確認できていない点に留意する必要がある。

1 取締役会の体制・活動状況

取締役会は、監査等委員ではない取締役6名（うち社外取締役3名）及び監査等委員である取締役3名（全て社外取締役）の合計9名で構成されており、CG報告書によると、取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行う。

社外取締役6名のうち、監査等委員である社外取締役3名は独立役員として指定されている。また、当社は、XXXXXXXXXXからそれぞれ社外取締役1名を受け入れている。

一方、本件ソフトウェア取引が売上計上された2020年3月期においては、取締役会は、常勤の取締役3名（Z氏、C1氏、C2氏）、非常勤の取締役1名（C3氏）及び非常勤の社外取締役1名（C4氏）で構成されていた。

2 監査等委員会の体制・活動状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（全て社外取締役）で構成されており、常勤監査等委員1名を置いている。CG報告書によると、監査等委員会は、原則として毎月1回定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、法令、定款及び監査等委員会監査等基準に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査等委員から取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査等委員会としての意見を協議・決定している。また、CG報告書によると、監査等委員である取締役は、定時取締役会、臨時取締役会、経営会議といった重要な会議に極力出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施している。

本件ソフトウェア取引が売上計上された2020年3月期においては、監査役会は、社外監査役3名（C5氏（2016年6月就任）、C6氏（2017年6月就任）、C7氏（2017

年 6 月就任)) で構成されており、うち C5 氏 1 名が常勤監査役を務めていた。C6 氏は、公認会計士・税理士の資格を保有し、大手監査法人に勤務した経験がある社外監査役であった。

3 経営会議の体制・活動状況

経営会議は、取締役及び執行役員を含む各部門責任者等により構成されており、原則として月 1 回以上定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催しており、職務権限上の意思決定機関ではないものの、各部門の情報共有と意見交換の場として、意思決定者のための諮問機関として位置づけられている。

2026 年 7 月以降は、職務権限表上における、提案金額（売上予定金額）が 100 百万円以上の代表取締役が決裁権限を有する事項につき、審議及び代表取締役に上申する前の事前決裁を行う会議体として経営会議が再編されている。

本件ソフトウェア取引が売上計上された 2020 年 3 月期においては、経営会議は、取締役 4 名及び執行役員を含む部門責任者により構成されていた。

4 内部監査の体制・活動状況

当社には、2026 年 8 月 1 日付け組織変更で内部監査室が新設されるまで、内部監査を専担する部署は置かれておらず、代表取締役が任命した執行役員及びコーポレート本部に所属する社員が、他部署と兼務する責任者として内部監査を担当していた¹⁰。また、2026 年 8 月 1 日付け組織図によると、社長直轄の内部監査室が新設されているが、同月 19 日時点では同年 9 月中旬に退職予定の社員 1 名のみが所属しており、実質的な活動は開始されていない¹¹。

2025 年 3 月期有価証券報告書には、これまでは、内部監査の結果について、取締役会には代表取締役が、監査役会には常勤監査役がそれぞれ報告を行っていたところ、2025 年 3 月期以降は、内部監査担当者が監査役と事前に連携した上、監査役も出席する取締役会において、内部監査の結果及び次年度の内部監査計画について、直接報告を行う体制とした旨が記載され、2026 年 6 月 30 日付け CG 報告書には、内部監査計画及び監査結果を取締役会に報告していると記載されている¹²。

この点、2026 年 3 月期においては、代表取締役であった Z 氏宛の 2025 年 4 月 1 日

¹⁰ 2016 年 9 月 1 日制定の業務分掌規程には、内部監査室に関する規定があるものの、少なくとも 2020 年 3 月 1 日時点の組織図には内部監査室が置かれていた形跡はなく、2021 年 1 月 19 日の同規程改定時に内部監査室に関する規定は削除されている。

¹¹ 当委員会が最新の社内規程として確認した内部監査規程（最終改定日：2026 年 7 月 15 日）には、内部監査室に関する規定はない。

¹² 当委員会が確認した内部監査規程（最終改定日：2026 年 7 月 15 日）では、内部監査計画書は代表取締役の承認を得なければならないと規定されており、取締役会による承認の規定はない。また、内部監査報告書の提出先は代表取締役と規定されており、取締役会への報告に関する規定はない。

付け内部監査計画書が作成されているものの、Z 氏あるいは取締役会によって承認された形跡はない。また、同計画書では監査結果は当社及び各子会社の代表取締役社長並びに監査役に報告すると記載されているが取締役会への報告については特段記載されていない。2026 年 1 月に監査役会に対する内部監査の結果報告（中間報告）が行われているが、当社の説明によると、ガバナンス体制の変更に伴い、2026 年 3 月期分の取締役会への報告は延期されている。

本件ソフトウェア取引が売上計上された 2020 年 3 月期においては、当時の経営管理部長であった D 氏が内部監査担当者として内部監査を実施しており、当時のプロフェッショナルサービス部やコーポレートサービス部、経営管理部¹³に対する業務監査（日常業務全般に関する事項、個人情報保護に関する事項）などが行われているが、本件ソフトウェア取引についての指摘は見当たらない。

5 会計監査の状況

当社は、2018 年 9 月 12 日に EY 新日本（当時は新日本有限責任監査法人）と金融商品取引法第 193 条の 2 の規定に準じた監査契約を締結した上、2021 年 3 月 16 日に会計監査人設置会社に移行するとともに EY 新日本を会計監査人に選任する一方、2019 年 3 月期から 2025 年 3 月期までの間、EY 新日本から連結財務諸表の監査を受けていたが、2025 年 6 月 26 日をもって EY 新日本は退任した。EY 新日本の後任として、当社は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制を具備し、当社の事業規模に適した効率的かつ効果的な監査業務の運営と新たな視点での監査が期待できること及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、適任と判断したとして、2025 年 6 月 26 日におおい監査法人を新たな会計監査人として選任した。

また、当社は、2021 年 6 月に新規上場後、2022 年 3 月期から 2024 年 3 月期までの間、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効と判断した旨の内部統制報告書を提出しているが、新規上場会社の内部統制監査の免除を選択したため、いずれの期も監査法人による内部統制監査は行われておらず、2025 年 3 月期から内部統制監査が実施されている。

なお、EY 新日本が発行した 2022 年 3 月期から 2025 年 3 月期の連結財務諸表に対する監査報告書では、監査上の主要な検討事項（KAM）として、いずれも「受託開発サービス売上高の実在性」が挙げられ、一般的に経営者は事業計画の達成の可否に責任を負っていることから、当該事業計画を達成するために期末日付近の売上高を過大に計上するリスクがある旨が指摘されるとともにそれに対する監査上の対応が記載されている。

¹³ 経営管理部に対する業務監査については、当時のプロフェッショナルサービス部長とコーポレートセールス部長が内部監査担当者として内部監査を実施している。

第4 業務執行の体制・活動状況等

1 本部制の業務執行体制

当社では、本部制を導入しており、当委員会の調査開始時点では、以下の各本部が置かれていた。

2026年7月1日付け人事異動により、Z氏が代表取締役社長として営業本部・人事本部管掌、C8氏が取締役会長としてコーポレート本部管掌、C9氏が取締役として研究開発本部・技術本部管掌という体制となっている。

本部名	所管業務
技術本部	① 業務システム等の受託開発業務 ② 基幹業務システム等導入に関するコンサルティング業務 ③ サーバー、情報管理システム等の管理運営業務 ④ 契約顧客へのサポートサービス業務 ⑤ 社内メンバーの育成業務
研究開発本部	① 新製品の導入及び販売時における検証・支援業務 ② 外部機関との連携も含めた研究開発の推進・支援業務
営業本部	① 営業業務 ② 納入製品・サービスに関わる顧客対応業務 ③ セールスパートナー管理業務 ④ 個別案件毎の採算管理業務 ⑤ 見積書の作成業務
営業企画本部	① 提案書・工数見積の作成・提案業務 ② 取扱製品ベンダーとのアライアンス業務
コーポレート本部	① オフィス環境の保全管理に関する業務 ② 広報に関する業務 ③ マーケティング業務 ④ 社内の情報システムに関する業務 ⑤ 財務、資本政策に関する業務 ⑥ IRに関する業務 ⑦ 株主総会・取締役会その他重要な会議の運営業務 ⑧ 株式・株主及び会社資本の管理業務 ⑨ 新規事業、アライアンス等に関する業務 ⑩ コーポレートガバナンスに関する業務 ⑪ リスク管理に関する業務 ⑫ 与信管理に関する業務 ⑬ 経理・決算・税務及び財務報告に関する業務 ⑭ 内部統制に関する業務

	⑮ 法務に関する業務 ⑯ 契約管理に関する業務 ⑰ 適時開示・法定開示に関する業務 ⑱ 予算実績の管理業務 ⑲ サービスパートナーに関する業務 ⑳ プロジェクトの損益管理に関する業務
人事本部	① 従業員採用計画の立案、実施等、採用に関する業務 ② 入社・配属・異動・退職・解雇等の人員管理に関する業務 ③ 従業員の福利厚生に関する業務 ④ 就業規則その他人事関係諸規程の制定・整備・統制に関する業務 ⑤ 従業員の安全、衛生管理に関する業務 ⑥ 従業員の勤怠及び労務管理に関する業務 ⑦ 従業員の評価制度に関する業務 ⑧ 賃金、社会保険及び税金の計算等に関する業務 ⑨ 従業員の教育研修に関する業務 ⑩ 関係官公庁、諸団体との連絡及び折衝等に関する業務 ⑪ その他前各項に関連する業務

その後、当社は、2026年8月1日付けで組織変更を行っており、営業本部、技術本部、財務本部及び管理本部の4本部制となり、執行役員7名は、各本部を管掌することなく、社長直属の特命執行役員とする新組織体制が採用されている。また、同新組織体制では、代表取締役社長直轄の経営企画室及び内部監査室が新設された。

他方、本件ソフトウェア取引が売上計上された2020年3月期においては、上記の業務執行体制とは異なり、以下の3部を中心とする業務執行体制が構築されていた。

部名	所管業務
プロフェッショナルサービス部	① 業務システム等の受託開発業務 ② 基幹業務システム等導入に関するコンサルティング業務 ③ サーバー、情報管理システム等の管理運営業務
コーポレートセールス部	① 営業業務 ② マーケティング業務 ③ 納入製品・サービスに関わる顧客対応業務 ④ 広報業務 ⑤ プラットフォームe製品のトレーニング業務 ⑥ プラットフォームe製品の認定試験等の運営業務

	⑦ 当社ホームページの運営業務
経営管理部	① 総務業務に関すること ② 人事、労務に関すること ③ 会計、経理に関すること ④ 財務に関すること ⑤ 経営企画に関すること

なお、2020年3月期当時、プロフェッショナルサービス部長はE氏、コーポレートセールス部長はF氏、経営管理部長はD氏が務めており、E氏とD氏はいずれも執行役員であった。

2 コンプライアンスの取組み

当社には、コンプライアンスを専担する部署やコンプライアンス委員会といった機関は置かれていない。当社のコンプライアンス規程（最終改定：2026年7月15日）は、自ら法令に違反する行為をすることなどを役員及び従業員の禁止事項として規定した上、役員及び従業員は、自らの職務が法令違反に該当するかどうか判断に迷うときには、経営企画室業務執行責任者に相談しなければならないと規定し、経営企画室業務執行責任者は、相談を受けた事案が法令に違反するかどうか慎重に調査すると規定している。

また、コンプライアンス規程は、役員及び従業員のコンプライアンス意識の向上並びにコンプライアンスについての正しい知識の定着を図るため、必要に応じて研修会を実施すると規定する。

当委員会が過去のコンプライアンス研修の開催実績を確認したところ、2019年9月24日にコンプライアンスセミナー、2020年12月8日にコンプライアンスセミナー、2022年2月17日にコンプライアンスセミナー、同年9月27日に外部弁護士によるハラスメント撲滅研修、2024年1月にコンプライアンス研修、同年11月に外部弁護士によるハラスメント研修、同年12月にV弁護士による内部統制研修、2025年1月に監査役であるS氏による不正リスク研修、同年2月に外部弁護士によるリスクマネジメント研修がそれぞれ開催された形跡がある。

3 内部通報制度の運用状況

当社では、2019年2月26日施行の内部通報規程に基づいて内部通報制度を整備・運用している。

当社又は子会社の役員及び正社員、契約社員からの内部通報及び相談の窓口は、外部機関（外部の法律事務所）に委託しており、当該外部機関を経由せずに、経営企画室内に設ける内部通報対応事務局（経営企画室業務執行責任者）、社外取締役又は監

査等委員会に直接通報及び相談することも可能としている。内部通報規程に基づく内部通報対応状況については、個人情報に留意の上、取締役会及び監査等委員会に報告するとされている。

利用実績を確認したところ、2020年3月から2026年3月までの期間の外部機関の受付は合計4件あるが、パワーハラスメント等に関する通報であり、本件疑義その他の当社の会計処理の問題を指摘する通報は行われていない。

第3章 本件疑義に関する調査結果

第1 調査結果の概要

当委員会は、各調査手続を実施した結果、本件ソフトウェア取引に係る3,000万円の売上計上は、当社の代表取締役社長であったZ氏と執行役員経営管理部長であったD氏による意図的な証憑の隠蔽を原因として、無償取引を有償の売上取引と実態を偽ったことによる売上の過大計上の財務諸表の虚偽表示であり、不正な財務報告に該当すると認定した。

以下、判明した事実関係及び当委員会の評価結果を詳述する。

第2 判明した事実関係

1 背景事情

(1) 当社とa1社との間の業務委託取引の開始

Z氏は、2017年頃、当社の株主であるf1社から、業界m1関連機器などの電子機器事業等を行っていたa3社の子会社であり、業界m1関連機器の製造・販売事業等を行っていたa1社の常務取締役であったG氏を紹介された。当時、G氏は、a3社又はそのグループ会社において、業界m1又は業界m2のITシステムに関する事業を行うことを検討していたところ、当社がローコード開発等を行っていることを知り、当社との取引に関心を持ち、a1社の営業担当者であったH氏にZ氏を紹介した。

その後、H氏は、Z氏からローコード開発及びそのプラットフォームであるプラットフォームeについて説明を受け、プラットフォームeに関心を持った一方、当時、エンドユーザー向けのライセンス料が[REDACTED]と高額であったため、直ちにライセンスを購入することにはリスクがあると判断した。

そこで、H氏は、Z氏に対し、いわゆる手弁当でa1社の従業員を低額な業務委託費で当社に派遣¹⁴する代わりに、当社が当該従業員にプラットフォームe及びローコード開発に関する教育を行うことを提案した。

当時、当社は、相場より低額の業務委託費でパートナー企業から経験の浅い技術者の派遣を受け、ローコード開発に関する技術を教育した上で、当該技術者をより高い業務委託費単価で受託開発サービスに活用するビジネスモデルを採用していたことから、Z氏はH氏の上記提案を受け入れた。

これに伴い、当社は、2017年5月29日付けでa1社との間で「コンピュータソフトウェアの設計、開発、保守、運用又はコンサルティングその他の業務」を同社に委託することを内容とする「業務委託基本契約書」を締結し、業務委託の形

¹⁴ 法的には派遣契約ではなく業務委託契約であるが、本調査報告書では、便宜上、当社の適時開示での表現に合わせて一般的用語の趣旨で「派遣」と表記している。

式で a1 社の従業員（技術者）の派遣を受けることとなり、2020 年当時もこの業務委託の取引を継続していた。なお、当社が 2017 年 6 月から 2020 年 6 月までに a1 社から派遣を受けていた技術者及びその業務委託費単価は別紙 2 のとおりである。

(2) 当社の株式上場に至る経緯

当社は、創業当初からベンチャーキャピタルの出資を受け、株式上場を目標として 2009 年に事業を開始したところ、遅くとも 2015 年には上場に向けた取組みを開始し、2016 年 4 月に c 社を主幹事証券会社として選定した。

当社は、当初、2019 年 6 月上場目標を目指して上場準備を進めたが、c 社の審査を通らない見込みとなったことを契機として、同年 2 月、株式上場準備の経験・見識を有する人材として I 氏を最高財務責任者（CFO）として採用した。しかし、2019 年 3 月頃、c 社から、I 氏を CFO とする体制での運用期間を確保する必要があるとして 2019 年 6 月上場目標は困難であるとの見解が示され、同年 7 月頃から、2019 年 9 月上場申請による同年 12 月上場目標に変更して c 社の審査が開始された。

2019 年 8 月 23 日、I 氏は、c 社の担当者との打合せ後、Z 氏や D 氏らに「結論からすると、9 月申請は難しいと言われました。」とメールで報告した。その中で以下のとおり、2019 年 4 月から同年 7 月の月次決算の未達等を理由に c 社から 2020 年 3 月期の予算修正と修正予算の必達を求められた旨が報告されていた。

【2019 年 8 月 23 日 18 時 1 分頃に I 氏が Z 氏・C1 氏・D 氏に送信したメール（抜粋）】

- ・ 4～7 月の月次決算が全て未達成で、かつ予実差のマイナス幅も大きいため、このままでは審査部を説得できない。
- ・ ただ、今期を申請期とする現在のスケジュールは変えたくない。
- ・ 急ぎ予算修正をして、予実がずれないようにして欲しい。
- ・ 修正予算の利益は絶対達成できるよう保守的に。
- ・ 修正予算は、前期の利益はクリアしてる方が望ましい。
- ・ ただ、一番最悪なのは、前期の利益をクリアする修正予算を作って未達成になること。

こうした c 社の要請を受け、当社は、2019 年 9 月 17 日開催の取締役会において、2020 年 3 月期の業績予算の下方修正決議を行った。

その後、当社は、2019 年 11 月、c 社から、月次赤字が継続していて通期の黒字化の見通しが見えなかったこと、前年度の売上を上回る受注の積み上げが確認できなかったことを理由とする 2020 年 3 月上場申請による 2020 年 6 月上場目標へ

の延期とともに、同目標の条件として、以下の内容の通告を受けた¹⁵。

(2020 年 3 月期 年度黒字の確認のために)

- ・ 2020 年 6 月上場目標では 2020 年 3 月上旬の申請となり、2020 年 2 月での累計黒字化が確認できる
- ・ 2020 年 3 月期の年度計画達成につながる受注の状況が確認ができる (※原文ママ)
- ・ 2020 年 2 月迄、受注の状況を確認することで、2021 年 3 月期計画の達成確度の確認もできる

(2020 年 3 月期が 2019 年 3 月期より増収の確認のために)

- ・ 審査期間中、実績が修正計画を上回ること、また、2019 年 12 月で 2020 年 3 月の受注状況として計画の達成が見込まれることを前提として、
- ・ 2020 年 2 月までの累計実績及び 3 月の受注までを確認することで、前年度を上回る見通しを確認できる
- ・ 翌年度以降の受注状況の伸びをしめすことで成長性に問題ない旨示すこと (2021 年 3 月期の予算達成の確からしさを一定程度示せること) ができる

また、2019 年 11 月 11 日に I 氏から Z 氏や D 氏らに対して、以下のチャットが送信され、当社内では売上計上に向けた対策が検討されていた。

【2019 年 11 月 11 日 16 時 58 分頃に I 氏が Z 氏・C1 氏・J 氏・D 氏らに送信したチャット (抜粋)】

今日の証券会社打ち合わせの後話したい事。

(1) 売上不足額 1.5 億円の対策

2020 年 1 月 21 日開催の取締役会の「12 月度 業務概要について」と題する資料には、業績見通しについて「1 月以降は最新の売上パイプラインと費用見込みから算出しており、現状の積み上げでは売上▲12.5 百万円、営業利益▲10.6 百万円だが、ここから 3 月までの受注分が加算されることで予算達成を見込んでいる」と記載されている。また、同日、I 氏は、c 社の担当者から「結局、2020 年 3 月期の売上、利益は、計画を達成できるのかが論点です。そのための受注は現状どの程度あり、3 月達成できるのか。を求めています。1 月から 3 月で計上を見込んでいる受注残高について・契約の内容を確認させていただき、受注残高として本当に存在するのか確認する予定です。」との指摘を記載したメールを受け、これに対し、「現状のパイプライン及び営業中の案件見込みから、通期予算の達成確度

¹⁵ 枠内は当委員会の照会に対する c 社の書面による回答内容の抜粋である。

は上がってきています。ここについては資料準備しますのでそれをもとに一度説明させていただきます。」と返信した。

2020年1月27日、I氏は、Z氏を含む当社役職員が参加するチャットルームにおいて、以下のとおり、2020年1月及び通期の売上及び営業利益の見込額を報告した。その中には「a1社」「8500万円」との記載が認められ、当時、2020年3月にa1社に対する売上8,500万円を計上して2020年3月期の売上及び営業利益の予算達成を見込んでいたことがうかがえる。

【2020年1月27日23時09分頃にI氏がZ氏・C1氏・J氏らに送信したチャット（抜粋）】

数字再修正。

a1社 3月8000万=>8500万

【1月見込み】

売上は167.8百万 対予算▲28.5百万

営業利益は13.6百万 対予算▲22.4百万

【通期見込み】（以下案件組み込みました）

売上は1,865.8百万 対予算+4.4百万

営業利益は93.9百万 対予算+4.0百万

これに対し、Z氏は、2020年1月28日、「Iさん、8,500万円の案件は、上場申請が確実であることが条件ですので、確実な達成を目指して、自ら動きながら、責任を持って進めてください！」と返信した。この点、Z氏は、a1社に対し、当社が上場することを前提として共同でシステムのカスタマイズモデルを開発しようとして提案したため、上場しなければa1社との間の8,500万円の案件を獲得できないという趣旨でかかる返信をした旨供述している。

しかしながら、当社の取締役会議事録等によると、2020年2月中旬に行われたc社とZ氏及びI氏との打合せにおいて、2020年1月度の月次決算の達成状況から2020年3月上場申請（2020年6月上場目標）を延期する旨の打診があり、その後のスケジュールについては再度c社と協議することとなった。その後、当社は、同年3月1日、c社から新たな目標として2020年12月上場目標の提案を受ける一方、主幹事証券会社の変更の検討を開始しており、同年3月2日にd社に初回相談を行った。

2020年3月当時の状況について、I氏は、同年2月にc社から同年6月上場目標の延期を打診された後も、当社が上場申請を目指す方針に変わりはなく、上場目標を実現するためには2020年3月期の売上を可能な限り確保する必要があ

るとの認識が社内で共有されていた旨供述している。

当社は、2020年3月17日開催の取締役会において、2020年3月期の予算を再度下方修正する決議を行った。同修正予算では、2020年3月末までに見込まれる取引を踏まえ、連結売上1,787百万円等とされており、見込まれる取引には本件ソフトウェア取引に係る3,000万円が含まれていた。

2020年3月期の予算達成状況については、2020年4月21日開催の取締役会に提出された資料「3月度 業務概要について」において、以下のとおり、a1社に対する本件ソフトウェア取引とb社事案の売上が大きく寄与した結果、2020年3月の月次予算を大幅に達成し、通期でも売上高、営業利益及び経常利益で予算を上回る見通しが報告された。

1. 3月度 月次決算（連結）について

（中略）

売上高は、ライセンス売上にa1社サービスp230百万円、b社データベースn買切27.6百万円を計上したことが大きく寄与し、予算に対し+12.4百万円となった。

（中略）

2. 業績見通しについて

2020年3月期決算は、売上高1,800.1百万円、売上総利益512.1百万円、営業利益35.1百万円、経常利益34.0百万円となり、売上高、営業利益、経常利益ともに予算を上回る見通しである。一方、当期純利益は、上記理由により13.4百万円となり、予算を下回る見通しである。

しかし、当社は、計画を下回る実績が繰り返されたことで計画策定能力に懸念があったことなどを理由として、c社から2020年6月末のコンサルティング契約の契約期間を更新しないとの意向表明を2020年6月18日に受け、2021年6月上場を目標として2020年8月5日にd社と上場準備コンサルティング契約を締結して再度上場準備を開始した。そして、上場準備の担当者であったI氏については、2020年6月1日の組織変更により、最高財務責任者から最高収益責任者兼計画管理部長に変更され、2020年10月20日開催の臨時株主総会においてJ氏が取締役最高財務責任者に就任した。

その後、当社は、2021年3月16日開催の取締役会において、当社の社会的知名度及び企業信用力を高め、事業基盤のより一層の充実・発展を図るため、2020年3月期を直前決算期として、当社株式を当時の東京証券取引所マザーズ市場に上場申請する旨を決議した上、2021年3月23日に同市場に上場申請を行い、同年6月29日に株式を上場するに至った。

2 本件ソフトウェア取引の検討開始及び交渉経緯

(1) 本件ソフトウェア取引の概要

本件ソフトウェア取引は、2020年3月30日付けの「ソフトウェアライセンス契約書」（以下「**本件ソフトウェア契約書**」という。）に基づき、当社が共通部品一式の使用権をa1社に付与して使用許諾する許諾料として3,000万円の支払いを受ける取引である。

当社の[REDACTED]の記録によると、本件ソフトウェア取引の営業担当者は当社コーポレートセールス部長であったF氏であり、同年4月10日に当社経営管理部所属の経理担当のK氏が3,000万円（税込価格は3,300万円）の売上計上の仕訳を起票し、同年4月27日に同部部長のD氏が当該仕訳を承認した。その後、同年5月29日にa1社から当社に3,300万円（税込）が入金された。

なお、本件ソフトウェア取引の対象となった共通部品一式は、当社が開発したものであるが、その開発費用は発生時に販売費及び一般管理費として処理されており、売上に対して売上原価は計上されない原価ゼロの取引であった。

(2) 当社からa1社へのシステム共同開発事業の提案

ア 共同開発事業の提案開始

当社は、[REDACTED]

[REDACTED]

このような状況の中で、Z氏は、2019年11月26日、当時のa3社代表取締役社長兼a1社代表取締役社長であったL氏に対し、[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[redacted]
[redacted]を提案した。

イ その後の Z 氏から a1 社への提案に係る事実経緯

Z 氏は、2019 年 11 月 26 日に L 氏に対し共同開発事業の提案をした後、より具体的な提案を検討する中で、2020 年 1 月 13 日頃、「[redacted]
[redacted]
[redacted]との記載から始まるものであり、その概要は以下のとおりである（下記・下線部参照。なお、下線部は当委員会によるもの）。

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

- ・ その開発資金を立ち上げプロジェクトの実施のため、18 ヶ月間で合計約 9,000 万円以上の外注費を確保している。
- ・ その開発チームは、優秀なエンジニアである M1 さんを中心としたチームと Z、i 社の若手人材で構成する。

[redacted]
[redacted]

- ・ 次世代のローコード開発者人材の若手人材の育成と提供
 - ・ BlueMeme が教育した 20 代の若手のプラットフォーム e の認定エンジニアを月 60 万円以下で i 社経由で提供する。
 - ・ ブートキャンプや資格試験費用は、すべて BlueMeme と i 社で負担する。
 - ・ それらのエンジニアに対して、リモートでの技術サポートを提供する。

(中略)

お願いしたい内容について

- ・ 依頼内容
 - ・ [redacted]
[redacted] (※原文ママ)
 - ・ [redacted]
[redacted]を最大 8,500 万円で提供したい。
- ・ また、以前に L 社長とお話した [redacted]に関しても、

- BlueMeme として、また Z 個人としても全面的に協力したい。
- 依頼の背景
 - 現在、2020 年 6 月の IPO を目的で審査を実施中であり、今期は売上目標は 18 億円、経常利益 1 億円以上を目指している。
 - また大手システム会社もローコード開発事業に参加しつつあり、企業信用力の差でロストする案件が増える可能性が高い。
 - 今後の信用力確保と利益確保のために、当社が持つ拡張部品一式を用いた新たな事業を立ち上げなければならない。
- 本取引が成立した場合
 - 今期に新規事業の立ち上げができた場合、東証マザーズへの上場申請を進めることができる。
 - 上場することで企業信用力と確保することができ、新規投資を行いながら、既存のパートナーと国内ローコード事業を一気に拡大できる。
- 本取引ができない場合

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

 - [REDACTED]、現行のビジネスに大きな影響が出てしまい、業績拡大の最大のチャンスを逃してしまう。

同資料については、2020 年 1 月 28 日に I 氏と Z 氏との間で以下のチャットが送受信されている。

I氏：はい、見せないし、出さないです。僕が説明するためだけに使います。

29

で記載した旨供述している。

また、Z氏は、2020年1月17日にI氏及びD氏と打合せを行った。I氏は、同日、同打合せにおいて検討された共同開発事業案を取りまとめ、Z氏及びD氏に以下のチャット（以下「**2020年1月17日付けチャット**」という。）を送信した（下記・下線部参照。なお、下線部は当委員会によるもの）。

【2020年1月17日14時47分頃にI氏からZ氏及びD氏へ送信されたチャット】

先ほどの話しの案をまとめました。

販売

- ・ 金額 8500 万円
- ・ 

支払

- ・ 4月から月額 500 万円×19 か月（例：@100 万×5 人）

<以下社内用>

- ・ i社との共同事業の費用に充当
- ・ 共同事業の売上が本格計上されるまではソフトウェア計上（半年 3000 万程度を想定）

また、2020年1月17日13時31分にD氏が、Z氏、I氏及びD氏の上記打合せについて OneNote で個人的にメモした内容は以下のとおりである。

I 案

金額は 85M

可能であれば3月時点で金額の微調整をお願いできればベスト

支払は月額 5M だとしたら7月開始が希望

第1Qが大幅赤字になってしまう

支払の方の正当性が問われる

今i社とやっているPJに合体させられないか？

教育のシステム等の開発を月額 5M で外部委託しているという形にしたい

今月の取締役会に上げるのでそこに社名も入れて決議する

ソフトウェアに乗せられるなら今期に少し支払っても良い

売の方は全体で 85M

Qさんがずっと来ているので検討はずっとしていて投資を決めたということで説明できる

売り切りライセンス、ツール p4 等、過去に一度減損したが引き続き営業はしていて今回先方の投資判断とぴったり合った、

なお、当社 [redacted] における a1 社との本件ソフトウェア取引に係る記録の「アクティビティレポート」には、2020 年 1 月 22 日付けで「1/28 11:00 に L 社長に説明予定。」と記録されており、同年 1 月 28 日に L 氏に共同開発事業を提案するのに先立ち、同年 1 月 17 日に Z 氏、I 氏及び D 氏の間で、L 氏への提案内容を検討するための打合せが行われたことが認められる。

また、2020 年 1 月 30 日付けのアクティビティレポートには、同年 1 月 28 日に Z 氏が L 氏を訪問した旨のほか、以下の内容が記録されている（下記・下線部参照。なお、下線部は当委員会によるもの）。

1/28 11:00 に L 社長を訪問し、社長の承諾を得ました。
あとは技術のトップと会長です。
金額 8,500 万円。アジャイル開発用の拡張部品一式を提供する。
[redacted]。
[redacted]
[redacted]
[redacted] 共同開発のため
BlueMeme も一部費用を負担する。

2020 年 2 月 6 日、Z 氏は、a3 社の o 事業部¹⁷の N 氏に対し、「業界 m2 管理システムの事業計画」と冒頭に記載された Excel ファイル¹⁸（以下「**業界 m2 管理システム事業計画**」という。）を添付の上、以下のメールを送信した。

【2020 年 2 月 6 日 14 時 07 分頃に Z 氏が N 氏に送信したメール（抜粋）】

先日はありがとうございました。
業界 m2 管理システムの事業計画のイメージを作りましたので、ご意見をいただけないでしょうか？よろしくお願いいたします。
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

¹⁷ 【公表版では省略】

¹⁸ なお、同ファイルの作成日時は 2020 年 2 月 5 日と記録されている。

■

Z 氏が N 氏に送付した業界 m2 管理システム事業計画は、a1 社が 2019 年度（2020 年 3 月期）第 4 四半期に

[REDACTED]

[REDACTED]と、N 氏に以下のメールを返信した。

【2020 年 2 月 6 日 22 時 18 分頃に Z 氏が N 氏に送信したメール（抜粋）】

ありがとうございます。

[REDACTED]業界 m2 システムのシステム規模やユーザー数が明確になれば、具体的な費用を出すことが可能でございます。

また、最初の約 2 年間の期間は、弊社での負担でも問題ございません。ただ、それ以降は弊社として完全に赤字になってしまい、利益供与となってしまったため、[REDACTED]

[REDACTED]が、いかがでしょうか。

また、Z 氏は、2020 年 2 月 7 日、N 氏に w ライセンスの契約関連資料をメールで送付し、これに対し、N 氏は、2020 年 2 月 10 日、「本資料をもとに社内にて検討を進めさせていただきます。」と返信している。

他方で、2020 年 2 月 10 日、I 氏は、F 氏らに対して、以下のチャットを送信し、a1 社との取引が 2020 年 2 月に売上計上されれば、2019 年 11 月に c 社から通告された 2020 年 3 月上場申請による 2020 年 6 月上場目標の条件がいずれも達成する見通しである旨説明した。

【2020 年 2 月 10 日 18 時 45 分頃に I 氏が F 氏・Z 氏・C1 氏・C2 氏・E 氏・J 氏らに送信したチャット（抜粋）】

F さん、了解しました。

水曜日は添付資料 p2 の赤字部分（下記 5 点）に対してのディスカッションとなります。今回 Z さんが a1 社さんを 2 月に売上計上してくれることで 5 つとも達成見

通しとなります。

- 1) 2020 年 2 月での累計黒字化が確認できる
=>a1 社を 2 月に計上で達成
- 2) 2020 年 3 月期の年度計画達成につながる受注の状況が確認できる
=>利益は達成、売上は未達成見込みだがその点は M2 さん了解済
- 3) 審査期間中、実績が修正計画を上回ること、また、2019 年 12 月で 2020 年 3 月の受注状況として計画の達成が見込まれること
=>2) と同様
- 4) 2020 年までの累積実績及び 3 月の受注までを確認することで、前年度を上回る見通しを確認できる
=>売上、利益ともに前年度を上回る見通し

当社の上場申請については、a1 社も関心を示しており、2020 年 2 月 18 日、a1 社の H 氏から、Z 氏に対して、以下のとおり、「ご提案事項に関するご質問について」と題するメールが送信された。

【2020 年 2 月 18 日 9 時 11 分頃に H 氏が Z 氏に送信したメール（抜粋）¹⁹⁾】

今回、Z 社長からのご提案事項につきまして、法的な観点も踏まえ、当社法務部並びに顧問弁護士に相談させていただきました。

（中略）

- ①拡張部品一式の購入の納品方法についてご教授ください。

理由：拡張部品はプラットフォーム e で作成された部品であり、且つプラットフォーム e では内部的にソースコードが生成されるという認識でいるため、一般的なソースコードの納品、ファイルとしての納品とは異なるのではないかと考えているため

（中略）

- ④四半期ごとの損益表をご提示いただけないでしょうか。

理由：上場申請条件とする営業損益 1 億円に未達となる過程と 3 月末で当社が購入することで到達できる過程を確認したいため

不躰な質問ばかりで大変申し訳ございませんが、何卒ご理解いただき、ご回答をお願い致します。

これに対して、Z 氏は、同日、H 氏からの質問事項に対する説明をメールで行うとともに、四半期ごとの損益表等の資料を準備する旨を回答し、その後、2020 年 2 月 21 日、H 氏に対して、業績に関する資料を添付した上で、「業績見通し

¹⁹⁾ 同メールの CC には L 氏及び G 氏が含まれている。

は、今回の案件を受注見込みに含んだ内容となっております。」と記載したメールを送信した。

ウ 当委員会の事実認定

以上の事実経緯に照らすと、Z氏は、遅くとも2019年11月頃から、

と認められる。この点についてZ氏は、遅くとも2019年秋頃、a1社のL氏及びG氏から、同社において技術者の育成が進んだことから、システム等の自社製品を開発したいとの意向を伝えられ、その際、

さらに、L氏からは、提案当初から、当社との取引に際して、取引価格相当額を将来的にa1社において回収したい旨の意向が示されていた旨も供述している。

2020年1月17日付けチャット及びD氏が作成したメモの内容に照らすと、その後、遅くとも2020年1月には、Z氏は、I氏及びD氏とともに、

や、当社がa1社側に2020年4月から「月額500万円×19か月（例：@100万×5人）」の「支払」を行う旨の提案を検討していたものと認められる。この点について、「月額500万円×19か月（例：@100万×5人）」が具体的に何を意味しているのかは必ずしも明らかではないものの、「販売」と「支払」が上下に対比される形で記載されていることに加え、①2020年1月13日付け資料に「開発資金を立ち上げプロジェクトの実施のため、18ヶ月間で合計約9,000万円以上の外注費を確保している」との記載があることや、②同資料に「開発チームは、優秀なエンジニアであるM1さんを中心としたチームとZ、i社の若手人材で構成する」との記載があること、③当社が2019年5月以降、エンジニア派遣事業を行っていたi社との間で事業提携を締結し、2020年4月1日から開始が予定されていたプロジェクトに向けて準備を進めていたこと、④D氏が作成したメモに「今i社とやっているPJに合体させられないか?」、「教育のシステム等の開発を月額5Mで外部委託しているという形にしたい」との記載があること、⑤L氏が当社との取引に際しては取引価格相当額を回収したいとの意向を示していたこと、及び⑥2020年1月28日付けの当社のアクティビティレポートに「金額8,500万

円。アジャイル開発用の拡張部品一式を提供する。」、
[REDACTED]
[REDACTED]などと記載されていることを併せ考慮すると、以下の事実が認められる。

すなわち、Z氏は、2020年4月以降、当社とa1社との間で
[REDACTED]
[REDACTED]一方で、同拡張部品一式を活用した開発を受託して技術者の外注先に対して総額9,500万円(月額500万円×19か月)の「外注費」(業務委託費)を支払う取引スキームを、L氏らa1社側に提案していたものと考えられる。また、「外注」については、当時、当社が業務提携をしていたi社等からa1社経由で派遣された技術者を共同開発事業に従事させ、その外注費として総額9,500万円又はその大半を当社からa1社に支払うことが想定されていたものと考えられる。

また [REDACTED]
[REDACTED]
していたことになるが、業界m2管理システム事業計画及びZ氏がN氏に送信したメールの内容に照らすと、Z氏は、拡張部品一式の販売にとどまらず、その後の受託開発サービスや [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]については、Z氏も同様の供述をしている。なお、2020年1月30日付けのアクティビティレポートには、「1/28 11:00 にL社長を訪問し、社長の承諾を得ました」との記載があり、これについて、Z氏はL氏が上記提案を承諾した旨供述しているものの、その後の交渉経緯に照らすと(下記本章第2・2(3)～(5)参照)、L氏が8,500万円との金額も含めて同提案を承諾していたのかは定かではない。

さらに、2020年1月13日付け資料には、「依頼の背景」として「現在、2020年6月のIPOを目的で審査を実施中であり、今期は売上目標は18億円、経常利益1億円以上を目指している」との記載や、「本取引が成立した場合」として、「今期に新規事業の立ち上げができた場合、東証マザーズへの上場申請を進めることができる」などの記載があるところ、Z氏は、同資料は自身の手控え用であり、2020年1月28日のL氏との面談では、上記内容を説明していないと供述している。もっとも、①Z氏がL氏と面談した同日、I氏に対して「Iさん、8,500万円の案件は、上場申請が確実であることが条件ですので、確実な達成を目指して、自ら動きながら、責任を持って進めてください!」と送信していることや、②2020年2月10日のZ氏及びI氏らを含む社内チャットにおいて、a1社にプラットフォームeの拡張部品一式を8,500万円で提供する取引を2020年2

月に売上計上することで、2020年3月上場申請による2020年6月上場目標の条件がいずれも達成する見通しが報告されていたこと、③同年2月18日にH氏がZ氏に送信したメールにおいて、四半期ごとの損益表の提示を求めるとともに、その理由として「上場申請条件とする営業損益1億円に未達となる過程と3月末で当社が購入することで到達できる過程を確認したいため」との記載があることなどに照らせば、Z氏は当時、a1社との8,500万円に係る取引が2020年3月上場申請による2020年6月上場目標に向けた申請条件を達成する上で重要であると認識しており、その認識の下で2020年1月13日付け資料に記載された上記内容をL氏に説明したものと考えられる。

(3) 「システム事業に関する契約書」に関する交渉経緯

D氏は、2020年2月5日、a1社との共同開発事業に係る契約書ドラフトの作成を当社の顧問弁護士に依頼し、同弁護士とともに内容を検討した上で、同年3月19日、「システム事業に関する契約書」と題する契約のドラフト（以下「3月19日ドラフト」という。）をH氏にメールで送付した。

その概要は下表のとおりであり、

[Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]

[Redacted]の対価として8,500万円を支払う旨が定められていた（下表・下線部参照。なお、下線部は当委員会によるもの）。なお、1月13日付け資料をはじめ、3月19日ドラフト以前の資料等においては、「本件独占権」との用語は用いられていない。この点について、

[Redacted]
 [Redacted]
 [Redacted]こ

とを求められており、
 [Redacted]
 [Redacted]が想定されていた旨供述している。

他にも、3月19日ドラフトには、

[Redacted]
 [Redacted]

条項	概 要
第1条（目的）	本契約は、 [Redacted] [Redacted]

	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]（「本件システム事業」と定義されている。）に関してそれぞれの役割等を定めることを目的とする。
第 3 条（本件システムの開発）	本件システムは、[REDACTED]に基づいて、a1 社が自らの費用と責任において開発する（第 1 項）。 a1 社が当社に対して本件システムの開発の全部又は一部を委託する場合、当該開発に関する詳細は、両社間で別途締結する契約において定める（第 2 項）。
第 10 条（本件システム事業）	a1 社及び当社は、業界 m4 向けの本件システムに関して、<u>a1 社が独占して本件システム事業の営業活動を行うことができる権利（「本件独占権」と定義されている。）を有することを確認する。a1 社は、本件独占権を得ることの対価として、合計金 85,000,000 円を当社に対して支払う（第 1 項）。</u> [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]。 a1 社の当社に対する金員の支払は、(a)本件独占権の対価は、2020 年 3 月 31 日限り金 30,000,000 円及び 2020 年 5 月 29 日限り金 55,000,000 円を、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]第 8 項)。

なお、3 月 19 日ドラフトにおいて、[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]されていた。

その後、2020年3月23日から同月25日までの間、Z氏、D氏及びH氏との間で、3月19日ドラフトの個別条項等についてメールでの交渉が行われ²⁰、これを踏まえ、同月25日、D氏からH氏に対し、3月19日ドラフトを修正したドラフト（以下「**3月25日ドラフト**」という。）がメールで送付された。

3月25日ドラフトでは、契約の目的や本件システムの開発責任の所在等に修正はないものの、下表の概要のとおり、3月19日ドラフトでは、修正された個別条項の1つとして、a1社が本件独占権を得ることの対価として8,500万円を当社に支払う旨の規定であったものが、3月25日ドラフトでは、a1社が「システム開発に必要となる共通部品一式の対価として3,000万円、及び本件独占権を得ることの対価として5,500万円を当社に対して支払う」旨に修正されている（下表・下線部参照。なお、下線部は当委員会によるもの）。

条項	概 要
第10条（本件システム事業）	a1社及び当社は、業界m4向けの本件システムに関して、a1社が独占して本件システム事業の営業活動を行うことができる権利（「本件独占権」と定義されている。）を有することを確認する。a1社は、 <u>の対価として金30,000,000円、及び本件独占権を得ることの対価として金55,000,000円を当社に対して支払う（第1項）。</u> a1社の当社に対する金員の支払は、共通部品を2020年3月31日までに納品し、その対価は2020年4月30日限り金30,000,000円、及び本件独占権のその対価は2020年5月29日までに <u>ことにより発生し、2020年6月30日限り金55,000,000円を支払う（第7項）。</u>

また、2020年3月25日にD氏からH氏らに送信されたメール（3月25日ドラフトを添付したもの）には、同ドラフトの修正箇所について、以下の説明が記載されている（下線部は当委員会によるもの）。

²⁰ 2020年3月23日12時5分頃、H氏からD氏（CC:Z氏、I氏）に対し、
、ご提案した事業計画の売上へのコミットをいただけないでしょうか。」との返信があった。また、同日17時8分頃、H氏からZ氏に対し、同月25日16時半に当社を訪問し、a1社の進捗状況を伝える旨の返信が確認できる。この点について、Z氏の返信に記載された「ご提案した事業計画」とは、Z氏が2020年2月6日にN氏に対して提案した、a1社が2019年度第4四半期に当社から
のことを指すものと考えられる（上記本章第2・2(2)参照）。

【2020 年 3 月 25 日 20 時 23 分頃に D 氏から H 氏へ送信されたメール（抜粋）²¹】

本日はお打合せありがとうございました。

契約書の修正案を作成いたしましたので、ご確認お願いいたします。

修正箇所を以下に要約いたします。

・第 10 条 1

こちらについては、改めて当社の経理担当とも確認致しました。打合せでは全額独占権でも問題ないということでお話ししておりましたが、計上時期を分けるのであれば、内容を分けた方が御社にとってもより安全ということで確認がとれましたので、添付の文言にて再度提案させていただきます。

本日の打合せで

という話がありましたので、それを契約時に納品させていただくということで 3 月の 30 百万円を認識、残りの 55 百万円は翌期に独占権を確定させたタイミングで認識という形であれば問題なく行けるといいますのでご確認をお願い致します。

（中略）

・第 10 条 8（修正後は第 10 条 7）

第 10 条 1 と同様に分けて認識できるよう文言を修正致しました。

共通部品一式 30 百万円を 3 月末納品 4 月末支払い、独占権 55 百万円の確定を 5 月末発生 6 月末支払いというスケジュールで提案させていただきます。ご確認をお願い致します。

別途、3 月末に必要な共通部品の納品書と受領書、5 月末にを確認した旨の確認書は用意させていただきます。そちらに押印いただくことにより、両社においてそれぞれのタイミングで経理上の認識をできればと考えております。

（中略）

このように、当初は aI 社が当社に対し、本件独占権の対価として 8,500 万円を支払う内容であったものの、その後、システム開発に必要となる共通部品一式の対価として 3,000 万円、本件独占権の対価として 5,500 万円をそれぞれ支払う旨に内容が変更されている。

Z 氏は、当該変更の理由について、当時の契約交渉は D 氏に一任していたため、理由は把握していないものの、当時は 8,500 万円を共通部品一式の対価として認識しており、その対価が 3,000 万円と 5,500 万円に分けられたとしても、後者につ

²¹ 同メールは H 氏に宛てて送信され、CC には Z 氏及び I 氏が含まれている。

いては本件独占権の対価ではなく、あくまで共通部品一式の対価として認識していた旨供述している。また、D 氏²²を含む関係者の供述によっても、その経緯は必ずしも明らかではないが、Z 氏も CC に含まれる H 氏と D 氏との間の上記メール等によれば、a1 社からの提案を受け、3,000 万円と 5,500 万円の売上計上時期を分けることを前提として、それぞれ別個の対価として整理されたものと認められる（上記メール・下線部参照。なお、下線部は当委員会によるもの）。

(4) 本件ソフトウェア契約の締結経緯及び内容

ア a1 社における承認状況等

2020 年 3 月 27 日、H 氏は、Z 氏及び D 氏に対し、同日開催された a1 社の取締役会において、当社との共同開発事業の取引については、「もう少し詰めが必要との条件付となり、完全承認には至らなかった」旨をメールで伝えた。

【2020 年 3 月 27 日 17 時 22 分頃に H 氏から Z 氏及び D 氏へ送信されたメール（抜粋）²³】

株式会社 BlueMeme
Z 社長様・D 様
(中略)
本日午後に開催しました取締役会にて、御社との取引については概ね各役員の理解を得られました。
但し、契約内容については、もう少し詰めが必要との条件付となり完全承認には至りませんでした。
別途、契約内容を詰めた上で、書面承認を取る形となります。
契約内容を詰めるにあたり、再度、お打ち合わせのお時間をいただきたく、下記日時に調整いただきたくお願い申し上げます。
(中略)
この打ち合わせで最終形の契約書にしたいと考えておりますので少し長めのお時間(2 時間程度)をいただければと思います。
よろしく申し上げます。

2020 年 3 月 27 日に開催された a1 社の取締役会における審議及び承認事項の詳細は明らかではないが、
が審議され、購入自

²² D 氏は、当該修正に至った理由については把握していないものの、Z 氏からの指示に従って修正した旨述べている。

²³ 同メールの CC には I 氏らが含まれている。

体は決議されたが、一部の取締役から a1 社に不利な条項の見直しを求められたことにより条件付き承認となった旨供述している²⁴。また、H 氏は、同取締役会において、本件独占権 5,500 万円に係る取引をその後行わない旨を決定したのではなく、第一段階として共通部品一式 3,000 万円に係る取引を行うことを決議した旨を供述している。

もっとも、H 氏から Z 氏及び D 氏に送信されたメールの内容からは、当時、a1 社側から当社に第一段階として共通部品一式 3,000 万円に係る取引を行う意向が示されていた形跡はなく、その後も、両社間では 3 月 25 日ドラフトに基づく交渉が継続されていたものと認められる。また、H 氏の供述によれば、2020 年 3 月から同年 4 月当時、a1 社において、共通部品一式を利用して開発するシステムについて複数の構想があったものの、いずれも抽象的なものにとどまり、具体的な内容は定まっていなかった。

その後のメールのやり取りから、2020 年 4 月 3 日に a1 社と当社との間でオンライン会議が実施され、a1 社からは少なくとも G 氏及び H 氏、当社から少なくとも Z 氏及び D 氏が参加したことが認められる。

さらに、2020 年 4 月 6 日から同月 8 日にかけて、H 氏と D 氏との間で以下の各メールが送受信されている。

【2020 年 4 月 6 日 18 時 17 分頃に H 氏から D 氏へ送信されたメール（抜粋）²⁵】

ご提案いただきました、利益ベースで購入金額相当の委託をするというお話に関してですがこれから御社のパートナー会社様も含め、細かい詰めも必要ではございますが、初回購入分の 3,000 万円相当に該当する、現段階で考えている商流で実現できそな（※原文ママ）具体的な案件がございましたら教えていただけると幸いです。

【2020 年 4 月 7 日 19 時 23 分頃に D 氏から H 氏へ送信されたメール（抜粋）²⁶】

本件につきまして、打合せをして契約を進めさせていただきたいと存じますがいかがでしょうか？

（中略）

また、御社から頂いた「基本合意書（案）」につきまして第 3 条（甲の義務）の文面を

²⁴ 当委員会は、H 氏に対しヒアリングの実施を要請したものの、同氏の要望により実施できなかったため、同氏の承諾を得た上で当初調査における同氏に対するヒアリングの録画データの提供を受け、これを確認した。また、当委員会は、H 氏に対し、書面による質問を送付し、同氏から書面での回答を受けた。本章において、H 氏の供述として記載する内容は、当委員会の書面による質問に対する回答との注意書きがない限り、当初調査における H 氏の供述である。

²⁵ 2020 年 4 月 6 日に H 氏から D 氏に送信されたメールでは、それ以前から CC に入っていた当社の Z 氏及び I 氏らに加え、G 氏が追加されており、以降のメールも同様である。

²⁶ 同メールには、CC に Z 氏、G 氏及び I 氏らが含まれている。

お送りすることとなっておりますので下記をお願い致します。

第3条（甲の義務）

甲は、本件ライセンスに基づき、本件共同開発事業の遂行のため、最低三年間は本件ライセンスの維持を行う。

甲が本件共同開発事業において担う役割の詳細については、別途、甲乙協議のうえ決定するものとする。

【2020年4月8日18時21分頃にH氏からD氏へ送信されたメール（抜粋）²⁷⁾】

先般の基本合意書、別途締結する業務委託について社内で協議しました。
方針としては、一旦、共通部品を購入する売買契約書の締結を進める方針であります。
業務委託の件、[REDACTED]については別途、協議とし、まずは
売買契約を進めるため、契約書案をご用意したいのですが、御社で売買契約のひな型
がございましたら、そちらをベースに致しますのでお送りいただけますでしょうか。

【2020年4月8日21時43分頃にD氏からH氏へ送信されたメール（抜粋）²⁸⁾】

共通部品一式の契約を進めて頂けるとのこと、誠にありがとうございます。
[REDACTED]については、引き続き協議させて頂きたいと存じます。
弊社では、共通部品の販売には、通常お見積もりをお出ししてそれに対してご発注を
頂くという形をとっております。
納品書と受領書も用意させていただきます。
売買契約書という形のものは無いのですが、いかがいたしましょうか。

以上の経緯について、H氏は、2020年4月3日のZ氏らとの会議の場で、a1社側から初めて念書（下記の購入価格相当額のa1社の利益を確保する方法を書面化したもの）の作成及びその具体的内容について説明をしたほか、2020年3月中にも、当時のa1社代表取締役社長であるL氏及び同社常務取締役であるG氏の指示を受け、購入価格相当額の利益を確保する方法がないかについてZ氏に何度か打診するとともに、L氏から、当該方法を書面に残しておくよう指示された旨供述している。この点について、Z氏は、2020年4月3日の会議は、L氏から「当社との取引に係る3,000万円を回収する方法として、a1社が技術者を調達し、プラットフォームeを利用した開発が可能な技術者を育成してビジネスを構築したい」との相談を受けて設定したものであり、当時、L氏をはじめとするa1社側には、当社への支払額を何らかの方法で回収したいとの意向が、契

²⁷⁾ 同上。

²⁸⁾ 同上。

約交渉当初からあった旨供述している。また、Z氏は、同会議において、同年4月6日18時17分頃のメールで言及された「利益ベースで購入金額相当の委託をする」スキームについて提案したと述べており、具体的には、a1社がi社（上記本章第2・2(2)参照）から低額で技術者を受け入れ、当社がa1社に対して当該技術者の業務委託費単価をより高額で支払うことにより、その差額をa1社が利益として得る方法であった旨供述している。

他方で、Z氏は、同会議の場で購入価格相当額のa1社の利益を確保する方法を画面化するような念書への言及があったかについては記憶していないものの、念書の作成については、G氏同席の下、H氏から「この契約を進める上で何か一筆書いてもらうかもしれない」などと口頭で説明を受けたのが最初であった旨供述している。

以上を踏まえると、契約交渉の当初から、a1社側からは当社との取引価格相当額を回収したいとの意向が繰り返し示されており、遅くとも2020年4月3日頃には、a1社が共通部品一式に係る取引の対価として、当社に3,000万円を支払う一方、当社から同額以上の利益を得ることを確保する方法を画面化する念書の作成に向けて具体的なやり取りが開始されたと認められる。

なお、2020年4月7日のメールで言及された「基本合意書（案）」については、該当する文書が残存しておらず、その具体的な内容は明らかではない。この点について、D氏は、最終的な締結には至らなかったものの、両社間で共同開発を進めることなどを内容とする合意書の締結が検討されていたと供述している。

イ 共通部品一式に係る3,000万円に契約対象が限定された経緯

上記本章第2・2(3)の事実経緯に照らすと、2020年3月25日に当社からa1社に3月25日ドラフトが送付された後、共通部品一式3,000万円及び本件独占権5,500万円の計8,500万円の取引について交渉が進められていたものの、同年4月6日以降は、a1社側の意向により「一旦、共通部品を購入する売買契約書の締結を進める方針」となり、これに伴って、両社間の契約交渉の対象も当該共通部品一式3,000万円に係る取引に限定されたものと認められる。

その理由について、H氏は、2020年3月から同年4月当時、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりa3社グループの主力事業である業界m1等の業績が悪化したため、一旦、共通部品一式3,000万円に係る取引のみを契約締結する方針となった旨供述している。他方、残る本件独占権5,500万円に係る取引については、H氏の供述によれば、2020年4月9日16時15分頃のメール（下記本章第2・2(4)ウ参照）を送付した時点で既に「社内的には別途取引を行う余地はなく、そのことをZ氏に打ち明ける前であった」ことがうかがえ、遅くとも同日時点では、a1社の社内において当該取引を進める意思は失われていたものと認

められる。もっとも、当社との関係では、少なくとも同日以降も、当該本件独占権 5,500 万円に係る取引は「別途協議」するものとして取り扱われていた。

ウ 「念書」及び本件ソフトウェア契約書の作成経緯等

H 氏は、2020 年 4 月 9 日 16 時 15 分頃、「共通部品一式の取引に関する念書」と題する Word 文書を添付し、Z 氏に宛てて以下のメールを送信した。なお、同メールは H 氏から Z 氏を宛先として CC には G 氏が含まれているが、それ以前に CC に含まれていた G 氏以外の者 (D 氏、I 氏ら) は CC から除外されている。

【2020 年 4 月 9 日 16 時 15 分頃に H 氏から Z 氏へ送信されたメール（抜粋）】

Z 社長様
(中略)
お時間が直前まで掛かってしまい、また、午前中に弊社 G よりお話しさせていただきました念書のお願いについて、大変申し訳ございません。
念書の案を作成いたしましたので、ご確認をお願いします。
内容に問題がなければ、明日印刷してお持ちし、その場で署名・押印をいただきたいと思っております。
念書は、代表取締役としてではご都合が悪いと思いましたので、個人としての内容としました。
3 項記載の総額については、当初 8,500 万円に対して 9,500 万円というお話の数字から、割合 ($9,500 \div 8,500 = 1.117\dots$) に対して、今回の取引額である 3,000 万円を乗じ、約 3,352 万円になりますので、3,350 万円とさせていただきました。

このように H 氏からは、「念書は、代表取締役としてではご都合が悪い」との理由から、Z 氏個人で念書に署名・押印するように依頼された。

上記メールについて、Z 氏は、2020 年 4 月 9 日午前、G 氏から、電話又はウェブ会議において、当社との取引を進めるために「●が、値段が高いとかうるさいから、一筆書いてほしい」などと依頼された旨供述している。この点について、Z 氏は、G 氏が言及した「●」とは、a1 社代表取締役の L 氏を指しており²⁹、この発言を受け、L 氏の指示で念書が作成されることになったと理解した旨供述している。また、G 氏から、念書の具体的な内容について説明はなく、Z 氏は、後日念書案を受領した際に内容を確認する旨を返答したと供述している。他方、H 氏も、当委員会の書面による質問に対し、当時の代表取締役であった L 氏から、Z 氏に念書を作成してもらうよう指示を受けたものの、自身の立場から、当

²⁹ Z 氏の供述によれば、L 氏は G 氏の後輩に当たり、そのような関係から、G 氏は L 氏を「●」と呼んでいたとのことである。

社代表取締役の Z 氏に対して念書の作成を依頼することにはためらいがあったため、Z 氏と親しい関係にあった G 氏にその旨を伝えてもらった旨回答している。なお、H 氏によると、当時、a1 社において念書の作成について認識していたのは、L 氏、G 氏及び H 氏のみであったとのことである。

H 氏は、同メールの送信から約 1 時間半後の 2020 年 4 月 9 日 17 時 51 分頃、D 氏に対し、本件ソフトウェア契約書のドラフトを添付してメールを送信し、これに対し、D 氏は、同年 4 月 9 日 19 時 41 分頃、H 氏に対し「契約書の案をお送りいただき、ありがとうございます。頂いた案で特に問題はございませんが、大幅修正となれば再度確認をさせていただきたいと存じます。」と返答している³⁰。

さらに、2020 年 4 月 10 日、H 氏は、D 氏に「最終的な修正案の契約書をお送りします。」とのメールを送信し、本件ソフトウェア契約書の修正案を送付した。

そして、その後のメールの内容からは、2020 年 4 月 10 日、H 氏が製本済みの本件ソフトウェアライセンス契約書及び念書（下記本章第 2・2(4)エ参照）を当社へ持参し、当該契約書に当社の押印がなされたことが認められる³¹。

エ 「念書」 への署名・押印及び本件ソフトウェア契約書の締結

2020 年 4 月 10 日、H 氏は、印刷した念書を持参して当社を訪問し、Z 氏の署名・押印を取得しようとしたが、Z 氏からその場で署名・押印を得ることができなかったため³²、印刷した念書を D 氏に対して交付した。その後、D 氏は、Z 氏に念書を交付し、同年 4 月 10 日又は同月 13 日に、Z 氏は念書に署名・押印した³³。

2020 年 4 月 13 日、D 氏と H 氏との間で念書について、以下の各メールが送受信された。

【2020 年 4 月 13 日 12 時 45 分頃に H 氏から D 氏へ送信されたメール（抜粋）³⁴】

注文書と受領書をお送りします。

先般私の方からお渡しした書類に、Z 社長のご署名はいただけましたでしょうか。取

³⁰ 当該メールの CC に Z 氏及び G 氏のほか、I 氏らも含まれている。

³¹ 当社での契約書押印後である 2020 年 4 月 10 日 17 時 40 分頃に本件ソフトウェア契約に係るライセンス売上高 3,000 万円の仕訳登録（売上計上日 2020 年 3 月 31 日）がなされている。

³² Z 氏及び D 氏の供述によると、2020 年 4 月 10 日、Z 氏は当社に不在であった可能性がある一方、Z 氏が在社していたものの、その内容を確認する時間を得るため、その場では対応しなかった可能性も排斥できない。いずれにせよ、D 氏が H 氏から念書を受領し、その後、これを Z 氏に交付したことは認められる。

³³ Z 氏及び D 氏とも、2020 年 4 月 10 日が金曜日であり、2020 年 4 月 13 日が月曜日であるため、土日での署名・押印ではなく、両日のうちいずれかになると思う旨供述している。

³⁴ 同メールには、CC に誰も含まれていない。

り急ぎ FAX かメールでお送りいただけますでしょうか。

【2020 年 4 月 13 日 14 時 16 分頃に D 氏から H 氏へ送信されたメール（抜粋）³⁵】

注文書と受領書について確認致しました。

Z が署名したものについては、原紙を郵送でお送りいたします。

ありがとうございました。

D 氏は、上記メールに記載された「先般私の方からお渡しした書類」は念書を指しており、2020 年 4 月 13 日頃、Z 氏が署名・押印した念書（以下「**本件念書**」という。）を a1 社側に郵送したと供述している。また、H 氏は、本件念書の原本を L 氏に見せる必要があると考え、これを早急に準備するため「取り急ぎ」送付するよう依頼した旨を供述している。

本件念書は、2020 年 4 月 9 日に H 氏が Z 氏に送付した「共通部品一式の取引に関する念書」と題する文書と同じ内容であり、a1 社の代表取締役社長であった L 氏を宛名として Z 氏が個人名で署名・押印し、日付欄は空欄である。

本件念書の写しは以下のとおりである（本件念書の作成に関する Z 氏及び D 氏の供述等については下記本章第 2・2(5)参照）。

³⁵ 同メールには、CC に誰も含まれていない。

2020 年 月 日

念 書

a1社
代表取締役社長 L氏 殿

(Z氏署名)

(印影)

私は、a1社（以下、「貴社」という。）と株式会社 BlueMeme との間で共通部品一式に関する取引の成立が確定した場合、貴社に対し、以下の事項を遵守することをお約束いたします。

記

1. 株式会社 BlueMeme が、貴社へ依頼している業務委託の要因（貴社の従業員）単価を 2020 年 5 月より、増額させることをお約束いたします。
2. 株式会社 BlueMeme のパートナー会社と貴社を含めた新たな商流を構築し、貴社と業務委託契約を締結させることをお約束します。
3. 上記 1 項の増額分及び 2 項の貴社利益分の合計で、総額 3,350 万円をお支払いさせることをお約束します。

4. 【公表版では省略】

以上

H 氏は、本件念書を受領後、これを L 氏に見せた上で、日付が空欄の状態ですら保管していたと供述している。また、H 氏は、その後、本件念書が定める遵守事項（第 1 項及び第 3 項）に基づき、当社から a1 社への業務委託費単価の「増額分」等について、その支払状況を「回収」分として管理していた（下記本章第

2・4(1)イ参照)。

また、2020年4月13日14時16分頃、H氏は、D氏に対し、共通部品一式を3,000万円で発注する内容の2020年3月30日付け注文書及び同年3月31日付け受領書を同時にメールで送付した。当社は、2020年3月31日付けの受領書入手したことを受け、本件ソフトウェア取引に係る3,000万円を2020年3月の売上として計上した。

本件ソフトウェア契約書については、2020年4月16日17時57分頃にH氏からD氏に送信されたメールに「押印が完了しましたので、5月以降の件も兼ねて来週ご都合の良い日時で打ち合わせをしたいと思っております。」と記載されていることから、同日頃、a1社側における押印も完了したと認められる。

オ 本件ソフトウェア契約書の内容

本件ソフトウェア契約書は、同契約書別紙に定める共通部品一式（以下「**本件共通部品一式**」という。）の使用権を付与し、その許諾料を3,000万円とする旨が規定されており、上記本章第2・2(3)の「システム事業に関する契約書」のドラフトに記載された「本件システム事業」やa1社による「本件独占権」の取得に関する記載は一切含まれていない。

本件ソフトウェア契約書の概要は、下表のとおりである。

条項	概 要
第1条（ソフトウェアライセンスの使用許諾）	当社は、a1社に対し、当社が保有する別紙に定めるソフトウェア（「ソフト」と定義されている。）を使用する権利（「使用権」と定義されている。）を付与し、その使用を許諾する。
第2条（納入期限及び納入場所等）	ソフトウェアの納入期限及び納入場所は次のとおりとし、その使用権は、ソフトの引渡しをした時に移転するものとする。 納入期限 2020年3月31日まで 納入場所 a1社の事務所 ●
第3条（検査等）	当社は、ソフトを納入しようとするときは、その旨をあらかじめa1社に通知し、品質、規格、数量等についてa1社の検査を受けなければならない。なお、当該検査を実施する場所は、当社内とする。（第1項）
	前項の検査の結果不合格と決定した場合は、当社においてa1社の指示する期限内にこれを取り替えて前項の規定に準じa1社の再検査を受けなければならない。（第2項）
	ソフトの引渡しは、当社が第1項又は第2項の規定による検査に合格したものを前条に規定する納入場所に納入されたときに行われたものとする。（第4項）

第4条（許諾料の支払）	使用権の許諾料は、金 30,000,000 円（税別）とする。（第1項）
	a1 社は、2020 年 5 月 29 日までに当該許諾料を支払わなければならない。（第3項）

また、本件ソフトウェア契約書の末尾には、実際の押印日とは異なるバックデートされた「2020 年 3 月 30 日」の日付が記載されている。

さらに、本件ソフトウェア契約書には、Z 氏の指示に基づき、当社技術部門の O 氏らが作成した本件共通部品一式が記載された一覧表が、別紙として添付されている。以下は、本件ソフトウェア契約書添付の別紙に使用されたデータの一部抜粋である。

【公表版では省略】

O 氏は、当時、Z 氏から、同一覧表を a1 社と締結した本件ソフトウェア契約書に添付するとの説明は受けておらず、当社で開発していた本件共通部品一式の販売を開始するため、これらを全てリスト化したカタログを作成するよう指示を受け、社内整理用として同一覧表を作成した旨供述している。

[REDACTED]

[REDACTED] こうした記載からも同一覧表が顧客向けの対外的資料ではなく、社内における情報整理を目的として作成されたものと認められる。

カ 共通部品一覧表の単価設定の経緯

本件ソフトウェア契約書に添付された本件共通部品一式の一覧表には各部品の金額が記載されている。

下記本章第 2・3(2)のとおり、2020 年 4 月 10 日 13 時 20 分頃に H 氏が D 氏に送信したメール（CC:Z 氏ら）では、「※数量はすべて 1 かと思いますが、元々の開発工数から単価を記載いただき、ファイルを送っていただけますでしょうか。そのファイルを別紙として製本いたします。」と記載されている。

同メールを受けて、D 氏は、2020 年 4 月 10 日 15 時 21 分頃、当社コーポレー

トセールス部所属の P 氏に対して、以下のチャットを送信している。

【2020 年 4 月 10 日 15 時 21 分頃に D 氏から P 氏へ送信されたチャット（抜粋）】

H さんから契約書案が来ました。
また、別紙に共通部品ごとの単価を入れてほしいというリクエストがあったので、作成にかかった工数をもらって私の方でその比率で価格設定しました。
ロジックは問題ないと Z さんにも確認してもらっています。
この一覧が最終になると思います

そして、D 氏において、当社内で作成された一覧表に記載された開発工数から案分する形で本件ソフトウェア契約書の別紙が作成された。

このように本件ソフトウェア取引の総額は 3,000 万円であるが、本件共通部品一式の各共通部品の金額については、個別の金額の積算等を行われておらず、2020 年 4 月 10 日の当社による本件ソフトウェア契約書への押印直前に、総額 3,000 万円を前提として開発工数から案分する形で設定された³⁶。

(5) 本件念書の作成に関する Z 氏及び D 氏の供述

本件念書は、上記本章第 2・2(4)エに引用したとおりであり、a1 社と当社との間で「共通部品一式に関しての取引の成立が確定した場合」、Z 氏が、a1 社に対し、本件念書に記載された 4 つの事項を「遵守」することを「約束」する旨が記載されている。

本件念書に関する Z 氏及び D 氏の供述の概要は、以下のとおりである。

ア Z 氏の供述概要

- 本件念書の内容は、当社が従前から a1 社に提案していた内容を踏まえつつ、a1 社側が作成したものである。H 氏からは、「共通部品一式を 3,000 万円にした後、5,500 万円に係る契約を締結するためには念書が必要である」との趣旨の説明を受け、いずれの取引も実現させるため、署名・押印した。
- Z 氏は、本件念書の第 1 項から第 3 項については、当社が a1 社に対して支払っている既存の業務委託費単価を 2020 年 5 月より増額することによる「増額分」として、また、当社が a1 社を含む新たな商流を構築して業務委託契約を締結することによる「利益分」として、総額 3,350 万円に達するまで a1 社に支払うことを約束する旨を定めたものであると理解していた。
- 本件念書の作成が提案される以前から、a1 社側から、同社派遣の技術者の業務委

³⁶ 共通部品一式については、当時、当社における販売実績はなく、これに基づく既存単価も存在しなかった。

託費単価の値上げが繰り返し提案されていた。Z 氏も、同単価は、安価であり、増額はやむを得ないと考え、従前からその旨を口頭で伝えていた。本件念書の第 1 項は、a1 社側からの増額提案を受け入れることを確認する趣旨で定められたものであり、本件念書を契機として同単価が増額されたわけではない。

- Z 氏は、本件念書の第 3 項の金額が 3,000 万円ではなく、3,350 万円とされた理由について、H 氏からメールで説明を受けたが、当該説明は a1 社側のロジックであり、その意味は分からない。

- Z 氏は、

であり、a1 社にとって不利な内容で Z 氏にその契約締結を約束させる条項を入れた理由は定かではないが、当時、両社間で協議されていた内容が書面化された。

- 結果的に、本件念書の第 2 項及び第 4 項は実現していない。
- 本件念書に Z 氏個人として署名・押印したのは、a1 社側から指示されたためであり、当社の代表者印で押印する場合には手続に時間を要すると a1 社側が懸念したため、Z 氏個人としての署名・押印を求められたと考えていた。
- 本件念書への押印に用いた印鑑は、Z 氏個人の印鑑登録済みの実印である。
- 本件念書に日付が記載されていない理由は、G 氏から、「L 氏に署名済みの念書を提出するか否かは後日判断する」、「次の 5,500 万円の契約に進む際、L 氏がおねたときに出すものであり、L 氏に出すときに日付を入れる」などと指示されたためである。Z 氏は、本件念書は、H 氏に提出されたものの、結果的に L 氏には提出されなかったと認識していた³⁷。
- Z 氏は、当社に義務を負わせる内容の本件念書を、社内の検討を経ずに個人名で署名したことについて、その後の 5,500 万円に係る取引に繋がれば当社の利益になるものと考えていたほか、L 氏の意向に沿って投資の回収を約束することによる同社との関係性の維持を重視していた。また、それ以前にも、当社と f1 社との資本提携に際し、Z 氏が取締役を退任しないことなどを内容とする念書に個人名で念書に署名したことがあり、会計知識もなかったため、特段、問題意識を持っていなかった。さらに、従前から全ての契約について他の役職員に情報共有していなかったため、本件念書についても他の役職員に相談する必要はないと考えていた。
- Z 氏は、D 氏が本件念書を印刷した原本を持参した際に初めてその内容を確認し、

³⁷ H 氏は、当委員会の書面による質問に対し、Z 氏が署名・押印した本件念書を受領した後、これを L 氏に見せたものの、会社としての正式な文書にはしたくなかったため、G 氏とも相談の上、本部で保管することとはせず H 氏個人で保管した旨回答した。

署名・押印する前に、内容に問題がないかを D 氏に確認を求めたところ、問題がない旨の回答を得たため、署名・押印した上で、これを D 氏に渡した。

- Z 氏は、本件ソフトウェア取引によって当社が上場に近づくとは考えておらず、上場申請に向けた予算達成のために本件取引を締結したいとも考えていなかった。2020 年 3 月当時、予算を下方修正したため、同年 6 月の新規上場は無理であると c 社に言われていた。また、Z 氏は、当時、東京証券取引所の審査においては、翌期（2021 年 3 月期）以降の業績見込みがより重要視されると認識していた。
- 当社は、Z 氏が 2020 年 4 月に本件念書に署名・押印した後、同年 6 月以降、a1 社側の提案に応じて業務委託費単価を増額した。Z 氏は、a1 社が本件念書の第 1 項に基づき、総額 3,350 万円を回収する意図で増額を提案したと理解していた。他方、Z 氏としては、本件念書を契機に増額したものではなく、本件念書の作成以前から検討していた業務委託費単価を適正価格に引き上げたものであり、本件念書に基づく増額との認識はなかった。
- また、Z 氏は、H 氏ら a1 社及び a2 社側が業務委託費単価の増額分を「回収」や「返済」と呼称していることを認識しており、D 氏や E 氏との間でも増額分のことを「返済」と呼んでいたが、これらは a1 社及び a2 社側での認識に沿って呼称したに過ぎず、本件念書に基づく「返済」との認識はなかった。
- Z 氏は、業務委託費単価の増額分が総額 3,350 万円に達した後、a2 社との間で増額後の単価を見直すことを提案しようと考えていた。その際、可能であれば単価を下げたいと考えていたものの、もともと相場よりも低い水準であったため引き下げは困難であると考えていた。
- Z 氏は、a1 社との間の本件共通部品一式に係る取引が 3,000 万円と 5,500 万円に分割された後も、いずれの取引も実現させることを強く希望しており、その実現のために本件念書に署名・押印した。しかし、その後、a1 社との間で、5,500 万円に係る取引について具体的な検討は一切行われなかった。当時、Z 氏は、a1 社から取引を取りやめる連絡を受けたことはなかったものの、コロナ禍による同社の業績悪化や、同社との関係維持の重要性を考慮し、契約締結に向けた意向確認等を一切行わず、残りの 5,500 万円に係る取引については、自然消滅したと認識していた。

イ D 氏の供述概要

- D 氏は、2020 年 4 月 10 日、当社において H 氏から本件念書を直接受け取り、Z 氏の署名・押印を求められた。当時、H 氏と本件念書についてどのようなやり取りをしたかは記憶していない。また、D 氏は、2020 年 4 月 10 日以前には、本件念書の存在及び内容について一切認識していなかった。
- D 氏は、H 氏から本件念書を受領した後、Z 氏にこれを渡したが、その際、Z 氏

とどのような話をしたのかは記憶していない。2020年4月10日は金曜日であり、Z氏は週末に出勤することはなかったため、Z氏が本件念書に署名・押印したのは、同日又は週明けの2020年4月13日のいずれかであった。

- 本件念書への押印に用いられたZ氏の実印は、登記で使うものであり、Z氏が同実印を使用しているのをD氏が見たのは、本件念書への押印以外にはない。
- D氏は、本件念書の内容を自ら簡単に確認したものの、Z氏からその内容に問題がないか確認するよう依頼されたことはなく、Z氏に対して内容に問題がない旨を述べたこともなかった。
- D氏は、本件念書の内容を確認した際、a1社が本件ソフトウェア契約を締結する代わりに、当社がa1社の派遣技術者の業務委託費単価を増額するなどして、共通部品一式3,000万円相当額を返済することを約束する旨の内容であると理解した。
- D氏は、本件念書について、対価の妥当性について疑問には思っていたが、Z氏とa1社との間で既に決定された内容であり、今さら覆すことはできないと思っていた。当時、本来は本件念書についてI氏に相談するなどした方がよいと思ったかもしれないが、既に決まっていた内容だったので、そのような指摘はしなかった。ただ、D氏は、Z氏に対して本件念書の内容に問題がないとは言わなかった。
- その後、Z氏が本件念書に署名・押印し、a1社の派遣技術者の業務委託費単価を増額されたが、D氏は、この増額が本件念書第1項に基づくものであると理解していた。D氏は、H氏から業務委託費単価の増額や「返済」の方針等に関するメールを受信した際には、その都度、Z氏に対応方針を確認していた。
- D氏は、a2社に3,350万円全額を支払った後、同社との間で業務委託費単価の値下げ交渉をする必要があると考え、D氏作成管理表を作成して返済額を管理していた。
- D氏は、I氏及びP氏に対し、a1社に共通部品一式3,000万円を販売した一方で、同社が相当金額を回収するためのスキームを検討している旨を話したが、本件念書の存在を両氏に伝えたかについては記憶していない。
- 3月25日ドラフトに含まれていた5,500万円に係る取引については、本件念書作成前の2020年3月頃の時点ではa1社との間で、当社の提案に基づき、2020年5月に契約締結し、同年6月に支払いを行うことが検討されていたが、その後、同取引についてa1社との間で検討が行われた記憶はない。D氏は、5,500万円に係る取引については本件念書作成後に自然消滅したものと認識していた。

(6) Z氏のEY新日本に対する財務諸表監査時の説明内容等

2020年10月23日、EY新日本は、2020年3月期及び2021年3月期の財務諸

共通部品一式のパッケージファイルが保存された DVD を郵送により a1 社において受領した時期は 2020 年 4 月中旬以降であった旨を回答している。

【2020 年 4 月 10 日 13 時 20 分頃に H 氏から D 氏へ送信されたメール（抜粋）⁴⁰⁾】

最終的な修正案の契約書をお送りします。

（中略）

なお、顧問弁護士より確認しとくべきとの留意点がございました。

これまでの打ち合わせと重複するかもしれませんが、ご質問をさせてください。

1. 納入方法（例：USB・DVD などの媒体で提供）

2. 別紙のソフト一覧に数量および単価を記載が望ましい

※数量はすべて 1 かと思いますが、元々の開発工数から単価を記載いただき、ファイルを送っていただけますでしょうか。そのファイルを別紙として製本いたします。

納入期限と納入場所について

納入期限は 2020 年 3 月 31 日となりますが、納入場所というのは納入方法によるところもあると存じます。

納入場所は、どこが実態と適しているかご指定いただければ加筆いたします。

(3) プラットフォーム e の利用環境の付与状況等

2020 年 3 月当時、a1 社はプラットフォーム e の利用環境を保有していなかったところ、当社の記録によれば、以下の事実関係が確認できる。

ア 当社利用環境

まず、当社は、2019 年 12 月 4 日、a1 社から当社に派遣されていた Q 氏に対し、当社が保有する利用環境（以下「**当社利用環境**」という。）へのアクセス権限を付与しており、Q 氏は、当該環境上で本件共通部品一式を利用できる状況にあった⁴¹⁾。もっとも、当社利用環境には当社ネットワーク内のみから接続可能という制約があった。Q 氏による当社利用環境への最終ログイン日は 2020 年 4 月 27 日である。なお、上記最終ログイン日の 3 日前の 2020 年 4 月 24 日、H 氏から D 氏への問い合わせ⁴²⁾を受け、同月 27 日、当社の技術部門が Q 氏に対し、

⁴⁰⁾ 同メールの CC には Z 氏及び I 氏らが含まれている。

⁴¹⁾ 当社利用環境では既に本件共通部品一式が利用可能であったため、a1 社側でのインストール等は不要であった。

⁴²⁾ 2020 年 4 月 24 日 17 時 45 分頃、H 氏から D 氏に対し「受領しました共通部品を Q に personal 環境で確認させ、説明をしてもらおうと思っているのですが、personal 環境には upload できないようなので、w ライセンス環境で確認させていただくことは可能でしょうか。」とのメールが

2019 年 12 月 4 日に発行されたアカウントの認証情報を再度提供しており、Q 氏による 2020 年 4 月 27 日の当社利用環境へのログインは、これを受けたものであると考えられる。

イ a1 社に対する利用環境の構築

当社は、a1 社から

[REDACTED]

ウ a1 社及び a2 社によるシステム r の開発

H 氏の供述によれば、a1 社及び a2 社は、本件共通部品の一部を利用して、システム r を開発し、同システムでのサービス提供を行っていることがうかがえる。

なお、

[REDACTED]が行われている。

4 本件念書に記載された事項の履行状況

(1) 当社による a1 社及び a2 社の業務委託費単価の増額等による返済状況（本件念書第 1 項及び第 3 項）

ア 本件念書の記載内容及び業務委託費単価の増額等による返済

本件念書には、当社が a1 社に支払う業務委託費単価を 2020 年 5 月から増額し、その「増額分」等として総額 3,350 万円を支払う旨が定められているところ（第 1 項及び第 3 項）、当社と a1 社及び a2 社⁴⁴は、当該増額分等の支払状況を継続的に管理していた。

送信されており、a1 社側は e 社が無料で提供しているプラットフォーム e の personal 環境を用いて本件共通部品一式を確認しようとしたものの、確認できなかったことがうかがえる。

⁴³ 本件共通部品一式は、統合管理環境ではなく、開発環境にインストールして使用されるものであった。

⁴⁴ 2021 年 10 月 1 日付けで行われた会社分割により、a1 社のシステム開発関連事業が a2 社に承継された。

イ a1 社及び a2 社における増額分等の管理状況等

H 氏は、遅くとも 2020 年 6 月頃から、「2020 年 5 月以降の請求（回収）」と題する Excel 表（以下「**H 氏作成管理表**」という。）を作成し、a1 社又は a2 社から当社に派遣されていた技術者ごとに、業務委託費単価の「通常」価格、「増額」分及び「見積額」を毎月記録⁴⁵し、各月の回収状況を把握していた。また、表の上部には、増額分の合計額及び当該金額の 3,350 万円に対する割合（「回収率」）を記載していた。なお、2020 年 4 月 9 日 16 時 15 分頃に H 氏が送信したメールには、本件念書第 3 項の「総額 3,350 万円」との記載について、「当初 8,500 万円に対して 9,500 万円というお話の数字から、割合（ $9,500 \div 8,500 = 1.117...$ ）に対して、今回の取引額である 3,000 万円を乗じ、約 3,352 万円になりますので、3,350 万円とさせていただきました」と記載されている（本章第 2・2(4)ウ参照）。この点について、H 氏は、本件共通部品一式の価格である 3,000 万円に 10%程度の利益を上乗せし、その金額を 3,350 万円としたものと認識していると供述している。また、H 氏は、当委員会の書面による質問に対し、当社が本件ソフトウェア取引を機に a1 社の派遣技術者の業務委託費単価の増額に応じたこと、また、本件ソフトウェア取引の金額が 3,000 万円あったことから、当該金額に一定額を上乗せした金額の利益を当社との取引における目標としていた旨回答している。また、L 氏からも、当該金額を利益によって回収するよう言われていたことから、その回収額を H 氏作成管理表により管理していた旨回答している。

以下の表は、H 氏作成管理表の抜粋であり、2023 年 12 月まで⁴⁶の該当情報が記録されている。

【公表版では省略】

H 氏は、L 氏から、本件ソフトウェア取引によって利益を上げることができているのかと時折尋ねられた際、同氏に H 氏作成管理表を示し、「当社に業務委託費単価を 5～10 万円増額してもらった」などと説明したところ、L 氏から「いつになったら回収できるのか」との趣旨の発言があった旨供述している。

以上から、a1 社及び a2 社においては、H 氏が当社に業務委託費単価の増額等を提案するとともに、その増額分等の支払状況を毎月確認し、L 氏もこれを適宜確認することで、本件念書に基づく a1 社及び a2 社の総額 3,350 万円の回収状況を継続的に管理していたことが認められる。

⁴⁵ 「通常」及び「増額」の各欄に記載された金額の合計額は、「見積額」欄に記載された金額と一致している。

⁴⁶ 2023 年 12 月以降の該当情報が記載されていないのは、当委員会が確認した H 氏作成管理表が 2024 年 1 月に E 氏が共有を受けた時点のものであるためである。

ウ 当社における増額分の管理状況等

D氏は、2020年5月27日、H氏から、同年6月よりQ氏の業務委託費単価を従来の85万円から95万円に10万円増額する⁴⁷旨の提案を受け、これに応諾した。

そして、D氏は、2020年5月28日、冒頭に「【返済ベース】」と記載した「a1社1」と題するExcel表（以下「D氏作成管理表」という。）を作成し、それ以降、a1社及びa2社から派遣を受けた技術者ごとの業務委託費単価の増額分を毎月記録し、各月の返済状況を把握していた。

以下の表はD氏作成管理表の抜粋である。同表には2023年12月まで⁴⁸の該当情報が記録されているところ、返済に充てられた業務委託費単価の増額分は、H氏作成管理表に記録された増額分の金額と概ね一致している。なお、D氏作成管理表は、2020年5月以降、D氏が継続的に該当情報を記録して管理していた⁴⁹。

【公表版では省略】

エ a1社への返済に関する状況

2020年6月12日、D氏は、H氏に対して、「ご相談」と題する以下のメールを送信した。

【2020年6月12日16時42分頃にD氏からH氏へ送信されたメール（抜粋）⁵⁰】

本日は7月からのR1さんの業務委託料についてのご相談をさせていただきご連絡をいたしました。以前話していた内容では、月95万円くらいまで上げるというお話だったかと思います。

弊社の社内の事情で大変申し訳ないのですが、これについて少しご相談させてください。現在、弊社はIPOを目指している関係で4月頃から外部のコンサルが新しく入っており、外注費の月単価を厳しくチェックされております。今の基準ですと月85万円までであれば比較的通しやすいのですが、以前お話していた95万円だと少し目立ってしまう状況になってしまいました。そこで、今回のR1さんの金額について

⁴⁷ Q氏の稼働が0.8人月換算であったため、実際の増額は8万円であった。

⁴⁸ 2023年12月以降の情報が記載されていないのは、以下に記載するとおり、2024年1月以降は、E氏がH氏から共有を受けたH氏作成管理表に該当情報を記録していたためである。

⁴⁹ 2023年6月5日、D氏からE氏に対し、D氏作成管理表を添付して「私のメモでは、4月末時点14百万円くらい返済してます。取引履歴で誤りがあったら教えてください。」と記載したチャットを送信しているが、両名ともE氏がD氏作成管理表を更新したことはない旨供述している。

⁵⁰ 同メールには、CCにP氏が含まれている。

は月 85 万円でお見積もりを頂けないでしょうか？

このように、過度な増額をした場合には目立ってしまうため、上場申請のために単価を抑えようとする趣旨のメールが送信されていた。

2021 年 4 月 16 日から同月 20 日にかけて、Z 氏、D 氏及び E 氏が参加するチャットルームにおいて、a1 社から新たに派遣される予定であった技術者の業務委託費単価について、E 氏が「a1 社から●チームに入って頂く R2 さんの単価をもうすでに決まっていたら教えていただけますか？決まっていなければ、60 万 + 返済 20 万で H さんと話してよろしいでしょうか？」と送信し、これに対し、Z 氏は「単価は何も話をしてないです！」、D 氏は「私も話をしてませんので、E さんと H で決めて頂いて大丈夫です。」と返信している。これらのやり取りを踏まえ、同月 20 日、E 氏は H 氏に対し、「R2 様の単価感を社内で確認致しました。5 月より、50 万+10 万で宜しくお願い致します。」とメールで回答しており、Z 氏、D 氏及び E 氏の 3 名が a1 社に支払う業務委託費単価について、通常単価と増額分とを区別するとの共通認識を有しており、本件念書の内容に沿った対応を行っていたことが認められる。

なお、E 氏は、a1 社への「返済」について認識した時期は記憶していないものの、Z 氏から口頭で説明を受け、「a1 社が当社に対して支払ったソフトウェアライセンスの費用である 3,000 万円について、結局は当社が負担しなければならないとの認識であった」と供述しており、2021 年 4 月 16 日以前に Z 氏から E 氏に対し同趣旨の説明がなされたことがうかがえる⁵¹。

また、2021 年 8 月 26 日、Q 氏から当時の当社コーポレートセールス部長であった F 氏に対し、H 氏の下、当社が a1 社に対し「環境 q の作業」及び「マイナーバージョンアップ」の作業を無償で行う代わりに、「今回の作業で貴社から返済いただいている金額から、下記 35 万円分として充当させていただきます」とのチャットが送信されており、当社は実際に当該各業務を無償で実施していた。当該 35 万円についても H 氏作成管理表及び D 氏作成管理表にそれぞれ当社からの返済分として記録されている。

⁵¹ 2020 年 7 月 8 日に D 氏が H 氏に送信したメール（CC：P 氏）では、「弊社の E については、本件のことは話しておきましたのでご相談いただいて問題ありません。今後は、弊社は I という者が対応させていただくこともあるかもしれませんが、同様に事情は知っております。」と記載されており、2020 年 7 月時点で事情を認識していたといえる。なお、E 氏は本件念書の存在については認識していなかった旨を述べており、これを否定する証拠は確認されなかった。そのため、Z 氏及び D 氏が a1 社との取引に関する事情は伝えながらも、本件念書の存在に関しては E 氏には伝えていなかったことがうかがえる。

オ 2024 年の返済に関する連絡状況等

2024 年 1 月 16 日、H 氏から E 氏に対し「昨日のお打合せでお話ししました資料をお送りします。」とのメールとともに、H 氏作成管理表が添付の上送信された。

これを受け、同日、Z 氏、E 氏及び D 氏が参加するチャットルームにおいて、以下のやり取りがなされた。

E 氏：a2 社から借りたお金の返済は 50%です。H さんのファイルをいただきました。今までの R3 さん分はこの返済には含んでいないのですが、合ってますか？

Z 氏：R3 さんは入ってないのか。

D 氏：R3 さんの分は高くて乗せられないというのは入るときに聞きましたので、入っていないです。

D 氏：こちらの管理がちょっと簡易になってしまっていますが、返済率もおおよそ合っていると思います。私の管理で単価の変更とかが正確に反映できていない部分が差異になっている可能性がありそうですが、それほど大きくありません。

E 氏：R3 さんのを 50%稼働に減らして、10 万ずつでも返済する方式に変えるとかもありかな、という話もしてます。返済の期限とかってありますか？

D 氏：そうなんですね。期限は定めてないです。

Z 氏：イメージは 2027 年ですね

Z 氏：R3 さんが、すでに●にアサインされているので、今月分の請求から、●分を引いてもらって請求してもらう必要があるね。

E 氏：毎月 35 万返さないと 2027 年度中に返済できなさそうです

D 氏：H さんの管理の金額で分母が 3350 万になっているようなんですが、何か聞いていますか？私の把握しているのは添付の契約の 3000 万だったんですが⁵²。

E 氏：何も聞いていないです。3000 万だったんですね。今度話するとき D さんも一緒にでてください。

D 氏：わかりました。この案件でしたね。この分を返しています⁵³。

D 氏：今度話をする前に過去の発注金額の突合せをどこかでさせてください。単価変更や新規発注、発注停止などの変化があったところが抑えられれば正確な計算ができるはずなので。

なお、R3 氏は、2020 年 6 月 3 日に退職した当社の元社員であり、退職後、

⁵² D 氏が送信した同チャットには本件ソフトウェア契約書が添付されている。

⁵³ D 氏が送信した同チャットには、当社の社内システム「Blue SAT」における a1 社との本件ソフトウェア取引に係る記録のスクリーンショットが添付されている。

2020 年 7 月以降、当社は R3 氏個人に業務委託を行っていたが、2021 年 1 月から a1 社から当社への派遣技術者となっている。

Z 氏は、「R3 さんは入ってないのか。」と上記チャットで言及しているが、2020 年 10 月 5 日に Z 氏が作成した a1 社への「a1 社 Business Plan 5-Oct-2020」と題する提案資料には以下のとおり記載されており、R3 氏が a1 社の派遣技術者となったのは Z 氏の提案による。

プラットフォーム e Expert エンジニアとの契約窓口

- ・ 8 月に BlueMeme の創業メンバーの「R3」が独立し、現在、BlueMeme と業務委託契約を行なっている。
- ・ この業務委託契約を、「R3」→a1 社 →BlueMeme に変更することを考えている。
- ・ 「R3」は創業当初から、プラットフォーム e のエンジニアの講師を行なっており、a1 社の人材教育も実現可能と考えている。

その後、E 氏と H 氏との間で増額及び回収に関するやり取りがなされ、2024 年 2 月 20 日に H 氏から E 氏に対し、以下のメールが送信された。

【2024 年 2 月 20 日 11 時 3 分頃に H 氏が E 氏に送信したメール（抜粋）】

4 月以降の R3、R2 の契約について見積書を提示をする前に、以下の金額等でご検討いただきたくお願い申し上げます。

R3：金額 90 万円 内訳：単金 75 万円 回収 15 万円 工数 0.5 人月（基準 80H±10H）

R2：金額 90 万円 内訳：単金 75 万円 回収 15 万円 工数 1.0 人月（基準 160H±20H）

（中略）

また 1 月末時点の回収率が約 50%なので、可能でしたら 4 月以降、R4 様、R5 様の契約が継続になる場合は出精値引きという形で各 10 万円ずつを回収に充当できないでしょうか。併せてご検討の程、よろしくお願いします。

2024 年 4 月以降の R3 氏及び R2 氏の業務委託費単価の増額等に関する提案がなされた際にも、「単金」と「回収」分が区別して記載されている。また、R3 氏は増額及び回収の対象となっていなかったが、2024 年 1 月 16 日に Z 氏から R3 氏分について「R3 さんは入ってないのか。」等の言及がなされた後、上記メールのとおり 2024 年 4 月分から R3 氏も増額及び回収の対象となっている。

その後も、E 氏は、H 氏作成管理表をもとに、将来的に当社が a2 社に支払うべき業務委託費単価の増額分についてシミュレーションを行い、2028 年 2 月に 3,350 万円の返済が完了し、回収率が 100%となることを確認した上で（下表参照）、2024 年 2 月 20 日、上記チャットルームにおいて、Z 氏及び D 氏に対し「シミュレーション更新しました。R3 さん急に高くなりましたけど、ちゃんと控除

したらよってことになりますね。このペースだと返済は2028年3月までかかります。」と送信している。なお、E氏は、当時、Z氏から返済額及び返済終了までの期間について確認を求められたため、上記シミュレーションを行った旨供述している。以下は、E氏がH氏作成管理表を更新してシミュレーションを行ったものの抜粋である。

【公表版では省略】

また、2024年3月11日から同年3月27日にかけて、Z氏、E氏及びD氏のチャットルームで以下のやり取りがなされた。

E氏：Hさん、Qさんと本日打合せしました。以下の計画で問題ないでしょうか？
シミュレーションにあった3,350万円は、なぜ3,000万円じゃないのか？について
元々8,500万円でBMが開発したプラットフォームeの標準では備わっていない諸々の部品を9,500万円を買ってもらったことになったが、最終的に3,000万の価値のあるものを、上記の比率を考慮して3,350万円を買っていただくことになった。
4月からR3さんの単価アップ希望について
現在79.8万円(超過減算なし・1人月契約)→希望150万円(超過減算あり・0.5人月契約)
(中略)
以上の計画で2027年3月末で3,350万円完済できます。
Z氏：これね、そもそもライセンス費用が抜けているから、そこを話す必要があります
Z氏：この返済計画の話、いつからどこではじまってるかな？
E氏：返済は2020年6月～スタートしてます

このようにZ氏は、a2社への返済計画自体を否定することなく、むしろ、3,350万円の返済をすることは前提とした上で、a2社からプラットフォームeのライセンス費用を受領していないとして、その点も含めて返済計画を作る必要がある旨の言及を行っていた。

カ 小括

以上のとおり、当社では、2020年6月以降、Z氏及びD氏との間で、また、遅くとも2021年4月16日以降は、Z氏、D氏及びE氏との間で、a1社及びa2社に対して支払う既存の業務委託費単価について通常単価と増額分を区別して

管理していた。そして、Z氏、D氏及びE氏との間では、当該増額分等をa1社及びa2社に対する「返済」として認識するとともに、その支払状況や残額等をZ氏に適宜報告し、Z氏もこれに返信していたほか、E氏に返済額及び返済終了までの期間を確認するなどしていた。

また、当社とa1社及びa2社との間の業務委託費単価の増額等に関する協議においても、当該増額分は「回収」と呼ばれており、当該増額分等がa1社及びa2社においても本件念書に基づき回収すべき金銭であるとの認識が共有されていたものと認められる。

さらに、両社間のやり取りからは、業務委託費単価の増額等が対象人員の業務内容、スキルその他の業務価値を踏まえて算定された形跡はなく、当該増額分に見合う実質的な業務価値があったと認めるに足りる事情も認められない。

この点について、Z氏は、上記本章第2・2(5)のとおり、a1社は本件念書の第1項に基づき、総額3,350万円を回収する意図で増額を提案したと考えられる一方、Z氏自身は、本件念書の作成以前から検討していた業務委託費単価を適正価格に引き上げたものであり、本件念書に基づく増額との認識はなかった旨を供述している。しかし、かかる認識であったのであれば、a1社又はa2社側の関係者が含まれていない社内チャットルームにおいて「返済」との文言を用いるのは極めて不自然であり、また、Z氏自身「この返済計画の話、いつからどこではじまってるかな？」などと尋ねており、自ら主体的に「返済」との用語を用いている。さらに、Z氏は、業務委託費単価の増額分が総額3,350万円に達した後は、a2社に対し、増額後の単価の見直しを提案して可能であれば単価を引き下げたい旨供述している⁵⁴が、仮に当該増額分が適正価格への引き上げであったのであれば、その後に単価の引き下げを提案する必要性はなく、この点もZ氏が増額分をa1社及びa2社に対する総額3,350万円の返済と捉えていたことの証左といえる。

したがって、Z氏の上記供述は不合理な弁解というほかなく、当社とa1社及びa2社との間で、当該増額分等が、本件念書に基づきa1社及びa2社に返済すべき金銭であるとの共通認識があったとの認定は覆らない。

(2) 新たな商流の構築による返済（本件念書第2項及び第3項）

本件念書には、a1社に対する総額3,350万円の返済について、業務委託費単価の「増額分」による返済のほか、当社のパートナー会社とa1社を含めた「新たな商流」を構築し、a1社に業務委託を行うことによる「利益分」による返済につい

⁵⁴ D氏も、a2社への総額3,350万円の返済終了後に業務委託費単価を値下げすることが両社間で共通認識となっていたかは分からないものの、値下げ交渉の材料にはなると考えていた旨供述している。

ても規定されている（第2項及び第3項）。

この点については、2020年5月14日、H氏からD氏に対し、Z氏をCCに指定した上で、i社との商流の確立について、i社に対しては全ての事情を話すことはできないとの認識を前提とした以下の問い合わせがなされ、これに対し、同日、Z氏はD氏に以下のチャットを送信した。

【2020年5月14日9時27分頃にH氏がD氏に送信したメール（抜粋）⁵⁵】

i社様とはいかがでしょうか。

ありのままの事情をお伝えするわけにはいかないところもあり、説明が難しいとは思いますが、なるべく早く商流を確立できるようにしたいと思いますので、何卒宜しくお願い致します。

弊社はいつでもご訪問いたしますので、遠慮なくご連絡ください。

【2020年5月14日10時44分頃にZ氏からD氏に送信されたチャット】

a1社とi社の件、こんな感じで良い？

- 1) BlueMemeから「新規人材の要件」をa1社に伝える
- 2) BlueMemeがi社をa1社に紹介する
- 3) 上記の「新規人材の要件」をa1社からi社に伝える
- 4) i社とa1社で派遣契約を契約する
- 5) 上記と同時にa1社とBlueMemeで業務委託契約を行う
- 6) BlueMemeの管理下で「新規人材」を活用する

Z氏からの上記チャットに対して、2020年5月14日、D氏は以下のとおり返信しており、i社に対してどのような「建前」を説明するかが問題になる点を指摘していた。

【2020年5月14日11時24分頃にD氏からZ氏に送信されたチャット】

進めるステップは大丈夫です！ありがとうございます！

Hさんからは、BlueMemeがi社になぜa1社を紹介して間に入れるのかを何か説明しないといけないと思うという風に相談されていて、その建前をどう話すかを考える必要があると思っていました。

普通に紹介するだけだと、i社はなぜa1社を通さなければいけないのか疑問を持つと思うという話がHさんからはありました。

⁵⁵ 同メールには、CCにZ氏が含まれている。

【2020年5月14日19時29分頃にD氏がH氏に送信したメール（抜粋）⁵⁶】

i社さんとの件、下記のステップで進めようと思いますがいかがでしょうか？

- 1) BlueMeme から「新規人材の要件」を a1 社に伝える
- 2) BlueMeme が i 社を a1 社に紹介する
- 3) 上記の「新規人材の要件」を a1 社から i 社に伝える
- 4) i 社と a1 社で派遣契約を契約する
- 5) 上記と同時に a1 社と BlueMeme で業務委託契約を行う
- 6) BlueMeme の管理下で「新規人材」を活用する

a1 社さんが自社の事業拡大のためにプラットフォーム e の技術者が必要であるという前提で弊社が i 社さんを紹介致します。その後、技術者が働く場所が弊社の案件でありますので、御社と弊社が業務委託契約を締結するという流れでいかがでしょうか？これ以上の事情はあまり i 社さんには必要ないと考えております。

このように、Z 氏が具体的な提案内容を考案して、i 社から a1 社に技術者を派遣し、a1 社が当社からの業務委託を受ける提案を行った。

その際の当社及び a1 社間のやり取りでは、上記のとおり、「ありのままの事情をお伝えするわけにはいかない」、「これ以上の事情はあまり i 社さんには必要ない」、「その建前をどう話すかを考える必要」などとして全ての事情は説明できないとされていた。

その後、上記の i 社との「新たな商流」については交渉等が進められたが、Z 氏の供述によれば、a1 社から二重派遣等の指摘を受け、実現には至らなかった。この点について、H 氏は、当社と i 社が直接取引を行えば足り、a1 社を介在させる商流とすることには違和感があったため、D 氏からの提案を受けなかった旨供述している。これにより、当社は、本件念書の第 1 項及び第 3 項のみに基づき、業務委託費単価の「増額分」により、a1 社に対し、総額 3,350 万円を返済することとなった。

(3) 共同開発事業に関する契約の締結（本件念書第 4 項）

本件念書に記載された当社と a1 社との「

ことを約束するものと理解していた旨供述しているが、現在に至るまで当該契約締結は実現していない。他方、H 氏も、

⁵⁶ 同メールには、CC に Z 氏が含まれている。

最終的に当該共同開発事業は実現しなかった旨供述している。また、H氏は、当時、Z氏から、当社がt県の印刷会社向けにシステム開発を行い、これをa1社と取引関係にある印刷会社に紹介して販売するなどの協業を提案されていた旨供述している。

5 本件疑義の発覚前後の事実経過

(1) B氏が本件疑義を認識した経緯

ア E氏からの相談内容

当時の当社代表取締役社長であったB氏は、2025年11月18日、E氏から、本件ソフトウェア契約書及びE氏が追記したH氏作成管理表が添付された、以下のチャットを受信した。なお、当時、当社では派遣技術者に係る業務委託費が嵩んでいることが問題視されており、B氏からE氏に対し当該費用の削減を検討するよう指示がなされていた。

【2025年11月18日22時44分頃にE氏からB氏に送信されたチャット（抜粋）】

a2社の残債についてBさんにお伝えできていなかったもので、当時の経緯を知っているDさんも含めて打合せさせてください。
2020年3月にa2社から以下の契約で3350万円を借入れています。
a2社から技術者を仕入れる際に、仕入値を少し上乗せして返済しています。
現在R3さんとR2さんの仕入値に上乗せして返済しており、このままのペースで返済すると完済は2028年2月になる想定です。
パートナーを減らす必要があり、R3さんとR2さんも対象になりますので、まずこの借入の説明と、返済方法の相談をさせてください。

これを受け、B氏は、E氏に対し「3000万円でBMからa2社にソフト売ったと言う契約書と、それは実質債務で、a2社に3000万円に総額になるまで発注を続けていると?」、「R2さんとかのコアの人件費も3000万の返済に入っているの?それとも、増額分だけ?」と尋ねると、E氏は「はい。そうです」、「増額分だけです。増額分がR2さんは15万/月、R3さんは20万円/月です。」とそれぞれ返信している。さらに、B氏からの「割と、この取引はマジメにヤバイよ。」とのチャットに対して、E氏は「やばいのでちまちま返済するのではなくさっさと処理してしまいたいです。」などと返信した。

その後、B氏は、2025年11月19日、E氏に口頭で確認した際、「借入れ」や「返済」の意味を尋ねたところ、E氏は「実質浮いている金額を返さなければならない」旨答えたものの、その詳細は把握していない旨述べた。

また、同日、B氏は、Z氏に対し、チャットで「Eさんからa2社との取引に

ついて、資料提供を受けたのですが、この取引内容について、教えて頂けないでしょうか。」と説明を求め、これに対し、Z氏は、[REDACTED]において、3350万円を長期的に回収したいという先方の要望に基づき、要員の教育も売れ入れを行っております。」「誤植です、受け入れです」などと返信した。また、B氏が「販売した金額を、戻し入れていっていると言う事ですか？」と尋ねると、Z氏は「先方に聞いていただければよいですが、そのような意図かもしれません。支払ったものを、別の対価を提供して、どうにか回収するというのは、ビジネスの基本だと思います。」などと返答した。さらに、B氏が「当初の3000万円のライセンス販売による売上を、別の形で還流させているように見えるのですが」と指摘すると、Z氏は「資金を回収したいという意味は、顧客にもあると思いますし、それに対して、われわれも価値提供を受けた対価を、適正な価格で購入していますので、なにか常識的におかしい部分があればご指摘ください。」と返答した。なお、B氏は、Z氏に対し上記チャット以外に対面又は口頭による事実確認は行わなかった。

その後、B氏は、当社の他の役職員（D氏、J氏、C2氏及びP氏）に対しても、本件ソフトウェア取引に関する本件疑義の事実確認をしたが、新たな情報は得られなかった。

2025年11月にE氏からB氏に提供された「2020年5月以降の請求（回収）E氏」の記載内容は、別紙3のとおりである。

(2) B氏による監査役への報告及びその後の対応状況等

ア B氏による監査役等への報告

B氏は、2025年11月20日、当時は常勤監査役であったA氏に対し、電話で本件ソフトウェア取引に関する本件疑義を報告し、A氏から関連する資料の共有を求められると、自ら収集した資料を共有した。A氏の供述によると、この中には、B氏とE氏とのチャット履歴、本件ソフトウェア契約書、返済に関する管理表、該当する注文書及び請求書等が含まれていた。

2025年11月25日、B氏は、A氏から「Bさん a1社（a2社）の件、昔の話なので」、「今度、Zさんに我々から話を聞いてみますね。」とのチャットを受信したものの、以降、本件疑義に係る対応状況等について、A氏から報告等はなく、監査役会が対応中との認識のもと、B氏からの状況確認も行わなかった。

上記に加えて、B氏は、2025年12月頃、社外取締役のC10氏及びC4氏に対し、対面で本件疑義を説明するとともに、監査役会に報告済みで監査役会にて対応中である旨を伝えた。

イ A氏及び監査役会の対応状況等

A氏は、2025年11月20日、B氏から本件疑義について報告を受けた後、当時は当社監査役であったS氏及びT氏にその内容をメールで共有した。その後、公認会計士であるS氏が初期的な資料確認を行った上、同年11月25日開催の監査役会においてその後の対応を協議し、監査役会は、当社の経営権を巡ってB氏とZ氏の対立が社内で激化していていずれかに利するような調査になることが懸念されたこと、B氏が近く代表取締役社長を退任する見込みであったこと、S氏の初期的な資料確認によって業務委託費単価の価格の妥当性の疑義はあるものの、本件ソフトウェア取引については実態があるとの見通しをもったことなどから、調査の必要性はあるものの直ちに調査を実施するのではなく、B氏が代表取締役を退任した後に、関係者からの聴取を含む事実関係の確認を行う方針とした。

当社が2026年3月期第3四半期決算短信を公表した2026年2月13日に先立つ同月10日、監査役会とあおい監査法人との2026年3月期第3四半期の決算に関する面談が開催されたが、監査役会からあおい監査法人に対して本件疑義の共有はなされなかった。A氏は、上記方針であった上に、当時はそこまで大きな話であると考えていなかった旨供述している。

その後、2026年2月13日にB氏が退任したところ、監査役会は、同月19日にあおい監査法人から本件情報提供に関する報告を受けたことを契機として、本件疑義に対する調査の対応を開始するに至った。なお、A氏は、2025年11月25日以降、B氏から本件疑義の対応状況等について問い合わせを受けなかったことから、同氏に対して特段の進捗報告等を行わなかった旨供述している。また、2025年11月の本件疑義の把握から2026年2月19日にあおい監査法人から本件情報提供に関する報告を受けるまでの間、2026年2月10日の上記面談時を含め、監査役会からあおい監査法人に対する本件疑義に関する情報共有は行われておらず、2026年2月19日にあおい監査法人から上記報告を受けた際にも監査役会として既に本件疑義を把握していたことの情報共有も行われていない。

(3) 監査役会から取締役会への報告状況

監査役会は、あおい監査法人から上記報告を受けた後、2026年2月21日、Z氏に対するヒアリングを実施して客観的証拠による調査の必要性を認識したことに加え、あおい監査法人からも高い独立性と中立性を有する調査を実施する主体の設置を要請されていたことを受け、同日頃、k法律事務所のV弁護士を筆頭主査とする外部弁護士及び公認会計士らで構成される「特別調査体制」を設置することとした⁵⁷。

⁵⁷ 2026年2月20日、A氏から、あおい監査法人に対して、特別調査体制の組成及びV弁護士

その後、監査役会は、2026年2月24日、あおい監査法人からの報告に対する対応として、特別調査体制の構築及び取締役会への報告を決議し、同日開催の取締役会において、本件疑義について報告するとともに、監査役会において、外部の弁護士等で構成される特別調査体制による事実関係の調査を実施すべきであるとの結論に至ったことを報告した。取締役会では特別調査体制での調査等については監査役会に一任された。

A氏は、第三者委員会を設置せず特別調査体制を選択した理由について、あおい監査法人から要請された調査の規模等を踏まえ、当時は本件疑義が適時開示を要するような重大事案ではないと考えていたことから、第三者委員会の設置は見送った旨供述している⁵⁸。

(4) 本件念書発覚前の監査役会におけるコミュニケーションの状況

2026年2月26日、特別調査体制による調査が開始され、Z氏やD氏らに対するヒアリングが実施されたが、当初、両名とも本件念書の存在については説明しなかった。

あおい監査法人は、当初から不正の疑義がある旨の指摘を行っていたが、本件念書の存在が発覚する前において、監査役会では、①特別調査体制があおい監査法人を説得できていない状況を懸念してV弁護士に善処を求めようとするメール、②Z氏が退任した場合の当社への影響を懸念するあまり「厄介なのは監査法人の思い込みです。」「絶対に勝たなければなりません。こんな馬鹿げた話で、Zをローコード業界から退場させる訳にはいかないのです。皆さんで頑張ってくださいませ。」などとZ氏を擁護する姿勢を鮮明にするメール、③あおい監査法人が2026年3月に実施したD氏とE氏に対するヒアリングについて、「あおい監査法人のヒアリングは、まさに刑事の取り調べのようで、追い詰める姿勢は絶対に許しません。」などとあおい監査法人のヒアリングの手法を非難するメールのやり取りが行われていた。

なお、D氏は、2026年3月11日及び同年4月7日にあおい監査法人からヒアリングを受けているが、D氏の責任を問う雰囲気を感じて辛かったものの、ヒア

を起用すること等についてメールで相談を行い、あおい監査法人は進め方について承知した旨の返信を行っている。

⁵⁸ なお、あおい監査法人からの要請とは、2026年2月18日付け「取締役等の不正の行為等の疑いに関する報告」と考えられ、同報告には、「当該提出された資料は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況には該当するため、当法人は追加的な検討が求められるものとなっております。しかしながら、本事案の性質や規模、複雑性、関与が疑われる者の地位等に鑑みた場合、専門的かつ包括的な事実関係の調査が必要であり、かつ、より高い客観性や中立性が求められる状況にあると判断しております。つきましては、貴監査役会において高い独立性と中立性を有する調査の実施する主体の設置をご検討いただきたく、本書面をもって要請いたします。」と記載されていた。

リング自体はそこまで厳しいものではなかった旨供述している。また、E 氏の供述からも、あおい監査法人から不当なヒアリングを受けた状況はうかがわれなかった。

(5) 本件念書の存在が発覚した状況

2026 年 4 月 7 日、特別調査体制は中間報告として検討メモを作成し、あおい監査法人に提出した⁵⁹。ただし、あおい監査法人は、同検討メモでは疑義が解消されていないと考えたため、特別調査体制に対して、上記本章第 2・2(4)エのとおり、同年 4 月 13 日 12 時 45 分頃に H 氏が D 氏に送信したメールにある「先般私の方からお渡しした書類に、Z 社長のご署名はいただきましたでしょうか。」との記載から、同書類の確認が必要であると指摘した。これを受け、特別調査体制は、D 氏に対して同書類の提出を依頼した。

D 氏は、本件念書については、本件ソフトウェア取引の証憑として扱っておらず、本件ソフトウェア取引に係る証憑等が一括して保存される当社の社内システムである「Blue SAT」には登録せず、D 氏作成管理表等とともに、他の役職員がアクセスすることのできない D 氏の個人フォルダで管理していた。

D 氏は、特別調査体制からの依頼を受けた後、Z 氏に対して、個人フォルダで管理していた本件念書を共有した。また、D 氏は、特別調査体制に対して、電話で本件念書が発見された旨連絡した。

その後、2026 年 4 月 8 日に Z 氏と監査役会との会議を経て、当社から特別調査体制に対して、本件念書が提出された。

本件念書の存在が発覚したことにより、監査役会は、あおい監査法人が本件ソフトウェア取引を不正と扱う可能性が高いとの認識を持つようになったが、その一方、監査役会は、2026 年 4 月 9 日、Z 氏があおい監査法人に説明する内容として、「本件取引だけにフォーカスすると、資金が循環しているように見えることから、監査人から見て循環取引の疑いがある取引である事は理解したが、以下の点も考慮してほしい。」などと説明することを Z 氏に助言するメールを S 氏から Z 氏に送信した。

⁵⁹ 同検討メモは、本件念書の存在が発覚する前に作成されたものであるが、結語において、「以上のとおり、本件ライセンス契約については循環の対象となる水増分の金銭が存在せず、循環取引が成立しないから、循環取引を指摘する本件疑義は解消している。また、「回収」に関する H 氏の発想を当社が認知していたと仮定した場合においても、そのことが会計不正であるとはいえず、修正を要するものであるともいえない。したがって、監査法人様におかれて監査手続をお進めいただくに当たり、支障となるべき状況は除去されているものと思料する。」と記載されていた。

(6) 特別調査委員会の設置に至った状況

監査役会は、あおい監査法人が本件ソフトウェア取引を不正と扱う可能性が高いとの認識をもったものの、特別調査体制は、2026年5月7日、当社に対し、「本件は、典型的な誤謬とは異なる不適切会計ではあるものの、Z氏による「不正」会計であると断じることまではできない」との途中経過報告を行った。これを受けて、あおい監査法人は、不正であるという認識を変えていなかったが、本件ソフトウェア取引当時の財務諸表監査を行った監査人ではなかったため、当社に対して、前任監査人であるEY新日本との情報共有を行った上で当時の状況を踏まえた検討をする必要がある旨伝えた。

その後、当社は、上記途中経過報告を踏まえてあおい監査法人との協議を継続し、2026年5月13日、同日に予定されていた2026年3月期の決算発表を日程変更する旨の適時開示を行うとともに、前任会計監査人であるEY新日本との協議を開始したが、2026年5月19日、EY新日本から本件疑義の事実関係の解明及び類似案件の有無等について、より広範な視点での検証が必要ではないかとの懸念が示され、再調査を検討すべきではないかとの通知を受けた。

こうしたEY新日本の通知を受け、当社は、再調査の検討を開始したが、2026年5月28日、本件疑義について当初調査の途中経過報告を受けた旨と2020年3月期から2025年3月期までの暫定影響額を記載した本件暫定影響額開示を行った。本件暫定影響額開示には、2020年3月期から2025年3月期までの暫定影響額が記載されていたものの、当社からあおい監査法人に対する事前相談は行われていない。あおい監査法人に対する事前相談をしなかった理由について、当時の
[redacted] 部長であるU氏は多忙で失念していた旨供述している。

また、本件暫定影響額開示には、2026年2月にあおい監査法人からの情報提供を契機として本件疑義が判明した旨記載されており、監査役会が2025年11月に本件疑義を把握したことは記載されていない。この点、U氏は、本件暫定影響額開示を行った当時、2025年11月に監査役会が本件疑義を把握していたことは認識していなかった旨供述している。

一方、監査役会は、特別調査体制の途中経過報告を検討した結果、2026年5月19日付けで途中経過報告は妥当で適切との監査役会の評価結果をまとめた監査役監査調書を作成し、同年5月28日開催の監査役会でも同様の評価結果の申し合わせを行った。

その後、当社は、あおい監査法人及びEY新日本とも協議の上、EY新日本の懸念の解消及びより広範かつ深度のある調査を実施すべく2026年6月11日に当委員会を設置するに至った。

(7) 当委員会の設置に至った経緯等

当社は、2026 年 5 月 13 日、あおい監査法人からの要請により、EY 新日本に対し特別調査体制が作成した調査報告書ドラフト及び関連資料を共有した。

2026 年 5 月 19 日、当社は、EY 新日本から、上記ドラフトの内容について、客観性及び専門性に疑義があるため、より専門性の高い外部専門家による再調査の実施を検討すべきではないかとの指摘を受けたものの、同日付けの監査役監査調書には、上記ドラフトについて「本報告書は妥当であり適切であると当監査役会は評価する」と記載されていた。この点について、A 氏は、あおい監査法人から特別調査体制に問題はないと言われたため、監査役会として同報告書は適切であると判断した旨供述している。一方、あおい監査法人は、一貫して不正に該当するとの認識を維持していたことがうかがえ、特別調査体制の結論に問題ないと監査役会に伝えた事実は確認できない。

その後、当社は、EY 新日本から、再度、本件疑義の事実関係の解明及び類似案件の有無等について、より広範な視点での検証が必要ではないかとの懸念が示されたことを受け、あおい監査法人及び EY 新日本とも協議の上、同懸念の解消及びより広範かつ深度のある調査を実施すべく、本件の全容解明、原因究明及び徹底した再発防止策の策定には、さらなる独立性と専門性を確保した特別調査委員会による継続調査が不可欠であるとの判断に至り、2026 年 6 月 11 日開催の取締役会の決議により、外部専門家のみで構成される当委員会を設置した。

第 3 当委員会の評価

1 会計処理についての評価

(1) 一連の取引としての評価

上記第 1 章第 2 のとおり、当社の監査役会があおい監査法人からの情報提供を受けたことにより判明した本件疑義は、①本件ソフトウェア契約に関して、実態となる取引がなく当時の売上、利益の補填を目的に実施された可能性が高い取引であること、②同契約の売上相当分について実質的な返済がされるように約束されたこと、③取引実態はあるものの、同契約における金額を分割して戻すために、人月単価を水増ししていることを内容とするものであり、本件ソフトウェア取引における売上計上について重大な疑いを生じさせるものであった。

こうした本件疑義について、当委員会が認定した上記本章第 2 の事実関係によると、当社が a1 社に対して本件共通部品一式を使用許諾し、その対価として a1 社から 3,000 万円の支払いを受ける旨を定めた 2020 年 3 月 30 日付け本件ソフトウェア契約が締結され、当社は、同契約に係る 3,000 万円の売上を計上している。他方、2020 年 6 月以降、当社から a1 社及び a2 社に対し、同社の派遣技術者に係る既存の業務委託取引の業務委託費単価について、従前の単価からの増額分等を

含む金額が継続的に支払われていた。

これらは外形上別個の取引であるものの、Z氏がa1社に差し入れた本件念書の存在と内容、その作成経緯や作成後の履行状況等に関する以下の事情に照らせば、経済実態として一連の取引と評価すべきである⁶⁰。

すなわち、上記本章第2・2(4)のとおり、当社とa1社との間では、2020年3月から同年4月にかけて、本件ソフトウェア契約の交渉と並行して本件念書についても協議が行われていた。そして、同契約への押印直前に、a1社側からZ氏に対し、本件ソフトウェア取引の成立が確定した場合に、Z氏個人が、①当社にa1社の従業員の業務委託費の単価を増額させることによる「増額分」、②当社にパートナー会社とa1社を含めた新たな商流を構築させてa1社と業務委託契約を締結させることによるa1社の「利益分」の合計で総額3,350万円を支払う旨をa1社に約束する内容の本件念書への署名・押印を求められ、Z氏は、その内容を認識した上で本件念書に署名・押印している。

また、(上記本章第2・4(2)のとおり、上記②の新たな商流構築による業務委託契約に起因するa1社の「利益分」による支払いは実現しなかったものの)2020年6月以降、本件念書に基づき、当社からa1社への業務委託費単価の「増額分」等による支払いが開始されるとともに、両社において、3,350万円を基準として返済額及び残額が継続的に管理され、その状況はZ氏及びL氏にも適宜報告されていた。さらに、当社は、業務委託費単価とは全く関係のない「環境qの作業」及び「マイナーバージョンアップ」の作業を提供し、その金額についても対価を受領することなく返済分として管理していた。Z氏自身も、本件念書に基づき3,350万円全額の支払いが完了するまで、当該増額分等の支払いを継続する意向であった旨供述している。

以上の事情に照らせば、本件念書は、単にビジネス上の貸し借りを書面化したといったものではなく、Z氏個人が署名・押印したものであったとしても、代表取締役である個人が当社の業務に関する合意をa1社としたものであり、同社も当社による本件念書の履行を当然期待していたことからすると、本件ソフトウェア契約による売上取引と2020年6月以降の業務委託費単価の増額は、経済実態として一連の取引と評価すべきである。

この点について、Z氏は、本件念書第1項は、a1社側からの増額の提案を受け入れることを確認する趣旨で定められたものであり、本件念書を契機として業務委託費単価が増額されたわけではなく、ビジネス上の貸し借りということで増額することにした旨本件念書の効果を否定する方向の供述をしている。しかしなが

⁶⁰ H氏が2020年4月9日16時15分頃にZ氏に送信したWord文書のファイル名も「共通部品一式の取引に関する念書」となっており、本件ソフトウェア取引に関する念書であることは明らかである。

ら、当該増額について、対象人員の業務内容、スキルその他の業務価値を踏まえて増額幅が算定されたことを裏付ける事情は認められない。また、上記のとおり、実際の支払い及びその履行状況についても、a1 社及び a2 社と当社との双方で、管理表まで用意して増額による回収分を本来の単価とは別に扱っており、業務委託費単価とは全く関係のない取引の当社による役務提供の対価も返済に充当した上、本件念書に定められた 3,350 万円という総額を基準として管理されていた。これらの事情を踏まえると、業務委託費単価の増額等は、少なくともその主たる目的が業務対価を適正な水準に是正することにあったとは認め難く、実態としては、本件念書に基づきあらかじめ定められた金額を当社から a1 社及び a2 社に支払うための手段として用いられたものと評価するのが相当である。

なお、当社は、2026 年 5 月 28 日付け本件暫定影響額開示において、当初調査の途中経過として、「2020 年 3 月のライセンス販売（30 百万円）に関して、取引後、当該取引先とのその後の協業検討に伴い、当該取引先からの派遣外注費の値上げ要請に応じたものの、これらの取引は別個ではなく一連の取引として処すべき」と開示しているが、当委員会と同様の見解と理解することができる⁶¹。

(2) 一連の取引として評価した場合の本件ソフトウェア取引の実態

次に、本件ソフトウェア取引について、その後の当社から a1 社及び a2 社への業務委託費単価の「増額分」等による支払いと一連の取引と評価した場合に、その取引実態をどのように評価すべきかが問題となる。

本件ソフトウェア取引は、当社が本件共通部品一式の使用権を a1 社に付与して使用許諾する許諾料として 30 百万円の支払いを受ける取引であるところ、上記本章第 2・2(4)のとおり、2020 年 3 月当時、a1 社において、本件共通部品一式を利用して開発するシステムの内容が具体的に定まっていなかったこと、本件ソフトウェア契約書の別紙である共通部品一覧表が顧客向けの資料ではなく当社内部での使用を前提としたものであったこと、本件共通部品一式の各共通部品の単価も押印直前に総額 3,000 万円を前提に開発工数から案分されたものであること、a1 社が当社の社内ネットワークを介さずに本件共通部品一式を利用して自由に開発できる環境構築に至ったのが 2021 年 5 月であったことなど、a1 社が本件共通部品一式を必要とする取引の実需があったのか疑義を生じさせる事情が認められる。

しかし、同契約の成立時期等については別途検討を要するものの（下記本章第 3・1(2)参照）、同契約に基づく当社から a1 社への本件共通部品一式の提供自体は実際に行われており、その後の a1 社及び a2 社による利用状況や開発状況等から

⁶¹ ただし、当社は、当初調査の途中経過報告の内容を鍵括弧で引用しているものの、実際には、同報告には「一連の取引として処すべき」との記載は見当たらない。

すると、本件ソフトウェア取引が架空取引や取引の実需がないという意味で実態のない取引であったとは認められない。

他方、本件ソフトウェア契約で合意された許諾料 3,000 万円については、本件念書に基づいて全額返金することが当初から合意されていたものであり、そうすると、本件ソフトウェア取引は、対応する許諾料の受領が認められないため、実態としては本件共通部品一式を a1 社に無償で使用許諾する取引であったと評価すべきである⁶²。

したがって、本件ソフトウェア取引については、2020 年 4 月 13 日頃の本件念書の差入れ及び同年 4 月 16 日頃の a1 社の押印による当事者双方の本件ソフトウェア契約書への押印の完了をもって合意が成立しており、本来、本件共通部品一式を無償で使用許諾する取引という実態を前提として会計処理すべきところ、有償のソフトウェアライセンス販売取引であることを前提に会計処理が行われた結果、2020 年 3 月期に売上 3,000 万円が過大計上されたものと認められる。

なお、特別調査体制による当初調査では、2020 年 3 月期に当社に適用されていた収益認識基準である実現主義の原則の要件を充足しているか否かという観点で分析し、企業会計原則上、売上として計上することはできないとの結論を導いており、そのような整理も可能ではあるが、本件は会計基準の適用誤りが生じた事案ではなく、そもそも会計処理の前提となる取引の事実関係に誤りがあり、取引の実態に即した会計処理が行われなかったことに問題の本質があると思われる。

また、仮に、本件ソフトウェア取引が有償のソフトウェアライセンス販売取引であったとしても、

に至った時期は 2020 年 4 月以降であったことが認められるため、いずれにしろ、2020 年 3 月期の売上の過大計上が認められる⁶³。

⁶² H 氏によれば、a1 社及び a2 社は本件共通部品一式の一部を使用してシステム r を開発してサービス提供を行っているが、本件共通部品一式に投資を行ってシステム開発に役立てたのであれば、これをもって「回収」を觀念することも考えられるものの、a1 社及び a2 社と当社との双方の管理表を見ても、共通部品を利用してシステム開発を行ったことに対する「回収」が算定された形跡はない。

⁶³ 2019 年 12 月に Q 氏に当社利用環境の権限が付与されているが、当社の社内ネットワークからの接続しかできない上に、Q 氏は a1 社の派遣技術者として当社業務に従事する立場にあったものであり、同時期は契約締結の合意にすら至っていない時期である。また、従業員へのヒアリング結果からは、当社の顧客に社内ネットワークから接続させることはしないとのことであり、同権限付与をもって役務提供が完了していたとは認められない。

2 「不正」への該当性

(1) 検討の背景

特別調査体制による当初調査では、監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」（以下「監基報 240」という。）における「不正」の意義と本件についての検討を行った上、Z 氏が、本件念書の差入れ及びその履行が会計上認められないものであることを確定的に認識していたと認めることはできず、また、未必の故意に相当する認識を有していたと認めるに足る事情も見当たらないとして、「本件は、典型的な誤謬とは異なる不適切会計ではあるものの、Z 氏による「不正」会計であると断じることまではできない」との途中経過報告を行った。

そもそも監基報 240 は、財務諸表監査を行う公認会計士又は監査法人（以下「監査人」という。）が従うべき一般に公正妥当と認められる監査の基準であり、監基報 240 における「不正」への該当性の判断は本来監査人が判断すべき問題である。

しかし、上場会社が設置する調査委員会の調査では監基報 240 における「不正」の定義に沿って不正認定を行っている事例も多いことに加え、被監査会社が適切な決算対応や監査対応、経営体制や財務報告に係る内部統制の改善等を行うためには、財務諸表の虚偽表示が不正によるものか誤謬によるものかを的確に認識する必要がある。

監基報 240 において、「不正」は、「不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう」と定義されており、「不正な財務報告」は、「財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽表示を行うことであり、計上すべき金額を計上しないこと又は必要な注記を行わないことを含んでいる」とされている。

また、監基報 240 によれば、財務諸表の虚偽表示は不正又は誤謬から生じるところ、「不正と誤謬は、財務諸表の虚偽表示の原因となる行為が、意図的であるか否かにより区別する」とされており、この点について、当初調査では、「財務諸表の虚偽表示の原因となる行為が会計上は認められないものであること（財務諸表の虚偽表示をもたらすこと）を認識しつつ、敢えて当該行為を行うことを意味すると解すべき」との解釈を示した上、「Z 氏による「不正」会計であると断じることまではできない」との判断を示した。

こうした状況を踏まえ、当委員会は、当社の 2020 年 3 月期連結財務諸表における本件ソフトウェア取引に係る売上 3,000 万円の過大計上の虚偽表示について、その原因となる行為が監基報 240 の不正と誤謬のいずれに該当するかの検討を行った。

(2) 監基報 240 における「意図的」の解釈

監基報 240 においては財務諸表の虚偽表示の原因となる行為について「意図的」

である場合に不正に該当するとされているが、行為者のどのような認識が「意図的」に該当するのかについては規定がなく、参考となる指針や行政処分等も見当たらないため、当委員会は、上記第1章第7・9のとおり、監基報240の解釈について、弥永教授に意見照会を行ったところ、以下の意見を得た（照会事項及び意見の根拠を含む意見書全文については別紙1参照。）。

「財務諸表の虚偽表示の原因となる行為」が意図的である場合に「不正」にあたるとされるが、「財務諸表の虚偽表示の原因となる行為」には、会計帳簿への不正確な記載・記録（架空の取引・事象の記載・記録及び取引・事象の不記載を含む）、不正確な棚卸等、不正確な原価計算、十分かつ適切な根拠に基づかない見積り、会計基準の不適切な適用などが該当するものと考えられる。

「財務諸表の虚偽表示の原因となる行為」が「会計基準の規定と無関係である行為」については、その行為の性質上、会計基準に違反していることを行為者が認識していなくとも事実関係を認識していれば、「意図的」な行為であると評価できる。対照的に、「会計基準の具体的な理解を必要とする行為」については、会計基準を具体的に理解することが必要とされる行為であるから、事実関係の認識に加えて企業会計上認められないことを認識しつつ、あえて当該行為を行うことの認識まで要すると解される。

「具体的な会計基準の理解までは必要としない行為」についても、事実関係の認識に加えて企業会計上認められないことを認識しつつ、あえて当該行為を行うことの認識まで要すると解すべきであるが、ここでいう「企業会計上認められないこと」とは抽象的なレベルにおける判断であり、十分かつ適切な裏付けのない取引・事象の不記録・不記載、原価計算や見積もりは許容されないという抽象的なレベルの規範に違反していることを認識していれば「意図的」とであると解することが適切である。したがって、著しい不注意によるものにすぎないものは「意図的」とは評価できないが、企業会計上の「具体的な準則」の下で認められないとまで認識していなかったとしても、抽象的なレベルで認められないことを認識していれば足りるため、（法律上の重過失に相当するような）著しい不注意により会計基準の「具体的な準則」に違反したと評価されるような場合には、——「一般人であれば企業会計上認められないと通常認識する状況である」ことから——行為者も少なくとも抽象的なレベルの規範に違反していることを認識していた（「意図的」）と事実認定できることが少なくないのではないかと推測される。

弥永教授の上記意見は、監査の基準の解釈として、様々な類型の「財務諸表の虚偽表示の原因となる行為」を分類した上で「意図的」とは、行為者が何をどの程度認識している状態を意味すると解釈すべきかを同分類に応じて検討する合理

的なアプローチを採用しており、結論も合理的であることから、当委員会は、同意見の解釈を前提として不正又は誤謬の判定を行うこととした。

(3) 当委員会による検討

本件では、当社の 2020 年 3 月期連結財務諸表における本件ソフトウェア取引に係る売上 3,000 万円の過大計上の虚偽表示が認められるところ、この虚偽表示は、本件ソフトウェア取引について、本来、本件共通部品一式を無償で使用許諾する取引という実態を前提として会計処理すべきであったにもかかわらず、有償のソフトウェアライセンス販売取引であることを前提に会計処理が行われたからであり、Z 氏が a1 社に差し入れた本件念書が売上計上時に本件ソフトウェア取引を裏付ける証憑として扱われていなかったことにより、当社から a1 社及び a2 社への業務委託費単価の「増額分」等による支払いと経済実態として一連の取引と評価されなかったことに起因する。

本件念書は、本件ソフトウェア取引が成立した場合に Z 氏が遵守すべき事項として、当社から a1 社に対して業務委託費単価の「増額分」等によって総額 3,350 万円を支払う旨を定めたものであり、本件共通部品一式を無償で使用許諾する取引という本件ソフトウェア取引の実態を示す証憑であることはその内容からして明らかであった。

しかしながら、本件念書は当社名義ではなく Z 氏の個人名義で作成され、当社内においても Z 氏と D 氏以外にその存在及び内容を明確に認識していた者が見当たらず、D 氏は、経営管理部長として本件ソフトウェア取引の売上計上の仕訳を承認したが、その時点では本件念書を認識していたにもかかわらず、本件ソフトウェア取引の証憑として扱わなかった⁶⁴。

Z 氏と D 氏によるこうした行為は、「財務諸表の虚偽表示の原因となる行為」のうち、「会計帳簿に記録・記載すべき取引・事象を裏付ける証憑の隠蔽」に該当し、会計基準の規定と無関係である行為として、その行為の性質上、会計基準に違反していることを行為者が認識していなくとも事実関係を認識していれば、「意図的」な行為であると評価できる類型である。そして、本件念書が当社名義ではなくあえて Z 氏の個人名義で作成されたことからすれば、Z 氏と D 氏の間で本件念書を非公式の証憑として本件ソフトウェア取引の証憑として扱わない共通認識があったことは明らかであり、「会計帳簿に記録・記載すべき取引・事象を裏付ける証憑の隠蔽」に該当する事実関係を認識していたことは明らかである。

また、当時の監査人であった EY 新日本に対しても本件念書は開示されず、取締役会への報告又は相談も行われていなかったこと、本件念書が 2026 年 4 月に

⁶⁴ なお、D 氏は、I 氏や J 氏にも本件念書のことを共有した可能性を示唆しているものの、これを裏付ける証拠は検出されていない。

当初調査の過程でその存在が明らかになるまで他の役職員がアクセスすることのできないD氏の個人フォルダに管理表とともに保管されていたことといった事情も隠蔽の意図があったことを裏付ける。

この点、Z氏は、本件念書を隠す意図はなく、その内容についても知識不足で会計基準の理解がなく、本件念書の署名・押印前にD氏に内容を確認させ、問題がない旨の回答を得たため会計的に問題のあるものとは認識していなかった旨供述しているが、D氏は、業務委託費の価格の妥当性や売上の期間帰属など会計上問題となる可能性はあると認識していたものの、既にZ氏が取引先との間で取引をまとめていたことから本件念書についての問題提起はしなかったが、Z氏に対して本件念書に問題がないとの意見は述べていない旨供述している。簿記や税理士試験の一部科目の合格者である経営管理部長のD氏が、本件念書について何の疑念も持たずにCFOなどに相談することもなく問題ないと回答することはあまりにも不自然であり、Z氏の供述は信用できず、単にD氏に責任転嫁して隠蔽の意図がなかったと言い逃れをしているに過ぎないと思われる。そもそも株式上場を目標としてきた企業の経営者が業務執行として行う売上取引について、当該会社による返金に相当する支払いを合意する書面をその内容を理解しながら個人名義で署名・押印すること自体が隠蔽の意図があったことの証左といえる。

また、会計的に問題のあるとの認識がなかった点については、「会計帳簿に記録・記載すべき取引・事象を裏付ける証憑の隠蔽」は、その行為の性質上、会計基準に違反していることの認識がなくても「意図的」な行為と評価できるのは上記のとおりである。

他方、上記本章第3・1(2)のとおり、本件は会計基準の適用誤りが生じた事案ではなく、そもそも会計処理の前提となる取引の事実関係を証憑の隠蔽により偽ったものであり、取引の実態に即した会計処理が行われなかったことに問題の本質があると思われる。Z氏は、本件念書の内容を理解して本件ソフトウェア取引が本件共通部品一式を無償で使用許諾する取引という実態を認識していたものであり、実質的に外部からキャッシュフローが流入しない無償の取引についてあえて有償の取引として売上計上することが、企業の経営成績と財政状態についての正確な情報をステークホルダーに開示するという財務諸表や財務報告の目的に照らして問題があることは当然に認識していたものと思われ、その意味でもテクニカルな会計基準に反する認識がなくても「意図性」の認定には影響しないと考えられる。

(4) 結論

以上のとおり、当社の2020年3月期連結財務諸表における本件ソフトウェア取引に係る売上3,000万円の過大計上の虚偽表示については、本件共通部品一式

を無償で使用許諾する取引の実態を裏付ける証憑である本件念書の隠蔽という Z 氏と D 氏の意図的な行為を原因とするものであり、監基報 240 の「不正」及び「不正な財務報告」に該当する。

【公表版では省略】

第4章 類似事案に関する調査結果

第1 調査結果の概要

当委員会は、上記第1章第2のとおり、本件疑義に類似する事案の有無の調査を行った。類似事案の調査範囲には、当社が2026年5月28日付け本件暫定影響額開示において、売上の期間帰属の誤りがある旨を開示したb社に対するソフトウェアライセンス販売取引として当社が2020年3月31日に2,760万円を売上計上したb社事案を含め、不正な財務報告の疑義について調査を行った。

調査の結果、b社事案については、役務提供の完了時期から、本来は、2021年3月期に売上計上を行うべきところ、意図的に2020年3月期に売上計上したことによる売上の前倒し計上という財務諸表の虚偽表示であり、不正な財務報告に該当すると認定した。

b社事案以外の類似事案の調査については、下記本章第3のとおり、各種の調査手続を実施した結果、本件疑義に類似する不正な財務報告の事案は検出されなかった。

第2 b社に対するソフトウェアライセンス取引の売上の前倒し計上の疑義

1 判明した事実関係

(1) データベースnライセンスの販売取引の概要

当社は、2018年8月、n社との間で販売代理店契約を締結し、アプリケーションサーバーとマルチモデルデータベースを統合させたNoSQLデータベース基盤であるn社のソフトウェアのライセンス（以下「データベースnライセンス」という。）をn社からパートナーとして仕入れ、顧客に対して販売している。なお、契約関係としては、n社と顧客との間でサービスライセンス契約が締結され、顧客に対するデータベースnライセンスの許諾は直接n社から行われている。また、2020年当時の販売形態には、売り切り型ライセンス及びサブスクリプション型ライセンスがあり、顧客の選択に応じていずれかの販売形態が決定されていた。

当社がデータベースnライセンスを顧客に対して販売する際には、顧客から当社に対して注文書が発行された後、当社からn社に対して注文書を発行し、n社から当社のサポートチームにライセンスキーが発行され、当該ライセンスキーが当社のサポートチームから顧客又は顧客の現場に在駐する当社のエンジニアに発行される。

(2) b社へのデータベースnライセンスの販売に至る経緯

2019年10月頃、当社は、b社との間で、データベースnライセンスの販売に向けた交渉等を開始した。

当時、当社は、b社にシステムの受託開発サービスを提供しており、2019年10月頃から2020年1月頃にかけて、b社ではデータベースnライセンスの購入によ

るシステムの本番環境の導入に向けて、概念実証である POC (Proof of Concept) が実施されていた。なお、n 社は、一般にダウンロード可能な開発用途向けの Developer License を提供しており、POC 段階においては当該ライセンスが適用されていた。

こうした状況のなか、当社では、2020 年 1 月頃から b 社に対するデータベース n ライセンスの売り切り型の形態による販売が検討されていた。当社の営業担当者であった W 氏と b 社の担当者であった X 氏との間では、データベース n ライセンスの費用の確認がなされており、X 氏は、2020 年 1 月 31 日、W 氏に対し、買い切り型ライセンス（当社にとっては売り切り型）及び当該ライセンスの保守費用を 2020 年 3 月期の予算に組み込みたい旨の b 社の意向を伝えるメールを送信した。

その後、2020 年 3 月 10 日から、当社を介して n 社と b 社との間でソフトウェアライセンス契約書 (SOFTWARE LICENSE AGREEMENT) の交渉が始まり、b 社は 2020 年 4 月 2 日、n 社は同月 3 日に当該契約書にそれぞれ署名した。

b 社と n 社の契約交渉と並行して、当社は、2020 年 3 月 23 日、開始月を「2020 年 4 月」、価格を 2,760 万円と記載した売り切り型 (Perpetual) のデータベース n ライセンスの販売取引に関する見積書兼注文書の書面を b 社に発行し、b 社は、2020 年 3 月 31 日付けで同書面に押印して同書面に記載された内容の注文を行った。

(3) ソフトウェアライセンスキーの発行状況

2020 年 4 月 2 日、n 社から当社のサポート窓口宛メールに対してデータベース n ライセンスに係るライセンスキーが発行された。

ソフトウェアライセンスの販売取引の受注と同時に、当社は、b 社から、環境構築も含めた保守サービスを受注したことから、n 社が発行した上記ソフトウェアライセンスは、当社のサポート窓口から b 社に対して直接提供されることなく、ソフトウェアライセンス適用に係る作業は 2020 年 4 月 2 日以降に当社のエンジニアによって行われた。

(4) b 社に係る各証憑の作成状況

ア 見積書兼注文書の発行

当社は 2020 年 3 月 23 日付けで、データベース n ライセンスの「開始月」を 2020 年 4 月、価格を 2,760 万円とする内容の見積書兼注文書を b 社に発行しており、2020 年 3 月 31 日付けで b 社は同内容での注文を行っている。

また、注文に至るまでの経緯において、X 氏と W 氏との間で 2020 年 3 月 11 日に送受信されたメールのなかで、契約期間は 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3

月 31 日までであることが確認されていることに加え、W 氏から X 氏に 2020 年 3 月 31 日に送信されたメールにおいて、保守サービスの開始日は 2020 年 4 月 1 日、終了日が 2021 年 3 月 31 日であることが確認されている。さらに、当社から n 社に対する 2020 年 4 月 1 日付け注文書にはライセンス期間・出荷日 (LICENSE PERIOD/SHIPMENT DATE) は 2020 年 4 月 1 日と記載されているため、データベース n ライセンスの開始日についても保守サービスと同様に 2020 年 4 月 1 日であったと認められる。また、J 氏は、b 社に対するシステムの受託開発のプロジェクトの開始は 2020 年 4 月を予定していた旨供述しており、W 氏も、同プロジェクトの開始が当社又は b 社の都合で前倒しとなった事実はなく当初の予定どおり進んでいた旨供述している。受発注後に契約開始日が変更された形跡がないことも踏まえると、両者の供述のとおり契約開始日は当初の予定どおり 2020 年 4 月 1 日であったと認められる。

b 社との間のデータベース n ライセンス 2,760 万円の販売取引に係る見積書兼注文書については、コーポレートセールス部セールスアシスタントチームの担当者であった Y 氏が 2020 年 3 月 23 日付けで申請し、コーポレートセールス部長であった F 氏及び執行役員経営管理部長であった D 氏が同日付けで承認している。

イ 当社からの請求書の発行

その後、当社から b 社宛の請求書が 2020 年 3 月 31 日付けで発行されているところ、同請求書についても見積書兼注文書と同様の承認手続きがとられている⁶⁵。また、社内の請求書チェックリストには、「請求日は発注日および検収日の後になっているか」というチェック項目があるが、当時セールスアシスタントに所属していた P 氏は、開発受託取引を含む共通フォーマットとして運用されていたため、ソフトウェアライセンス取引においては「検収日」という概念が必ずしもそのまま当てはまるものではない旨供述している。しかし、2020 年 4 月 16 日、W 氏は、X 氏にメールで納品書及び受領書を送付しており、同月 22 日、X 氏は、当時のコロナ禍の状況を踏まえ、「会社が出社禁止となっているので、このメールで受領確認とさせて下さい。出社後に押印したものを PDF で返信させていただきます。」と W 氏に返信している。当社は、Blue SAT というシステムに取引ごとの見積書、請求書、納品書、受領書等の証憑を登録しているところ、X 氏からの同月 22 日付けのメールが検収メールとして登録されているため、当該メ

⁶⁵F 氏及び D 氏による請求書の承認手続きは 2020 年 4 月 15 日以降に実施されており、社内の決裁日も当初は同年 3 月 23 日付けと記載されていたものが、同年 3 月 31 日付けに修正された形跡が認められる。請求書の発行日付については b 社から同年 3 月 31 日付けとするよう求められており、これに合わせる形で日付調整が行われたことがうかがわれる。

ールが「検収」として取り扱われていたことがうかがわれる。

ウ 当社からの納品書及び受領書の発行

W氏は、2020年4月16日、X氏に対するメールにより当社名義の納品書とb社名義の受領書を送付した上、b社に受領書への捺印を依頼したが、W氏から送付された納品書及び受領書は、いずれもデータベースnライセンスの発行前の2020年3月31日付けのものとして作成されている。

W氏がX氏に送付した納品書及び受領書については、Y氏が、2020年4月15日に、P氏から以下の内容のチャットの指示を受けて作成した経緯が認められる。

【2020年4月15日13時11分頃にP氏がY氏に送信したチャット（抜粋）】

すみません、データベースn買取ライセンスの場合、納品書を出して、先方から受領書に押印してもらう必要があります。と管理部から指摘されました。売上一括で立てるため。

申し訳ないのですが、「忘れてました」体で、納品書・受領書の提出と先方押印済受領書の受領をお願いしますでしょうか？

納品書の日付は2020/3/31、受領書の日付も2020/3/31としてください。

サンプルとしてa1社に出したものを貼りますので、これをフォーマットとして作成してください。

P氏は、当該チャットの内容について、「売上一括で立てるため」とは、おそらく経営管理部の経理担当者であったK氏から伝えられた内容をそのまま記載したものであり、納品書及び受領書の日付を2020年3月31日と指示したのもおそらくK氏の指示に従ったものである旨供述している。また、「忘れてました」体とは、本来であれば請求書とともに受領書及び納品書を発行するところ、受領書及び納品書の発行を失念していたことを示していると供述している。この点、W氏も[REDACTED]当社入社後、初めてのデータベースnライセンスの販売取引への関与であったためフローを十分理解しておらず、受領書及び納品書の発行を失念していた旨供述している。また、W氏は、データベースnライセンスの契約の開始日が事業年度を跨いだ2020年4月1日からであり、実際に顧客へのライセンスの発行が事業年度を跨いだ場合であっても、売上自体は事業年度末にあげるということは売り切り型ライセンスの取引のIT業界の慣行として通常の処理であり、またb社が2020年3月期予算で計上するのであれば当社も同様に2020年3月期で売上を計上することが自然であるため、ライセンスの納品日が実態と異なっていたとしても受領書の日付が2020年3月31

日付けとされていることに違和感はなく営業担当者として取引を進めた旨供述している。

もっとも、2020年4月15日、Y氏は、P氏らに対して以下の内容のチャットを送信しており、納品書及び受領書の作成時点で実際の納品実態との乖離を認識・懸念していたことがうかがわれる。

【2020年4月15日13時37分頃にY氏がP氏・W氏・D氏・F氏らに送信したチャット（抜粋）】

納品物無いのに大丈夫ですかね？ 証書か何かエビデンス出さないと怒られそうですが、、 納品書はとりあえず作ります。
--

この点、P氏は、プラットフォームeの場合には、ライセンスを特定するため、発行されたアクティベーションコードを納品書に記載することからライセンス証書を確認する必要があるが、データベースnの納品書にはライセンス特定のためのアクティベーションコードは記載していないため、納品書作成にあたって納品物や証書は不要であったが、Y氏はソフトウェアライセンス取引の納品書の作成経験が乏しかったためそのような疑念を抱いたと思われる旨供述している。

2020年4月16日、上記のとおり、W氏からX氏に対し受領書への捺印が依頼されたが、同月22日、X氏からW氏に対し、コロナ禍であり、b社においては出社制限がされているため、捺印済み受領書の送付は遅れる旨及び当該メールをもって受領とみなして欲しい旨のメールが送られている。結局、b社において捺印済みの2020年3月31日付けの受領書がW氏に対して送付されたのは、翌年2021年3月11日であった。この点について、W氏は、X氏もW氏も上記の2020年4月22日付けの「みなし受領」のメールがあったため受領書について失念しており、当社の経営管理部からの指摘を受けて2021年3月11日に受領書の捺印について再度X氏に依頼して入手した旨を供述している。

(5) b社の代金支払状況

b社は、当社に対して、2020年3月31日付けで「支払方法等について」と題する書面を発行しており、同書面には同日から実施される支払制度・支払方法等として、以下のとおり記載されている。支払条件の変更については、W氏からP氏に対して2020年4月1日にチャットにて共有されている。また、D氏は、W氏から口頭で支払条件の変更について伝達を受けており、F氏も明確な記憶はないものの支払条件変更に関する書類を見た記憶はある旨供述している。

- | | |
|-----------|---|
| 1. 【支払制度】 | 検収 毎月末日締切 翌月 20 日支払 |
| 2. 【支払方法】 | 支払総額 20 万円以下 全額現金 |
| | 支払総額 20 万円を超える場合 現金 50% |
| | 期日現金 50% |
| | (サイト 105 日 支払日起算) |
| 7. 【実施期間】 | 2020 年 3 月 31 日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間 (新たな通知の実施期間の開始日の前日まで) |

その後、b 社は、当社に対し、データベース n ライセンスのソフトウェアライセンス取引等を含めた金額として、2020 年 5 月 20 日に 22,946,000 円、2020 年 9 月 7 日に 22,946,000 円をそれぞれ振込入金の方法により支払った。

b 社が 2020 年 3 月 31 日から実施した支払制度・支払方法からすると、b 社は、データベース n ライセンスを 2020 年 4 月に検収したと認識していたことがうかがえる。

一方、W 氏は、X 氏に対し、2020 年 5 月 1 日、2020 年 3 月末検収の件について同年 4 月末までの入金がなかったため当社の経理部より確認があった旨をメールにて伝えており、当社においては 2020 年 3 月末までに検収されたと認識していたことがうかがわれる。なお、Z 氏、D 氏及び F 氏においては、このような検収時期の認識及び支払時期の認識の不整合は記憶になく、対応は行っていない旨を供述している。

(6) EY 新日本への報告状況

当社の経理規程(2016 年 9 月 1 日制定)において、ライセンス売上の計上は「各契約に基づく役務提供完了基準」とされているところ、売り切り型のソフトウェアライセンス契約の場合、当社は、顧客にライセンスを納品した時点において一括で収益を認識しており、顧客から入手した受領書に記載している受領日を期間帰属の具体的な判断基準としていた。

当委員会の質問状に対する EY 新日本の回答によると、2020 年 3 月期の期末監査において、K 氏は、EY 新日本に対し、見積書兼注文書の利用開始日は 2020 年 4 月 1 日であるにもかかわらず同年 3 月 31 日に売上計上した理由について、顧客の希望で利用開始日が同年 3 月 31 日に変更になり、ライセンスの引き渡しの事実は b 社からの受領書で確認できる旨の説明を行ったことがうかがえる。また、同回答によると、EY 新日本の b 社に対する売掛金の残高確認が回収できない状況のなか、2020 年 6 月 1 日に開催された EY 新日本、当社の監査役及び I 氏らが参加したミーティングにおいても、I 氏が同様の説明を行った上、b 社から受領書

を入手する旨の説明がされたことがうかがえる。

EY 新日本は、当社からのこうした説明を受け、b 社がライセンスのアクティベーションコードを入手してライセンスを使用できる状況にあることを確認した上で受領書を発行しているとの理解のもと、b 社からの受領書の日付が 2020 年 3 月 31 日であることを確認し、b 社としては、受領書の発行をもって、御見積兼注文書の利用開始日も変更したと整理しているものと考え、2020 年 3 月期に売上計上することを妥当と判断した。

しかし、上記本章第 2・1(3)(4)のとおり、b 社との間で利用開始日が 2020 年 3 月 31 日に変更された形跡はなく、また b 社に対してライセンスキーが発行されたのは 2020 年 4 月 2 日以降であるため、EY 新日本の判断の前提となった K 氏及び I 氏からの説明は実態とは整合しない。

この点、K 氏については、任意の協力が得られず、当委員会のヒアリングは実施できなかった。また、I 氏は、EY 新日本に対して上記説明をしたことや同説明を行った経緯については記憶にない旨供述しており、2020 年 3 月 31 日時点で b 社がライセンスを使用できる状況になかったことを I 氏が認識していたことを示唆する証拠は検出されていない。

2 当委員会の評価

(1) 会計処理についての評価

上記本章第 2・1(6)のとおり、当社は、売り切り型のソフトウェアライセンス契約の場合、顧客にライセンスを納品した時点で一括で収益を認識しており、顧客から入手した受領書に記載している受領日を売上の期間帰属の具体的な判断基準としていたところ、b 社事案では、受領書の日付である 2020 年 3 月 31 日をもって、b 社が発注した利用開始日であり、かつ、同日にライセンスを使用できる状況にあったとして同日に当社が売上計上を行った。

しかし、実際には、b 社が発注したソフトウェアライセンスの利用開始は 2020 年 4 月であり、ライセンスキーも 2020 年 4 月 2 日に n 社から発行されていたことからすると、2020 年 3 月 31 日に計上されたライセンス売上 2,760 万円については期間帰属の誤りがあり、本来は 2020 年 3 月期ではなく 2021 年 3 月期の 2020 年 4 月に売上計上する必要があった。

したがって、当社の 2020 年 3 月期連結財務諸表には、b 社事案のライセンス売上 2,760 万円の前倒し計上による売上の過大計上が認められる。

(2) 「不正」への該当性

上記本章第 2・2(1)のとおり、2020 年 3 月 31 日付けでデータベース n ライセンスの納品書が発行されており、当社は、b 社から入手した同日付け受領書をもつ

て売上の期間帰属の根拠としているところ、同日時点ではライセンスキーが発行されておらず、b 社の発注内容に沿ったソフトウェア⁶⁶ の利用ができる状況ではなかったことからすると、受領書は実態と異なる証憑であり、b 社事案のライセンス売上 2,760 万円の前倒し計上による売上の過大計上の虚偽表示の原因となる行為は、「会計帳簿に記録・記載すべき取引・事象を裏付ける証憑の偽造」といえる。

2020 年 3 月 31 日付けでの納品書と受領書の作成を Y 氏に指示したのは P 氏であるが、P 氏は、経営管理部の K 氏から伝えられた内容をそのまま Y 氏に指示した旨供述しており、Y 氏から「納品物無いのに大丈夫ですかね？」との返信を受けたことについては、データベース n の納品書にはライセンス特定のためのアクティベーションコードは記載していないため、納品書作成にあたって納品物や証書は不要であった旨供述しており、b 社におけるソフトウェアの利用状況等を正確に理解して実態と異なる受領書の作成を認識していたとまでは認め難い。また、Y 氏についても、当時、セールスサポートの経験が乏しく、同様である。

他方、2020 年 3 月 31 日付けでの納品書と受領書を b 社に送付して受領書を回収した営業担当者であった W 氏は、b 社事案のデータベース n ライセンスは 2020 年 4 月に払い出しており、b 社から時期を早める要望はなく、当社からの押し込み販売の意図もない状況で、b 社からの 2020 年 3 月予算で計上するために同月に請求してほしいとの意向に応じてライセンス未発行で検収のないまま受領書を入手したが業界慣行として問題ないとの理解でこうした処理をした旨供述しており、実態と異なる受領書であることを認識していたと認められる。

したがって、虚偽表示の原因となる行為である「会計帳簿に記録・記載すべき取引・事象を裏付ける証憑の偽造」は W 氏によって意図的に行われたものであり、b 社事案のライセンス売上 2,760 万円の前倒し計上による売上の過大計上は、不正な財務報告と評価すべきである。

もっとも、デジタルフォレンジックでの検出事項及び役職員へのヒアリング結果を総合しても、Z 氏を含む当時の取締役が b 社事案での不正な売上計上の前倒しに関与した事実や、認識していた事実は認められず、従業員不正と認められる。

⁶⁶ Z 氏及び J 氏は、Developer License であっても製品ライセンスと同様の機能を使用できるため、後述のオプションを使用しないのであれば、Developer License であっても本プロジェクトの作業進捗に支障は生じないが、当社が b 社に販売したデータベース n ライセンスは、① Developer License と概ね同等の機能を有する Essential Enterprise、②日本語の利用を可能にするオプションである Japanese Option、③セマンティクス検索を利用可能にするオプションである Semantics Options for Essential Enterprise の 3 種類であり、①から③のライセンスを利用するためには当該ライセンスのライセンスキーが発行されている必要がある旨供述している。

第3 他の類似事案の有無に関する調査結果

1 実施した調査手続の概要

当委員会は、類似事案の有無を調査するため、以下の個別の調査手続を実施した。

(1) 社内アンケート調査・ホットライン

当委員会は、上記第1章第7・7及び8のとおり、類似事案の有無等を明らかにするため、社内アンケート調査を実施するとともに、ホットライン（情報提供窓口）を設置した。

社内アンケート調査での回答及びホットラインでの情報提供のうち、合計4件の回答については個別のフォローアップが必要であると判断し、ヒアリング等を実施した。

(2) デジタルフォレンジック

当委員会は、上記第1章第7・3のとおり、当初調査で実施されたデジタルフォレンジックの検出事項を引き継いだ上、当社の役職員・元役職員合計16名のメールアドレス等を対象としてデジタルフォレンジックを実施しており、本件疑義に限定せず不正一般を示唆するキーワードを用いてメールを抽出して類似事案を発見することを目的とした手続を行った。抽出された事項については、必要に応じてヒアリング等のフォローアップを実施した。

(3) 関係者に対するヒアリング

当委員会は、上記第1章第7・4のとおり、当社役職員・元役職員に対するヒアリングを実施しており、それらのヒアリングでは、本件疑義に限定せず、類似事案の有無を確認することを目的とした質問を行った。

(4) 外部機関に対する質問状による事実確認

当委員会は、上記第1章第7・5のとおり、日本取引所自主規制法人、c社、d社及びEY新日本に対し、それぞれ質問状を送付して書面又は口頭での回答を得ており、その中で、本事案に限定せず、類似事案の有無を確認することを目的とした質問を行った。

(5) 売上計上に係る検証

当委員会は、2019年3月から2026年4月までの期間を対象に、四半期末月に計上されている金額的重要性の高い取引を中心に利益調整目的での不適切な売上計上が行われていないかを検証した。

(6) 支出項目に係る検証

当委員会は、調査対象期間における支出項目等を分析し、利益調整目的での費用計上の前倒し、繰り延べの有無、ソフトウェアに関する資産計上の適切性等を検証した。

(7) 仕訳データ分析・財務諸表分析

当委員会は、株式会社 KPMG Forensic & Risk Advisory の独自の不正仕訳分析ツールによって仕訳データを分析し、会計不正の兆候の有無を確認した。

また、当委員会は、不正の兆候を示す異常値等がないかを確認するため、月次ベースで財務諸表を分析した。

(8) 予算・実績分析

当委員会は、予算・実績の乖離状況、業績見込みの変更状況等を分析し、利益調整目的での不適切な会計操作（売上計上時期の操作、原価付替、費用計上の先延ばし等）が行われていないか検証した。

2 h 社とのソフトウェア s に関する取引

(1) 検討の経緯

当委員会は、上記本章第 3・1 の調査手続を実施して、当社の子会社である OPENMODELS 社と h 社との間で行われたソフトウェア s というソフトウェアに関する 2021 年 3 月期のコンサルティング取引と 2022 年 3 月期の著作権譲渡取引の内容について検討を行った。

当委員会は、当社における各種取引の検討を行っているが、当社株式の上場直前の売上計上であることや、期末での売上計上であること、当社が開発を行って著作権を保有していたにもかかわらず子会社である OPENMODELS 社を通じた販売としていること、2025 年 11 月に B 氏が Z 氏に対して本件ソフトウェア取引についてチャットで質問した際に Z 氏がプラットフォーム e の w ライセンスを用いた類似の取引としてソフトウェア s を挙げていたことなどから、上記各取引について個別の検討を行った。

(2) 取引の経緯及び状況

ソフトウェア s は、リモートワーク下での社員の PC 作業状況を把握・管理するソフトウェアであるところ、コロナ禍において当社内で使用するために開発されたソフトウェアであって販売目的のソフトウェアではなかったものの、h 社からの要望を受けて同社に対して販売を行うことになった。

当社は、h 社とともにソフトウェア s の開発を行っており、ソフトウェア自体

の著作権は当社が保有していた。

もっとも、2021年2月7日、J氏は、D氏に対して、以下のとおりチャットを送信し、子会社である OPENMODELS 社の赤字を理由として、当社ではなく OPENMODELS 社で売上計上を行う意向を示した。

【2021年2月7日9時32分頃にJ氏がD氏に送信したチャット（抜粋）】

なお、1月時点で OM の累積が赤字になったそうなので、やはりソフトウェア s を売らないとだめと思われます。

その後、当社は、2021年1月時点において営業損失 1,170 千円を計上した OPENMODELS 社の赤字解消のため、OPENMODELS 社を通じて h 社に対する売上計上を行うこととし、2021年3月1日、ソフトウェア s の著作権を OPENMODELS 社に無償で移転した。

2021年3月25日、OPENMODELS 社は、h 社から、ソフトウェア s 製品化に伴うコンサルティング業務を 1,500 万円で受注し、同年3月31日に成果物の納品を行ったとして同日付けで 1,500 万円の売上計上を行った。

また、2021年5月31日、OPENMODELS 社は、h 社に対して、ソフトウェア s の著作権を譲渡したとして 2,000 万円の売上計上を行った。

(3) 当委員会の検討結果

ソフトウェア s のコンサルティング業務については、受注から納品まで約1週間しかなく取引の実態が問題となるが、h 社のプレスリリース内容等からするとソフトウェア s の実在性を疑わせる事情はなく、従前から開発が行われていたものであり、コンサルティング業務の成果物も存在していることからすると、実態のない取引とは認められない。

また、2021年5月31日の著作権譲渡に先立って、同年3月31日付けでコンサルティング業務としての売上計上が先行しているが、デジタルフォレンジック等の調査手続を行った結果、同年3月31日付けで著作権譲渡とは別個のコンサルティング業務として先行した売上計上を行った点が不適切であったことを示唆する証拠は確認されなかった。

そして、ソフトウェア s は、当社がもともと著作権を保有しており、2021年3月1日になって、OPENMODELS 社の赤字解消も念頭に置いて著作権移転をして商流に介在させて同社が売上計上しているが、OPENMODELS 社は当社の完全子会社であるため、それ自体で連結財務諸表に影響を与えるものではない。Z氏は、当社グループにおいては、プラットフォーム e の w ライセンスを用いたサービス提供については OPENMODELS 社のプラットフォーム事業で販売していくという

事業区分を採用しており、プラットフォーム e の w ライセンスを用いているソフトウェア s についても同事業区分に従って OPENMODELS 社から販売を行った旨供述しており、また、J 氏は、上場のために OPENMODELS 社の赤字解消を図った記憶はない旨供述しており、各供述を直ちに否定すべき証拠は見当たらなかった。D 氏は、c 社から赤字である子会社の存在意義を上場審査で指摘される可能性があると聞いていた旨述べているが、当社において連結財務諸表に影響を与える意図等は認められなかった。よって、OPENMODELS 社による h 社とのソフトウェア s に関する売上取引については、当社の連結財務諸表の虚偽表示であるとの認定に至らなかった⁶⁷。

3 当委員会の評価

その他、当委員会は、上記本章第 3・1 の調査手続を実施したが、不正な財務報告と認められる類似事案は検出されなかった。

⁶⁷ なお、当社から OPENMODELS 社に著作権を無償で譲渡していることからすると、OPENMODELS 社の赤字解消のために、当社と OPENMODELS 社の 2021 年 3 月期における個別財務諸表の売上高・段階利益金額に関する操作が行われた疑いがある。もっとも、OPENMODELS 社から h 社に対するソフトウェア s の販売に向けた一連の取引については、各取引の実在性や実態を否定すべき事情はないこと、Z 氏はグループ内の事業区分から OPENMODELS 社での販売とした旨供述しており、これを否定すべき証拠がないこと、さらに、当社から OPENMODELS 社への著作権の無償譲渡も子会社支援の範疇を超えると断定するのは困難であることなどからすると、実態と異なる不適切な会計処理であるとの評価まではできず、個別財務諸表の虚偽表示との認定にも至らなかった。

第5章 当委員会の調査結果を踏まえた当社の連結財務諸表に対する影響額

上記第3章及び第4章において、不正な財務報告と認定された取引に関し、判明した事実関係を前提として本来あるべき会計処理がなされた場合の当社の連結財務諸表に対する影響額は以下のとおりである⁶⁸ ⁶⁹。

第1 本件ソフトウェア取引の影響額

2020年3月期に計上された売上高及び売掛金3,000万円は取り消し、2020年5月に受領した同額の金銭をその後期間にわたって返済を行っていることから受領時である2021年3月期に負債として計上した。

また、上記売上取消額3,000万円と返済総額3,350万円との差額の350万円に関し、当該取引に係るa1社への対価として、本件念書が2020年4月に差し入れられたため、2021年3月期の営業外費用として費用計上し、また同額を負債として計上した。

そして、2021年3月期以降に支払われた業務委託単価の増額分に関し、費用計上を取り消し、2021年3月期に計上した負債を取り崩すものとした。

なお、上記第3章第2・4(1)エ記載の、当社がa1社に対し無償で提供した「環境qの作業」及び「マイナーバージョンアップ」の作業について、作業費相当額35万円を売上高に計上することなく、本件念書に係る返済として充当する旨のやり取りがなされていた。そのため、当該金額を2022年3月期の売上高として計上し、対応する売掛金の回収は2021年3月期に計上した負債と相殺を行った。

(単位：百万円)

	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期
(連結損益計算書)							
売上高	△30	-	0	-	-	-	-
売上原価	-	△3	△5	△5	△3	△4	△4
売上総利益	△30	3	5	5	3	4	4
営業利益	△30	3	5	5	3	4	4
営業外費用	-	3	-	-	-	-	-
経常利益	△30	△0	5	5	3	4	4
親会社株主に 帰属する当期	△30	△0	5	5	3	4	4

⁶⁸ 百万円未満を切り捨てした金額で記載している。

⁶⁹ 当社が過年度の連結財務諸表を訂正した場合、当該訂正に伴う法人税等への影響等の派生的に検討が必要となる論点については上表の影響額には含めていない。

純損益							
(連結貸借対照表)							
資産	△30	-	-	-	-	-	-
負債	-	30	25	19	16	12	8
純資産	△30	△30	△25	△19	△16	△12	△8

第2 b 社事案の影響額

2020年3月期に計上された売上及び売上原価を取り消し、本来計上すべき2021年3月期に計上した。

(単位：百万円)

	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期
売上高	△27	27	-	-	-	-	-
売上原価	△23	23	-	-	-	-	-
売上総利益	△3	3	-	-	-	-	-
営業利益	△3	3	-	-	-	-	-
営業外費用	-	-	-	-	-	-	-
経常利益	△3	3	-	-	-	-	-
親会社株主に 帰属する当期 純損益	△3	3	-	-	-	-	-

第6章 発生原因の分析

本章では、当委員会の調査で判明した事実関係と不正な財務報告の認定結果を踏まえ、当委員会が行った発生原因の分析結果について記載する。

当委員会は、いわゆる不正のトライアングル理論、すなわち不正は、①不正を実行する「動機・プレッシャー」、②「機会」及び③不正行為に対する「姿勢・正当化」を伴って生じるというフレームワークを活用した分析を行って本件ソフトウェア取引及びb社事案の売上の過大計上による不正な財務報告の特徴を明らかにした上、特に経営者不正と認定した本件ソフトウェア取引の売上の過大計上について、経営者不正が発生した原因の分析を行った。

第1 不正のトライアングルによる原因分析

1 動機・プレッシャーについて

当委員会は、当社の2020年3月期連結財務諸表における本件ソフトウェア契約に係る3,000万円の売上の過大計上の虚偽表示は、当社の代表取締役社長であったZ氏及び執行役員経営管理部長であったD氏による意図的な本件念書の隠蔽を原因とする経営者不正と認定しているところ、Z氏は、本件念書の差し入れに会計上の問題があることの認識はなく、会計の知識不足によりこうした事態が生じた旨供述している。

しかし、本件は複雑な会計基準の適用が問題となるような事案ではなく、返金を約束することによる無償の取引を有償の売上取引として実態を偽った単純な事案であり、Z氏は、本件念書の内容を理解して本件ソフトウェア取引が本件共通部品一式を無償で使用許諾するという取引の実態を認識していたことからすると、実質的に外部からキャッシュフローが流入しない無償の取引についてあえて有償の取引として売上計上することが、当社の経営成績についてステークホルダーに対する不正確な情報の開示になることは当然に認識していたものと思われる。

Z氏がこうした不正な財務報告を行った動機としては、創業当初からの当社の目標であった株式上場に向けて、2020年3月期の通期予算の達成と黒字化を目論んだことにあると考えるのが合理的である。すなわち、当社は、遅くとも2015年から株式上場に向けた取組みを継続してきたところ、主幹事証券会社から月次や通期の予算未達を幾度も指摘されて上場目標の延期を複数回経験しており、2020年3月期においては2019年9月17日と2020年3月17日の二度にわたって予算を下方修正したものの、原価ゼロで業績への影響が大きい本件ソフトウェア取引の売上3,000万円がなければ再修正後の予算の売上高は達成できない状況にあった。

当社が目指していた2020年3月上場申請による同年6月上場目標については、2020年2月の時点で延期となっていたものの、同年3月には主幹事証券会社から2020年12月上場目標の提案を受ける一方、当社では新たな主幹事証券会社の選定に

着手するなど株式上場に向けた取組みは依然として精力的に継続されていたものであり、2020年3月期の通期予算の達成と黒字化は当社にとって極めて重要な経営課題であったことは明らかである。

この点、Z氏は、主幹事証券会社からの度重なる指摘はあったものの、東京証券取引所の審査では足元の実績よりも将来性、すなわち来季以降の業績見込みの方が重要と認識しており、本件念書を差し入れたのは、本件ソフトウェア取引の売上3,000万円よりも、保留となっていた5,500万円に係る取引や[]を含む共同開発事業の取組みを行うためには必要と認識していたことによる旨供述している。しかし、本件念書の履行状況をみても、派遣技術者の業務委託費単価による「増額分」の支払い（第1項）と「利益分」の支払いのための新たな商流構築（第2項）に向けた動きは、当時のコロナ禍の状況であっても確認できる一方、5,500万円に係る取引や[]を含む共同開発事業の取組みによって当社が収益を得るための交渉や働きかけが行われた形跡はない⁷⁰。この点について、Z氏は、5,500万円に係る取引を実現することが本件念書に署名・押印した主たる目的であったなどと供述する一方、その後a1社から当該取引を取りやめる旨の連絡を一切受けていないにもかかわらず、取引締結に向けた同社の意向確認すら行わず、漫然と当該取引が自然消滅したと認識していたと供述しており⁷¹、かかる供述は極めて不合理というほかなく⁷²、Z氏の供述は信用できない。こうした状況を踏まえると、本件念書の差入れは当社側から提案したものではなく、取引先からの求めに応じた側面はあるものの、本件念書の差入れとその隠蔽の目的は、やはり2020年3月に本件ソフトウェア取引の売上3,000万円を計上し、株式上場に向けた売上と利益の嵩上げによる2020年3月期の通期予算の達成と黒字化にあったとみるべきである。

他方、2020年3月期におけるb社事案の売上の前倒し計上については、意図的な実態と異なる受領書の偽造を原因とする財務諸表の虚偽表示であり、不正な財務報告には該当するものの、営業担当者が取引先の要望に沿ったスケジュールで請求を行うために実際のライセンスの利用開始日とは異なる日付の受領書を入手したものであり、積極的に財務諸表の利用者を欺く意思や目的があったとは言い難い。

⁷⁰ 本件ソフトウェア取引の営業担当であったF氏は、本件ソフトウェア契約締結後、5,500万円に係る取引について、a1社に対して意向確認等を行った記憶はなく、当該取引の交渉を行ったこと自体も記憶していない旨供述している。

⁷¹ D氏も5,500万円に係る取引は自然消滅したとの認識であった旨供述している。

⁷² Z氏は、当時、コロナ禍によるa1社の業績悪化や同社との関係維持を理由として、5,500万円に係る取引の締結に向けた意向確認等を行わなかった旨供述している。しかし、同取引を実現することが本件念書に署名・押印する主たる目的であったのであれば、契約締結に向けて積極的に働きかけるか否かはともかく、少なくともa1社に取引継続の意思があるかを確認することは当然に想定される行動であり、上記を理由としてそのような確認すら行わなかったというZ氏の対応は、極めて不自然である。

2 機会について

本件ソフトウェア取引と派遣技術者の業務委託費単価の増額は、本件念書によって一連の取引として評価すれば、実態として本件共通部品一式の無償の使用許諾であり、職務権限表上は「例外取引（返金、リベート、その他個別判断を要するもの等）」（当時の職務権限表 販売 9）として代表取締役の立案と部門長の決裁により実行することができた一方、本件念書による 3,350 万円の債務負担については、5,000 万円未満の「借入の決定」（当時の職務権限表 資金 3）として取締役会の「立案」を要する取引であった。しかし、本件念書については、経営トップであった Z 氏が個人名で署名した非公式の書面として扱われたことから、こうした取締役会の手続きはとられず、執行役員経営管理部長として本件ソフトウェア取引の売上計上の仕訳を承認する立場にあった D 氏は、本件念書の存在を認識しながらも取引の証憑として扱わずに売上計上の仕訳を承認している。

この点、Z 氏は、経営管理部長の D 氏が内容を確認して問題ないとの意見だったので本件念書に署名・押印した旨供述しているが、上記第 3 章第 3・2 のとおり、その供述は信用できず、単に D 氏に責任転嫁して隠蔽の意図がなかったと言い逃れをしているに過ぎないと思われる。

そもそも代表取締役の立場にあったからこそ、個人名であっても取引先が満足する非公式の書面を密に差し入れて隠蔽することが可能となったことに加え、会計上問題となる可能性を認識していた経営管理部長の牽制機能が無機能化できたことからすると、本件は、まさに経営トップがその立場を利用して内部統制を無効化した事案とみるべきである。

他方、2020 年 3 月期における b 社事案の売上の前倒し計上については、当社として売り切り型のデータベース n ライセンスの販売実績が乏しく、既に b 社では同ライセンスの購入による本番環境の導入に向けて概念実証である POC (Proof of Concept) が実施されていて、ソフトウェア自体の一部利用も行われていた状況であったことからライセンスキー未発行による業務への影響が乏しく、営業担当者は、そもそも納品書の発行と受領書の入手の手続き自体を失念していたものである。同営業担当者は、売上計上の証憑としての納品書と受領書の必要性について、経理部門とセールスサポート部から指摘を受けて対応したものの、ライセンスキーの発行により顧客側で注文内容に沿ったソフトウェアが利用可能になったのは 2020 年 4 月以降であったという情報を連携していなかったことにより実態と異なる受領書が作成された経緯があり、当時コロナ禍の状況で緊密な連携が容易ではなかったという側面があるものの、経理部門、営業部門と営業サポート部門の連携の不足に起因して実態と異なる受領書の作成に至ったものと考えられる。

3 姿勢・正当化について

本件ソフトウェア取引の売上の過大計上の虚偽表示は、経営トップによる意図的な証拠の隠蔽による不正な財務報告であるところ、Z氏は、取引先の社長の意向に沿って投資の回収を約束することによる関係性の維持を重視して本件念書の差入れを行った旨供述しているが、売上計上を行わずに業務委託費単価の増額に応じることによっても関係性の維持は図れたにもかかわらず、あえて売上計上を行ったところからすると、取引先との関係性の維持は、当社の事業にとってプラスになるという理由で実態と異なる売上計上を正当化する事情として作用したと考えられる。

こうした事情に加え、2020年3月期の通期予算達成と黒字を足掛かりにした早期の株式上場によって社会的信用が向上すれば当社のその後の業容拡大に大きく寄与するといった思惑があったことに加え、本件念書に記載された業務委託費単価の「増額分」の支払いについては、そもそも低額であった単価を取引先のかねてからの増額要請に応じるもので合理的な増額幅に収めれば決して当社の不利益にはならないという考えから不正な財務報告を正当化した可能性が高いと思われる。

他方、2020年3月期におけるb社事案の売上の前倒し計上については、営業担当者は、客先都合で実際の納品日と多少ずれた日付の受領書で売上計上を行っても業界慣行として許されるとの考えで実態と異なる受領書を取引先から入手して売上計上に至ったことがうかがえる。

第2 経営者不正の発生原因

1 経営トップの誠実性の問題

本件ソフトウェア取引の売上の過大計上は、従前からの協議内容について取引先からの要請に従って書面化したものとはいえ、経営トップであったZ氏が個人名で署名・押印に応じて作成した本件念書を隠蔽したことにより無償の取引を有償の取引と実態を偽って売上計上した単純な事案であることからすると、Z氏については、会計の基礎的な素養という意味での会計リテラシーが不足していたという次元の問題ではなく、少なくとも株式上場を目指す企業の経営者として適正な財務報告を行う意識や姿勢が欠けていたといえる。

他方、当委員会の調査では、Z氏が上場準備の過程で是が非でも株式上場を達成すべく営業担当者などに達成困難なノルマを課すなどして過度な業績プレッシャーをかけていた形跡は見当たらないことに加え、Z氏が関与する不正な財務報告は株式上場前の本件ソフトウェア取引の売上の過大計上の1件のみであり、Z氏について不正な財務報告を繰り返すような倫理観の欠如やコンプライアンス意識の欠如とまで評価すべき事情は見当たらない。

しかし、当委員会の4回にわたる合計8時間超のヒアリングに真摯に協力したものの、Z氏は、本件ソフトウェア取引の売上計上に関する本件念書については会計的

に問題があるとの思いに至らず、D氏が本件念書の内容を確認して問題ないとの意見だったので問題ないと思って署名・押印したなどと事実と反する言い逃れや責任転嫁の供述に終始しており、上場会社の経営者としての誠実性についてはやはり大きな問題があるといわざるを得ない。

2 経営トップに対するガバナンスの問題

本件ソフトウェア取引の売上の過大計上は、経営トップによる経営者不正の事案であり、内部統制が無効化されたことからすると、不正の未然防止及び早期発見の観点では当社のガバナンスが有効に機能したかが問題となる。

まず、本件ソフトウェア取引が発生した2020年3月期前後の当社のガバナンスについては、取締役会及び監査役会の構成や活動状況に問題はなく概ね有効に機能していたと思われるが、Z氏による本件念書の差入りを察知する情報に接していた形跡はなく、ガバナンスを機能させて不正な財務報告を未然に防止し、あるいは早期に発見するのは困難であったと思われる。

次に、経営者不正としての本件疑義を把握してからの有事対応において、当社のガバナンスが有効に機能したかという点について検討するに、まず、当社の監査役会は2025年11月にB氏からの情報提供を受けた初期的な資料確認により本件疑義を把握していたにもかかわらず、2026年2月19日に本件情報提供者からの情報提供に関するあおい監査法人からの報告と高い独立性と中立性を有する調査主体の設置の要請を受けるまで調査を開始していない。

この点、上記第3章第2・5(2)イのとおり、監査役会としては、調査の必要性を認識していたものの、経営権を巡るZ氏とB氏の対立が激化していたことなど当時の状況を踏まえて当面静観する判断を行ったものであり、本件疑義の隠蔽を図ったものとは認められない。

ただし、監査役会は、2025年11月に把握した本件疑義をあおい監査法人に情報共有しておらず、2026年2月19日に本件情報提供者からの情報提供に関するあおい監査法人からの報告を受けた際にも監査役会として既に本件疑義を把握していたことの情報共有を行っていない。当時の監査役会の判断の背景として、本件ソフトウェア取引が株式上場前の古い時期のもので、既に資料確認等から取引の実態はあるとの感触をもっていたことがうかがえるが、監査法人との連携を行っていればより早期に不正な財務報告の発見に至った可能性は否定できない。

その後、2026年2月から同年5月にかけて、監査役会が委託した特別調査体制による当初調査が行われた際、監査役会は、当社に欠くべからざる存在としてZ氏を擁護する姿勢を鮮明にするとともに、特別調査体制や監査法人に対するZ氏や当社の役職員の対応方針や説明内容を示唆・指南するメールのやり取りなどを行っており、取締役の職務執行を監査する職責を負う監査役として中立性・客観性を欠くと思

われる対応が見受けられる。しかし、特別調査体制による調査は客観性を確保して的確に実施されており、監査役会が調査を妨害し、あるいは経営者不正の認定を行わないように不当な影響を特別調査体制に与えて不正な財務報告の発見を遅らせたとは認められない。

当時の社外取締役 2 名も 2025 年 12 月頃に B 氏から本件疑義についての情報共有を受けた事実が認められるが、B 氏から既に監査役に報告済みとの事実も伝えられているため、特段の対応をとらなかったことに問題があったとはいえない。

第7章 再発防止策の提言

本章では、上記第6章の発生原因の分析を踏まえ、当委員会が提言する再発防止策について記載する。

第1 誠実性に問題のない経営者による財務報告の体制構築

本件ソフトウェア取引の売上の過大計上は、経営トップによる経営者不正の事案であり、上記第6章第2・1のとおり、発生原因としては、財務諸表を作成する責任を有する上場会社の経営者としてのZ氏の誠実性に大きな問題があることが最大の要因といえる。

本件ソフトウェア取引の売上の過大計上が監基報240上の「不正な財務報告」に該当するとの当委員会の結論は、当初調査の途中経過報告とは異なるものであるが、当社の今後の決算対応及び監査対応においては、この結論を前提として前任会計監査人及び現任会計監査人とのコミュニケーションを行うことが期待される。

その上、当社が今後も上場会社として事業を継続するか否かにかかわらず、当社としては、誠実性に問題のない経営者が有効な内部統制を構築し、ステークホルダーに対して適正な財務報告を行う体制を構築する必要があると思われる。

第2 経営者不正の再発防止のためのガバナンス強化

経営者不正の再発防止のためには、経営者を監視するガバナンスを強化するのが最も有効な取組みであり、以下では、そのような観点から当委員会が提言する再発防止策を記載する。

1 監査等委員会と監査法人との連携強化

上記第6章第2・2のとおり、本件疑義については、2025年11月の時点で当時の監査役会が初期的な資料確認を行って概要を把握していたものの、2026年2月に監査法人から報告を受けるまでの間、2026年2月10日の監査役会とあおい監査法人との2026年3月期第3四半期の決算に関する面談の機会を含め、監査法人に対する情報共有は行っておらず、監査法人との連携を行ってればより早期に不正な財務報告の発見に至った可能性は否定できない。

また、本件疑義の発覚後の監査法人の対応について、当時の監査役会は、①監査法人は特別調査体制の途中経過報告を受け入れずに不正認定に固執している、②監査法人自ら当社の関係者にヒアリングをした際の質問方法が尋問のように追及的で問題があるといった見解を抱いていたことがうかがえるが、上記①については、当委員会は経営者不正を認定しており、監査法人の姿勢は職業的懐疑心を発揮して妥当なものであったことに加え、上記②については、当委員会の調査では、監査法人が追及的で不適切と思われるヒアリングを実施した事実は確認できておらず、事実関係を

誤解しているように思われる（監査役会から監査法人に対してこのヒアリング実施方法についての事実確認や説明を求める対応は行われていない。）。

さらに、当社は、特別調査体制の途中経過報告について前任会計監査人に情報共有後、前任会計監査人から、本件疑義の事実関係の解明及び類似案件の有無等について、より広範な視点での検証が必要ではないかとの懸念が示されたことを受けて2026年6月11日に当委員会を設置した経緯が認められるところ、当時の監査役会は、前任会計監査人が同年5月19日に上記の懸念を示して当社に再調査の検討を要請した状況を把握していたにもかかわらず、同年5月19日付けで途中経過報告は妥当で適切との監査役会の評価結果をまとめた監査役監査調書を作成し、同年5月28日開催の監査役会でも同様の評価結果の申し合わせをしている。

特別調査体制が外部専門家として真摯に調査を行ったことは事実であるものの、本件疑義が発生した2020年3月期の財務諸表監査を行った前任会計監査人とのコミュニケーションを行ってその懸念の詳細を十分に把握することなく監査役会の評価結果をまとめた点は拙速であったと思われる。

当時の監査役3名は、いずれも2026年6月に当社の監査等委員の社外取締役役に就任しているが、経営者不正の再発防止の観点では、監査等委員に求められる資質、客観性、中立性、誠実性等を備えた監査等委員会と監査法人との緊密な連携は不可欠であり、コミュニケーションの改善に努めるべきである。

2 内部監査部門の体制整備と三様監査の連携強化

当社の2026年8月1日付け組織図には、新設された社長直轄の内部監査室が記載されているものの、同年8月19日時点では同年9月中旬に退職予定の社員1名のみが所属しており、実質的な活動は開始されていない。

他方、当社は、2026年6月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しているところ、2026年6月26日施行の「監査等委員会監査等基準」には、監査等委員会は、内部監査部門等と緊密な連携が保持される体制を整備すると規定されている。

新設された社長直轄の内部監査室の今後の体制や運営方針については明らかではないが、経営者不正の再発防止の観点では実効性のある内部監査部門と監査等委員会の緊密な連携は不可欠であり、専門性のある人材を確保して内部監査室の体制を早急に整備するとともに、監査等委員会や取締役会へのレポーティングラインを確保することにより、社長直轄という組織体制が経営者不正の疑義のエスカレーションの障害とならないように留意する必要がある。

また、経営者による不正な財務報告の未然防止・早期発見のためには、監査等委員会、内部監査部門及び会計監査人のいわゆる三様監査の緊密な連携が重要であり、定期的な三様監査ミーティングの実施による連携の強化が考えられる。この点、当社の

2026年6月30日付けCG報告書には、「監査等委員会と内部監査担当者と会計監査人は、三様監査を実施し、情報交換を行い効率的かつ実効性のある監査の実施に努めております。また、監査等委員会、内部監査担当者は、四半期ごとの会計監査人の会計監査講評会に出席し、その際に情報の共有化、意見交換等を行い緊密な相互連携の強化に努めております。」との記載があるが、不正リスクに関する意見交換を行うなど実効性の伴った連携に努めるべきである。

3 内部通報制度の運用強化

当社は、2019年2月26日施行の内部通報規程に基づいて内部通報制度を整備・運用しているところ、2020年3月から2026年3月までの期間の利用実績合計4件はいずれも委託先の外部機関（外部の法律事務所）の受付であり、社外取締役又は監査等委員会（監査等委員会設置会社へ移行前は監査役）に対する直接の通報及び相談も可能とされているものの利用実績はない。

経営者が関与する不正の疑義について心理的安全性を確保して通報・相談を促すためには、監査等委員会設置会社へ移行後においても社外取締役又は監査等委員会に対する通報・相談が可能であることを改めて社内に周知し、具体的な方法も含めて案内して積極的な利用を促すことにより内部通報制度の運用を強化すべきである。

また、内部通報制度の利用拡大に関しては、2026年12月施行の改正公益通報者保護法で通報者探しの禁止が明記されるところ、後記本章第3・2のとおり、当社代表取締役社長による通報者特定を懸念する声が当委員会に寄せられたことからすると、当社における内部通報制度の運用強化にあたり、通報者の保護を万全にして利用者の心理的安全性を確保した上で積極的な利用を促進する必要がある。

第3 検討を要するその他の改善策

以下では、当委員会が認定した不正な財務報告に対する直接的な再発防止策ではないものの、当委員会の調査では把握された事情を踏まえ、当社として改善策の検討を要する事項について記載する。

1 適時開示体制の運用徹底

監査役会が2026年2月に特別調査体制に調査を委託した際、当社は、適時開示を行っていない。日本取引所自主規制法人の「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」では、迅速かつ的確な情報開示として、「不祥事に関する情報開示は、その必要に即し、把握の段階から再発防止策実施の段階に至るまで迅速かつ的確に行う。」との原則を規定していること、本件疑義が経営トップのZ氏の関与が疑われていたことなどに照らすと、当社は、特別調査体制の設置時に適時開示を行うべきであったとの見方もあり得る。しかし、当社が設置した「特別調査体制」は、設置時の適時開

示の実務が定着している第三者委員会やそれに準ずる特別調査委員会ではなく、委託元である監査役会と緊密に連携して社内調査的に運営されている側面があることからすると、会社からの独立性を強調した第三者委員会や特別調査委員会のような設置時の適時開示が必要であったとまでは言い難い。もっとも、当時、監査役会が特別調査体制の弁護士からコメントを得たことはうかがえるものの、当社の執行部門が顧問弁護士に相談するなどして開示の要否を検討していた形跡はなく、社内で明確に議論されないまま何となく開示不要の方向に流れていったように見受けられる。

また、当社は、2026年5月13日に予定されていた2026年3月期の決算発表を日程変更する旨の同日付けの適時開示を行った後、2026年5月28日には、本件疑義が同年2月19日に判明した旨とともに当初調査の途中経過報告を受けた旨と2020年3月期から2025年3月期までの暫定影響額を記載した本件暫定影響額開示を行った。しかし、同開示の時点では、前任会計監査人から、本件疑義の事実関係の解明及び類似案件の有無等について、より広範な視点での検証が必要ではないかとの懸念が示されて特別調査委員会の設置に向けた検討を行っている状況であった。その後の特別調査委員会の類似案件等の調査によって暫定影響額が修正される可能性があるにもかかわらず、当社は、（東京証券取引所に対する事前相談と適時開示案に関する一定期間の協議は行っているものの）現任会計監査人に相談することもなく本件暫定影響額開示を行っており、市場に対する開示の姿勢としては問題があるといわざるを得ない。

2026年6月30日付けCG報告書によると、当社の適時開示体制では、決定事項と発生事実については、「監査等委員・顧問弁護士・監査法人等」に「必要に応じて開示要否確認」と記載され、決算情報については、「監査等委員・顧問弁護士・監査法人等」に「開示内容への助言・指導」と記載されている。

こうした当社の適時開示体制は有効に機能していなかったと思われるため、今後は運用の徹底に向けた改善策を検討すべきである。

2 組織風土の改善

調査の過程において、当委員会には社内アンケート調査やホットライン等によって多くの意見が寄せられたが、なかでも当社の組織風土を懸念する声が多かった。こうした声は直近のものであり、2020年3月期に発生した不正な財務報告の発生原因の分析に利用することは困難であり、当委員会として逐一事実確認は行っていないものの、社内にこうした声が一定程度存在すること自体は当社としても認識しておくべきと思われるため、情報提供者が特定できない意見の一部を以下のとおりフィードバックすることとした。

- 「会社一枚岩になっていない気がしています。経営層をはじめ、全従業員が企業理念をどこまで理解し、またその企業理念をどこまで実践しようとし

ているのか、これが組織風土をなくしている気がしてならないです。」

- 「ガバナンス体制を整えると経営方針を示していますが、実態としては業務担当者にも必要な情報が行き届かないクローズドな環境でますます属人化された組織になっているように思います。また、本件疑義に関する調査の上、チャットの内容などにより懲戒処分を受けている従業員がいるとも聞いています。不都合があると隠したり、排除したりする文化は根強く残っているように思います。」
- 「部長層・本部長層を含む管理職層についても、統制環境上の懸念があります。現代表に対して異論を述べる、又は専門的な観点から牽制する人物が周囲に残りにくく、結果として、Zの意向に沿う人物が中心に残りやすい組織風土があるように感じています。」
- 「個人的には、経営層、とりわけ社長の意向が強く組織運営に反映される風土があり、社員が率直に意見を述べたり異論を唱えたりしにくい環境があるように感じています。」
- 「Z 社長は調査体制が設置された頃から、特定の人をターゲットとしメールやチャット等を確認し、通報者を特定する作業を自ら行っています。」⁷³
- 「Z 社長は当時から強いリーダーシップのもとで会社運営を行っており、重要な経営判断についても自身の意向を強く反映させる傾向がありました。一方で、当時は創業者の C1 氏、J 氏、その後は B 氏など、一定の牽制機能を果たす存在がいたと認識しています。しかし、これらの方々が退任した後は、その牽制機能が著しく低下し、Z 社長及び A 監査役を中心とする現在の経営体制では、異なる意見や法令・ガバナンス上の観点からの意見が十分に反映されにくい状況になっていると感じています。」

今後、当社が本件の再発防止策を立案・導入するにしても、経営層に対する不信任感が根強い場合にはその効果は大きく減殺されてしまうため、当社としては、こうした声にも真摯に向き合って再発防止策の立案・導入と同時に組織風土の改善にも尽力すべきと思われる。

以上

⁷³ 当委員会には相当数の同様の意見が寄せられた。

2026年8月26日

意見

弥永真生



1. 照会事項

2020年3月期当時適用されていた監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」(2018年10月19日最終改正のもの及び(早期適用された場合は)2019年6月12日最終改正のもの)において、「不正」は、「不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう」と定義されるとともに、「不正な財務報告」は、「財務諸表の利用者を欺くために財務諸表に意図的な虚偽表示を行うことであり、計上すべき金額を計上しないこと又は必要な注記を行わないことを含んでいる」とされているところ、ここでの「意図的」とは、行為者が何をどの程度認識している状態を意味すると解釈すべきか。

また、「不正と誤謬は、財務諸表の虚偽表示の原因となる行為が、意図的であるか否かにより区別する」とされているところ、財務諸表の虚偽表示の原因となる行為や取引の事実関係を認識していれば足りるのか、事実関係の認識に加えて企業会計上認められないことを認識しつつ、あえて当該行為を行うことの認識まで要すると解すべきか。あるいは、そのような限定的な解釈を行う必要はなく、むしろ(法律上の重過失に相当するような)著しい不注意でも足りる(本人が企業会計上認められないとまで認識していなかったとしても、一般人であれば企業会計上認められないと通常認識する状況であれば足りる)と解すべきか。

2. 意見

「財務諸表の虚偽表示の原因となる行為」が意図的である場合に「不正」にあたるとされるが、「財務諸表の虚偽表示の原因となる行為」には、会計帳簿への不正確な記載・記録(架空の取引・事象の記載・記録及び取引・事象の不記載を含む)、不正確な棚卸等、不正確な原価計算、十分かつ適切な根拠に基づかない見積り、会計基準の不適切な適用などが該当するものと考えられる。

「財務諸表の虚偽表示の原因となる行為」が「会計基準の規定と無関係である行為」については、その行為の性質上、会計基準に違反していることを行為者が認識していなくとも事実関係を認識していれば、「意図的」な行為であると評価できる。対照的に、「会計基準の具体的な理解を必要とする行為」については、会計基準を具体的に理解することが必要とされる行為であるから、事実関係の認識に加えて企業会計上認められないことを認識しつつ、あえて当該行為を行うことの認識まで要すると解される。

「具体的な会計基準の理解までは必要としない行為」についても、事実関係の認識に加えて企業会計上認められないことを認識しつつ、あえて当該行為を行うことの認識まで要すると解すべきであるが、ここでいう「企業会計上認められないこと」とは抽象的なレベルにおける判断であり、十分かつ適切な裏付けのない取引・事象の不記録・不記載、原価計算や見積りは許容されないという抽象的なレベルの規範に違反していることを認識していれば「意図的」とであると解することが適切である。したがって、著しい不注意によるものにすぎないものは「意図的」とは評価できないが、企業会計上の「具体的な準則」の下で認められないとまで認識していなかったとしても、抽象的なレベルで認められないことを認識していれば足りるため、(法律上の重過失に相当するような)著しい不注意により会計基準の「具体的な準則」に違反したと評価されるような場合には、——「一般人であれば企業会計上認められないと通常認識する状況である」ことから——行為者も少なくとも抽象的なレベルの規範に違反していることを認識していた(「意図的」と)事実認定できることが少なくないのではないかと推測される。

3. 意見の根拠

(1) 2020年3月期当時適用されていた監査の基準の下での「不正」と「誤謬」

まず、日本における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準では「不正」は定義されておらず、監査の基準という「不正」と「誤謬」の両方を含むものとして「誤謬」を定義しており¹、「不正」と「誤謬」との区別は監査の基準において示され、かつ、そのような区別をすることは公認会計士または監査法人による財務諸表監査の文脈において意義を有するものと位置づけられている。

企業会計審議会『監査基準』²では、「財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示³がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる」(第一 監査の目的、1)とされ、「監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない」(第三 実施基準、一 基本原則、5)と規定されている。

企業会計審議会『監査における不正リスク対応基準』も、「財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示のリスク(以下「不正リスク」という。)に対応する監査手続等を規定しているもの」(企業会計審議会『監査における不正リスク対応基準の設定について』二 監査における不正リスク対応基準の設定について、2 不正リスク対応基準の基本的な考え方、(2))と位置付けられており、『監査基準』中の報告基準を修正したり、追加するという点は見られない。

そして、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書200『財務諸表監査における総括的な目的』(2019年6月12日最終改正のもの)⁴は「一般に公正妥当と認められる監査の基準は、監査人に、意見表明の基礎として、不正か誤謬かを問わず、財務諸表全体に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ることを要求している」(圈点—引用者)としていた(5項)。

したがって、監査を実施するにあたっては(いわば「事前には」)、不正と誤謬とを区別する必要があるが、どのような監査意見を表明すべきかという局面においては、原則として⁵、不正によるものか誤謬

¹ 企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」は「「誤謬」とは、原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、又はこれを誤用したことによる」(圈点—引用者)「財務諸表の基礎となるデータの収集又は処理上の誤り」、「事実の見落としや誤解から生じる会計上の見積りの誤り」及び「会計方針の適用の誤り又は表示方法の誤り」のような誤りをいうと定めている(4項(8))。

² アメリカ合衆国における財務諸表監査の基準は日本の監査基準及び監査論に大きな影響を与え、また与え続けている。そこで、本意見書においては、アメリカ合衆国における状況にも言及することとする。

³ 監査の基準においては「虚偽の表示」ないし「虚偽表示」という表現を用いているが、これは、金融商品取引法上の「虚偽の記載」に相当する。いずれも、英語では *misstatement* という同一の語であるが、日本語訳する際に異なった訳がなされ、それが定着したにすぎない。

⁴ 本意見書で参照する規定については、監査基準委員会報告書200『財務諸表監査における総括的な目的』(2019年6月12日最終改正のもの)の規定と現在の監査基準報告書200『財務諸表監査における総括的な目的』の規定は実質的に同一である。

⁵ 監査基準委員会報告書580『経営者確認書』(2019年6月12日最終改正のもの。本注で参照する規定の内容は、項番号が異なるほか、現在の監査基準報告書580『経営者確認書』の規定のそれと実質的に同一である)では、「経営者確認書が他の監査証拠と矛盾する場合、監査人は、問題を解消するための監査手続を実施しなければならない。監査人は、問題が解消しない場合、経営者の能力、誠実性若しくは倫理観、又はこれらに対する経営者の取組若しくは実践についての評価を再検討し、それが口頭又は書面による陳述の信頼性及び監査証拠全体の証明力に及ぼす影響を判断しなければならない」(16項)とされ、監査人は、経営者確認書に信頼性がないと判断した場合、監査基準委員会報告書580の「第19

によるものかにかかわらず重要な虚偽の表示の有無が問題とされるのであって⁶、少なくとも、明示的には、ある重要な虚偽の表示が不正にあたるのか、誤謬にあたるのかを「事後的に」評価することは監査

項の要求事項を考慮し、監査基準委員会報告書 705『独立監査人の監査報告書における除外事項付意見』に従って、監査意見に及ぼす影響を判断することを含め、適切な措置を講じなければならず(17 項)、監査人は、監査基準委員会報告書 705 に従い、監査人が、経営者の誠実性について深刻な疑義があり、第 9 項及び第 10 項により要求される経営者の責任に関する確認事項に信頼性がないと判断した場合には財務諸表に対する意見を表明してはならない(19 項(1))。そして、「監査人は、経営者の能力、誠実性若しくは倫理観、又はこれらに対する経営者の取組若しくは実践についての懸念があるため、経営者が財務諸表に関して虚偽の陳述をするリスクがあり、監査を実施することができないと判断する……場合、監査人は、監査役等による適切な是正措置が講じられない限り、監査契約の解除を考慮することがある」(A20 項)。したがって、経営者による不正があると判断した場合には意見を表明せず、また、監査契約の解除を考慮することがあるが、監査人が「経営者の能力、誠実性若しくは倫理観、又はこれらに対する経営者の取組若しくは実践についての懸念がある」のは、不正がある場合に限られるわけではなく、不正の疑いがあり、それを解消できない場合にも同様の対応が求められ、または検討されることになる。したがって、監査の基準に照らす限り、意見の表明のためには、特定の重要な虚偽の表示が不正によるものであるかどうかを確定的に判断する必要はない。

⁶ 監査基準委員会報告書 240『財務諸表監査における不正』(2019 年 6 月 12 日最終改正のもの。本意見書で参照する規定については、現在の監査基準報告書 240『財務諸表監査における不正』の規定は実質的に同一である)の 36 項では、「監査人は、不正が行われた結果として財務諸表に重要な虚偽表示が行われていると判断した場合、又はそうであるかどうかを判断することができない場合には、監査及び監査報告に及ぼす影響を評価しなければならない(A51 項参照)」と規定しているが、同 A51 項は「監査基準委員会報告書 450『監査の過程で識別した虚偽表示の評価』及び監査基準委員会報告書 700『財務諸表に対する意見の形成と監査報告』では、虚偽表示の評価と対処及び監査報告書における監査意見への影響について要求事項を定め、指針を提供している」とのみ規定しており、監査基準委員会報告書 450 及び監査基準委員会報告書 700 は不正によるものか誤謬によるものかを問わず、虚偽表示の監査意見への影響を定めていた。

人には求められていないし^{7, 8}、通常は、評価しないとされている⁹ことに留意する必要がある。

(2) 監査の基準における「不正」

『監査基準』では「不正」を定義していないが、監査基準委員会報告書 240 の 3 項¹⁰を参考にする

⁷ (存在する可能性がある)未修正の虚偽の表示が財務諸表全体に影響を及ぼす可能性があるのか(影響が広範であると考えられるのか)という局面で、発見された虚偽の表示が不正によるものであるか、誤謬によるものであるかが影響を与える可能性があるものの、現在の監査の基準は、重要な虚偽の表示が不正によるものであるか誤謬によるものであるかによって、どのような監査意見を表明するかについて差異を設けていない(『監査基準』第四 報告基準参照)。「監査人は、監査の実施において不正又は誤謬を発見した場合には、経営者等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監査手続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が財務諸表に与える影響を評価しなければならない」(『監査基準』第三 実施基準、三 監査の実施、6)と規定されており、不正であれ、誤謬であれ、同様の対応をすることが求められている。

もっとも、監査上の主要な検討事項(いわゆる KAM)においては、たとえば、ある虚偽の表示が不正にあたると監査人は判断したと記載することは可能であるが、そのような記載をすることは求められていないと考えられる。

なお、監査基準委員会報告書 240 の 37 項は「監査人は、不正又は不正の疑いにより虚偽表示が行われ、監査契約の継続が問題となる」ことがありうるとしており、不正の疑いにより虚偽表示が行われたと判断した場合を含めており、この局面でも不正があるかどうか、すなわち、意図的な行為による虚偽表示があったかどうかを確定する必要はない。

また、会社法 397 条 1 項は「会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役に報告しなければならない」と定めているが、この規定は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和 49 年法律第 22 号)8 条の規定を踏襲したものであり、その規定は監査の基準において「不正」と「誤謬」を区別する前に設けられたものであること、その後、会社法制定の際にも、監査の基準との整合性を図ることは検討されなかったという経緯に照らすならば、ここでいう「不正の行為」は監査の基準にいう「不正」を意味するものではなく、「不正の行為」に該当するかどうかは会社法の規定の趣旨などに照らして判断されることになる。すなわち、会社法 397 条にいう「不正の行為」にあたるかどうかは、会社法 397 条の立法趣旨、会社法において「不正の行為」という表現が用いられている他の条項(358 条・382 条・399 条の 4・406 条・507 条 4 項・667 条 2 項・854 条・859 条 3 号 4 号)ならびに監査役等の監査報告(会社法施行規則 129 条 1 項 3 号・130 条 2 項 2 号・130 条の 2 第 1 項 2 号・131 条第 1 項 2 号)における「不正の行為」の解釈との整合性などをふまえて解釈されるべきである。後掲注 20 参照。

⁸ 監査基準委員会報告書第 10 号(中間報告)『不正及び誤謬』(1997 年)では、「監査人は、監査手続を実施した結果得られた検出事項について、その金額的及び質的側面を考慮し、当該事項が不正によるものか、誤謬によるものかを検討しなければならない」(17 項)、「不正は意図的に行われ隠蔽を伴うことが多いため、監査人は、監査の結果、発見した事例以外にも不正が行われている可能性について検討しなければならない」(20 項)とされていたが、監査基準委員会報告書 240 にはこのような規定は見当たらない。

⁹ 監査基準委員会報告書 240 は「監査人は、不正の発生が疑われる場合や、まれに不正の発生を識別した場合においても、不正の発生に関する法的判断は行わない」としていた(3 項)。また、「監査人は、不正の可能性を識別できることがあるが、会計上の見積りのような経営者の判断を要する領域における虚偽表示が不正によるものか誤謬によるものかを監査人が判断することは困難である」と指摘されていた(6 項)。

¹⁰ 「不正には、不正な財務報告(いわゆる粉飾)と資産の流用がある」。

と、「財務諸表の利用者に対する不正な報告あるいは資産の流用の隠蔽を目的とした重要な虚偽の表示」(第二 一般基準、4)が「不正」による重要な虚偽の表示に対応すると理解することができる。

また、企業会計審議会『監査における不正リスク対応基準の設定について』(2013年3月26日)では、「不正は他者を欺く行為を伴う意図的な行為であるために、監査人にとって、不正による重要な虚偽の表示を発見できない可能性は、誤謬による重要な虚偽の表示を発見できない可能性よりも高くなる。また、経営者により不正が行われる場合には、内部統制が無効化される場合が多いので、監査人が経営者不正による重要な虚偽の表示を発見できない可能性は、従業員不正による場合よりも高い。……こうしたことから、監査をめぐる内外の動向を踏まえ、不正による重要な虚偽表示のリスクに対応した監査手続を明確化するとともに、一定の場合には監査手続をより慎重に実施することを求めるとの観点から、監査における不正リスク対応基準(以下「不正リスク対応基準」という。)を設けることとした」とされている(1 監査における不正リスク対応基準の設定)。

さらに、国際監査基準 240「財務諸表監査における不正に関する監査人の責任 (The Auditor's Responsibilities Relating to Fraud in an Audit of Financial Statements)」¹¹に倣った監査基準委員会報告書 240 は、「財務諸表の虚偽表示は、不正又は誤謬から生ずる。不正と誤謬は、財務諸表の虚偽表示の原因となる行為が、意図的であるか否かにより区別する」(2 項)としたうえで、不正とは「不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう」(10 項(1))と定義していた¹²。そして、「監査人にとって不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。不正には、文書を偽造すること、取引を故意に記録しないこと、又は意図的な虚偽の陳述を行うことのように、不正を隠蔽するために巧妙かつ念入りに仕組まれたスキームを伴うことがあるためである。このような隠蔽が共謀を伴っている場合には、更に発見することが困難になる。また、共謀により、監査証拠が実際

¹¹ 少なくとも、国際監査基準 240 にはアメリカ合衆国における監査の基準(後掲注 12 参照)が大きな影響を与えたと考えられる。

¹² 監査基準委員会報告書第 10 号(中間報告)においても、「不正とは、財務諸表の虚偽記載の原因となる、経営者、従業員又は第三者による意図的な行為」であり(3 項)、「誤謬とは、財務諸表の虚偽記載の原因となる意図的でない誤り」である(4 項)とされていた。そして、これについては、「不正か誤謬かの判定基準は、定義からもわかるように、意図的か否かということですが、この区分は第 6 項の規定に関連し、不正は意図的であるがゆえに、通常、発覚をおそれこれを隠蔽しようとするので、不正による重要な虚偽記載を発見できない危険は、誤謬による重要な虚偽記載を発見できない危険よりも高いということになります」(小野行雄ほか「監査基準委員会報告書「不正及び誤謬」及び「違法行為」をめぐって」JICPA ジャーナル 504 号(1997 年)14 頁〔後藤勇〕)と説明されていた。

また、アメリカ合衆国においては、監査基準書第 53 号「誤謬及び不正を発見し報告する監査人の義務(Auditor's responsibility to detect and report errors and irregularities)」(1988 年)からこのような区別を行っており(当時は、不正を表現する語として *irregularity* が用いられていた)、監査基準書第 82 号「財務諸表監査における不正の考慮(Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit)」(1997 年)及び監査基準書第 99 号「財務諸表監査における不正の考慮(Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit)」(2002 年)でもこの区別は維持された。現在、上場会社監査に適用されている AS2401「財務諸表監査における不正の考慮(Consideration of Fraud in a Financial Statement Audit)」も「不正(fraud)は広義の法概念であり、監査人は不正が発生したかどうかについて法的判断を行わない。むしろ、監査人の関心はとりわけ関係している財務諸表の重要な虚偽表示をもたらす行為について。誤謬から不正を区別する主なファクターは、財務諸表の虚偽表示をもたらす原因となる行為(underlying action)が意図的であるか、意図的でないものであるかということである。本セクションの目的上、不正とは監査の対象となる財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす意図的な行為である」と定めている(5 項)。

には虚偽であるのに、監査人に心証を得られたと信じさせる要因となることがある」と指摘し(6項)¹³、「監査人は、……誤謬を発見するために有効な監査手続が不正を発見するためには有効でない可能性がある」ということを認識し、監査の過程を通じて職業的懐疑心を保持する責任がある」(圈点—引用者)としていた(8項)。

(3) 「不正」と著しい不注意

(2)で見たように、監査の基準においては、「不正」は意図的な行為であると定義されているから、財務諸表の虚偽表示の原因となる行為を行うにつき、経営者、取締役、監査役等、従業員または第三者に著しい不注意があったにすぎない場合には、監査の基準における「不正」に該当すると評価することはできない。また、「不正」を「不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為」(圈点—引用者)であると定義するのであれば、著しい不注意による行為にすぎないものは「他者を欺く行為を伴う」とは評価できないのが通常であると考えられる。

実質的に考えてみても、監査の基準において、不正リスクに対応する監査計画及び監査手続が要求されているのは、(2)で見たように、隠蔽行為とりわけ共謀による隠蔽行為を伴う場合が多く、そのような場合には虚偽の表示を監査人が発見することがより困難であるという理由に基づくものである。意図的ではない行為であれば、隠蔽行為を行う動機は存在しないであろうところ、著しい不注意による行為について隠蔽行為を行う動機が単純な過失による行為に比べて大きいと評価することもできないことに鑑みると、著しい不注意による行為による重要な虚偽の表示を不正による重要な虚偽の表示であると位置付けて、監査人に意図的な行為による重要な虚偽の表示のリスクと同様の監査手続を要求する必要はないものと考えられる。

また、監査基準委員会報告書 240 は、不正を識別したか、または不正が存在する可能性があることを示す情報を入手し、もしくは不正の疑い(不正リスク対応基準が適用される場合、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合を含む)を抱いた場合の経営者または監査役等とのコミュニケーションを要求し(39 項、F39-2 項、40 項)、また経営者確認書に含める事項として不正または不正の疑いに関する事項を規定していたから(38 項)、著しい不注意による虚偽表示は不正による虚偽表示にはあたらないと解しても、著しい不注意による虚偽表示があり、またはその疑いがあるような場合は、不正が存在する可能性があることを示す情報を入手した場合または不正の疑いを抱く場合に該当するであろうから、経営者等とのコミュニケーションが適切に行われなかったという結果にはならなかったと考えられる。

たしかに、監査基準委員会報告書 240 の 42 項は、監査人は、不正を識別した場合、①法令により、適切な規制当局に報告することが監査人に求められているかどうか、②職業倫理規程により、追加的な対応として、適切な規制当局に報告することが例示されているかどうかを判断しなければならないと定めていた。しかし、日本の場合、①は金融商品取引法 193 条の 3 第 2 項(令和 8 年法律第 64 号による改正後は 26 条の 41 第 2 項)が内閣総理大臣に対する申出義務を定めているところ、この申出義務は不正による虚偽表示がある場合に限られない。また、②については、現在では、日本公認会計士協会の『倫理

¹³ 監査基準委員会報告書 200『財務諸表監査における総括的な目的』も、「不正は、それを隠蔽するために巧妙かつ念入りに仕組まれたスキームを伴うことがある。したがって、監査証拠を入手するために実施する監査手続は、意図的な虚偽表示を発見するためには有効でないことがある。例えば、記録や証憑書類を改竄するための共謀を伴う場合、監査人は監査証拠が正当なものではないにもかかわらず、正当性があると信じることもある」と指摘していた(A46 項)。監査基準委員会報告書第 10 号でも、「内部統制は、一般的には共謀による不正又は経営者自身が行う不正に対しては有効に機能しないことが多い」(5 項)、「不正は、通常、これを隠蔽するための行為、例えば、共謀、文書偽造、虚偽陳述などを伴う。このため、不正による重要な虚偽記載を発見できない危険は、誤謬による重要な虚偽記載を発見できない危険よりも高い」(6 項)と述べられていた。

規則』360.21 A1 項が例示しているが¹⁴、これは違法行為またはその疑いとの関係での追加的な対応であり、やはり、不正を識別した場合に限られるものではない。したがって、著しい不注意による虚偽表示は不正による虚偽表示にはあたらないと解しても、——金融商品取引法 193 条の 3 第 1 項(令和 8 年法律第 64 号による改正後は 26 条の 41 第 1 項)にいう「特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実」(法令違反等事実)または監査基準委員会報告書 250(現在では監査基準報告書 250)『財務諸表監査における法令の検討』にいう違法行為に何が当たるのかについての解釈によって判断されるため——適切な規制当局へ監査人が報告しなければならない場合または報告することができる場合が限定されるわけではないから、監査の基準における「不正」を拡大解釈する必要はない。

(4) 「財務諸表の虚偽表示の原因となる行為」

「財務諸表の虚偽表示の原因となる行為」には架空ないし不正確な棚卸等、不正確な原価計算、架空の取引または事象の会計帳簿への不正確な記載・記録、取引または事象の会計帳簿への不記載・不記録、十分かつ適切な根拠に基づかない見積り、会計基準の不適切な適用、財務諸表(計算書類)作成にあたっての不適切、不十分または誤解を生じさせる表示・開示などが該当するものと考えられる。また、資産の流用も「財務諸表の虚偽表示の原因となる行為」にあたると考えられてきた(監査基準委員会報告書第 10 号(中間報告)3 項参照)。

このような「財務諸表の虚偽表示の原因となる行為」の中には、①具体的な会計基準の理解を必ずしも必要としない行為と②会計基準の具体的な理解を必要とする行為とが含まれ、かつ、①は a.会計基準の規定と無関係である行為と b.具体的な会計基準の理解までは必要としない行為とに分けられるものと考えられる。

①a.の典型例は架空の取引・事象の会計帳簿への記録・記載、証憑の偽造・改ざん・隠蔽・破壊(言い換えるならば、それによって会計帳簿の不正確な記載ひいては財務諸表における虚偽の表示を生じさせるような偽造・改ざん・隠蔽・破壊)、架空ないし不正確な棚卸等であり、資産の流用もこれに含まれる。他方、ある取引・事象を会計帳簿に記録または記載すべきかどうかは会計基準によって定まる面があり、その取引・事象の性質により、①b.または②に分類されるものと考えられる。具体的には、契約によって債務を負担したにもかかわらず、その債務を負債として記録しないことが①b.に分類される典型的なものといえることができ、法的債務性のない引当金または係争中の事件に係る(損害賠償)責任に係る負債を認識せず、記録しないことは②にあたることが少なくないと考えられる。不正確な原価計算や十分かつ適切な根拠に基づかない見積りも、その性質により、①b.または②に分類されるものと考えられる。会計基準の不適切な適用(取引・事象の不記録・不記録、不正確な原価計算、十分かつ適切な根拠に基づかない見積りを除く)は②に定義上含まれるし、財務諸表作成にあたっての不適切、不十分または誤解を生じさせる表示・開示も多くの場合②に分類されるものと考えられる。

(5) 「意図的」とは、行為者が何をどの程度認識している状態を意味すると解釈すべきか

(4)で示した「財務諸表の虚偽表示の原因となる行為」の分類を前提とすると、①a.会計基準の規定と無関係である行為については、その行為の性質上、会計基準に違反していることを行為者が認識していなくとも事実関係を認識していれば、「意図的」な行為であると評価できる。たとえば、架空の取引・事象の会計帳簿への記録・記載、会計帳簿に記録・記載すべき取引・事象を裏付ける証憑の偽造・改ざん・隠蔽・破壊、架空ないし不正確な棚卸等または資産の流用であることを知りつつ、そのような行為を意図的に行えば、監査の基準の下での「不正」に該当するものと考えられる。

他方、②会計基準の具体的な理解を必要とする行為については、会計基準を具体的に理解することが

¹⁴ 違法行為またはその疑いとの関係で、現在の『倫理規則』R360.20 項は「会員は、経営者及び監査役等の対応を踏まえ、公共の利益のために追加的な対応を行うことが必要かどうかを判断しなければならない」と定めている。

必要とされる行為であるから、事実関係の認識に加えて企業会計上認められないことを認識しつつ、あえて当該行為を行うことの認識まで要すると解すべきである。

①b. 具体的な会計基準の理解までは必要としない行為についても、事実関係の認識に加えて企業会計上認められないことを認識しつつ、あえて当該行為を行うことの認識まで要すると解すべきであるが、ここでいう「企業会計上認められないこと」とは抽象的なレベルにおける判断であり、②の類型の行為とは異なる。すなわち、「十分かつ適切な裏付けなく」、取引・事象を記録もしくは記載せず、もしくは記録または記載し、または原価計算や見積もりを行うことは許容されないという抽象的なレベルの規範に違反していることを認識していれば「意図的」であると解することが適切である。したがって、企業会計上の具体的な準則の下で認められないとまで認識していなかったとしても、抽象的なレベルで認められないことを認識していれば足りる。

もっとも、これは、(法律上の重過失に相当するような)著しい不注意でも足りる(行為者が企業会計上認められないとまで認識していなかったとしても、一般人であれば企業会計上認められないと通常認識する状況であれば足りる)と解することとは同義ではなく、——「不正」を、「他者を欺く行為を伴う意図的な行為をいう」と定義する以上、法律学的な見方(詐欺罪の構成要件の理解)からも、行為者に「だますという認識と意思(故意)」が必要とされると解するのが自然であり——著しい不注意によるにすぎないものは「意図的」とは評価できないが、認識の対象が②の類型の行為とは異なるということである。とはいえ、(法律上の重過失に相当するような)著しい不注意により会計基準の具体的な準則に違反したと評価されるような場合には¹⁵、抽象的なレベルの規範に違反していることを認識していた(「意図的」)と事実認定できることが少なくないのではないかと推測される。

なお、会計基準の不適切な適用や不適切な見積り(①b.及び②の類型の行為)が「意図的」かどうかに関連しては、たとえば、アメリカ合衆国において上場会社監査に適用される AS2401 の注 4 では「とりわけ、会計上の見積りや会計原則の適用について、意図が存在するかどうかを決定することがしばしば困難である。たとえば、不合理な会計上の見積りは意図的ではないこともありうるし、財務諸表を虚偽表示しようとする意図の結果であることもある」¹⁶と指摘されている。また、コーエン委員会報告書では、「意図的な会計原則の誤った適用と経営者の裁量の適切な行使との区別は難しく、それは訴訟を通じてしか解決されない場合が多い」¹⁷と述べられていた。

(6) 監査の基準において「不正」が限定的に定義されている——意図的か否かを基準とする——根拠

監査の基準において「不正」が限定的に定義されている——意図的か否かを基準とする——のは、主として、監査の実施にあたってどのように虚偽表示リスクを把握し、それに対応するために、監査計画を策定し、監査手続を実施すべきかが重要だからである、(1)で述べたように、現在の財務諸表監査の基準の下では、不正による虚偽表示がありうることを前提として、リスク評価を行い、かつそれに対応した監査手続を実施することが求められていること、不正によるものであれ、誤謬によるものであれ、重要な虚偽表示が財務諸表(計算書類)利用者の判断に与える悪影響には差がない以上、監査意見の表明にあたっては不正によるものであるかどうかは必ずしも重要ではないことからすると、あえて「事後的に」「不正」に該当すると判断する必要はない。同様に、(3)で述べたように、監査の基準における要求事項は、たとえば、「不正」がある場合と「不正の疑い」がある場合とで差がなく、また、「不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合」などにおける要求事項も整備されているため、ある虚偽

¹⁵ そもそも、一般人が企業会計上の具体的な準則を熟知していることは想定しにくいのであるから、「一般人であれば企業会計上認められないと通常認識する状況である」というときには、それは一般人であれば抽象的なレベルの企業会計上の規範に違反していることを通常認識する状況であることを意味していると考えられる。

¹⁶ 監査基準委員会報告書 240 の 6 項(前掲注 9)も参照。

¹⁷ The Commission on Auditors' Responsibilities, *Report, Conclusions, and Recommendations* (American Institute of Certified Public Accountants, 1978), p.33.

表示が意図的な行為に基づくものであり、その結果、「不正」に該当するかどうかについて最終的な結論を得ることを監査人に求めることの意義も乏しい¹⁸。

これらを背景として、監査の基準においては、著しい不注意(重大な過失)による行為が「不正」にあたるか解する必要はなく、その結果、そのような解釈の余地があるかどうかについて議論されてこなかった。しかも、監査人は法律の専門家ではないこともふまえて、監査基準委員会報告書 240 は「監査人は、不正の発生が疑われる場合や、まれに不正の発生を識別した場合においても、不正の発生に関する法的判断は行わない」と定めていた(3 項)。

なお、本意見書は、もっぱら、監査の基準における「不正」と「誤謬」との区別について検討を加えたものであり、他の目的のために「不正」と「誤謬」とを区別する必要がある場合に、その目的に照らし、「不正」と「誤謬」を定義し、ある行為が「不正」と「誤謬」のいずれに該当するのかを検討する場合には異なる考え方が妥当することがありうると考えられる¹⁹。財務諸表等ないし計算書類等の虚偽記載が、たとえば、監査役等の監査報告における取締役または執行役の「職務の遂行に関し、不正の行為」(会社法施行規則 129 条 1 項 3 号・130 条 2 項 2 号・130 条の 2 第 1 項 2 号・131 条第 1 項 2 号)にあたるかどうか²⁰は監査の基準の解釈にかかわらず、会社法における事業報告等の監査の趣旨に照らして判断されることになると考えられる²¹。

¹⁸ この結果、監査論(監査の基準)の観点からは、著しい不注意(重大な過失)による行為が「不正」に該当すると整理する必要はないため、著しい不注意(重大な過失)による行為が「不正」に該当するかどうか論じられてこなかったという評価も可能かもしれない。

¹⁹ アメリカ合衆国においても、1960 年代初頭には、財務諸表監査の文脈において、明確な基準を設定したうえでの不正と誤謬とを区別した議論はなされていなかったようである。たとえば、Mautz, R.K. and H.A. Scharaf, *The Philosophy of Auditing* (American Accounting Association, 1961)は、不正(irregularity)を不正(fraud)や誤謬(error)を含む概念として用いていたと推測できる(115 頁及び 120 頁参照)。また、意図的な不正(intentional irregularity)及び意図的でない不正(unintentional irregularity)と並んで意図的な誤謬(intentional errors)(120 頁)を挙げ、かつ、不正(irregularity)には隠蔽工作がされたものとされないものとがあると説明していた(124~125 頁)。

²⁰ なお、役員解任の訴え(会社法 854 条)との関連では、不正の行為とは「役員がその義務に違反して会社に損害を生じさせる故意の行為(例えば会社財産の私消)をいう」(圈点—引用者)と解されている(浜田道代「854 条」岩原紳作(編)『会社法コンメンタール 19』(商事法務、2021 年)638 頁。江頭憲治郎『株式会社法〔第 9 版〕』(有斐閣、2024 年)418 頁なども同旨)。検査役の選任(会社法 358 条)との関係では会社の利益を害する悪意の行為、すなわち、取締役が自己または第三者の利益を図って会社を害する行為を意味すると解されている(上柳克郎=鴻常夫=竹内昭夫(編集代表)『新版注釈会社法(9)』(有斐閣、1988) 229-230 頁〔森本滋〕参照)。

²¹ なお、アメリカ合衆国においては、被告による虚偽の陳述(misrepresentation)があり、それが重要な事実に関するものであり、その陳述が相手方に信頼させることを目的として行われ、相手方が正当にその陳述を信頼し、その結果、相手方に損害または不利益が生じ、かつ、**当事者間に信認関係(fiduciary relationship)が存在する場合**には、被告は相手方(原告)に対してみなし詐欺(constructive fraud)を理由とする責任を負うと解されている(たとえば、*United States v. Kiefer*, 228 F.2d 448 (D.C. Cir. 1956)参照)。そして、*Ultramares Corp. v. Touche*, 255 N.Y. 170, 174 N.E. 441 (1931)が監査人に重大な過失がある場合にみなし詐欺と同視されることがあることを示唆し、コーエン委員会報告書は「訴訟の結果、判断上の誤りまたは会計原則の適用上の誤りがみなし詐欺にあたることとされたことがある」と指摘していた(The Commission on Auditors' Responsibilities, *supra* note 17, p.33)。このように、監査人や会計士の損害賠償責任の文脈で、会計原則の適用上の誤りがみなし詐欺にあたるかどうか論点となると認識されてきたが、経営者による(重大な過失による)会計原則の適用上の誤りがみなし詐欺にあたるかどうかは議論されてこなかったようである。

別紙 2 当社が [REDACTED] までに a1 社から派遣を受けていた技術者及びその業務委託費単価

【公表版では省略】

別紙3 2025年11月にE氏からB氏に提供された「2020年5月以降の請求（回収）_E氏」の記載内容

【公表版では省略】